

② 平成 27 年第 4 回定例会

(12 月 8 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成27年第4回益城町議会定例会目次

○12月8日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	2
日程第3 議案第65号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）	3
日程第4 議案第66号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	3
日程第5 議案第67号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）	3
日程第6 議案第68号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	3
日程第7 議案第69号 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）	3
日程第8 議案第70号 平成27年度益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第9 議案第71号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について	3
日程第10 議案第72号 益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第11 議案第73号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第12 議案第74号 益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	3
日程第13 議案第75号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第14 議案第76号 益城町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について	3
日程第15 議案第77号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第16 議案第78号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3

日程第17 議案第79号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第18 議員提出第6号 益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について……………	3
散会……………	29

○12月9日（第2日）

出席議員……………	30
欠席議員……………	30
職務のため出席した事務局職員の職・氏名……………	30
説明のため出席した者の職・氏名……………	30
開議……………	31
日程第1 一般質問……………	31
7番 吉村建文議員……………	31

1 子どもの貧困対策について

- (1) 「子ども貧困対策法」「子どもの貧困対策大綱」など国の動きについて町長の「子どもの貧困対策について」の認識を伺う。
- (2) 益城町での母子家庭、父子家庭の把握はなされているのか。ひとり親家庭の親の就業支援など「子どもの貧困」と関わる所得や資産の格差解消に向けた取り組みについて伺う。
- (3) 4月からの「生活貧困者自立支援制度」では子どもの学習支援が自治体の任意事業に組み込まれたが、益城町の取り組みについて伺う。

2 津森地区活性化事業に関して

- (1) 益城ソーラー発電所について、再度防災面について住民の方より不安の声が上がっている。災害防止協定の平成26年8月15日に、また協定書が益城町土地改良区と平成26年9月5日に結ばれている。内容を詳しく聞きたい。
- (2) 益城ソーラー発電所と近隣の潮井自然公園整備とリンクして共に発展されれば町の先端事業としてもその方向性が打ち出せるのではないか。今後の町の方針としてその考えはないのか伺う。
- (3) 10月22日に熊日新聞で報道された、地方創生先行型交付金が益城町に決まった「ウーマンドリーム事業」についてその事業体制について伺う。

- 3 小学校空調設備について
- (1) 6月議会で設置が決定した小学校空調設備だが、すでに工事が完了した所もあると聞き及んでいるが、設置状況と運用開始について伺う。
- 2番 下田利久雄議員 …………… 38
- 1 木山橋南側交差点住宅移転問題について
- (1) 木山橋南側交差点住宅移転問題についてその後どうなっているのか。
- 1番 上村幸輝議員 …………… 40
- 1 子育て支援事業について
- (1) 平成27年4月に、「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。この新制度に盛り込まれている事業に、利用支援事業や一時預かり事業があるが本町での取り組みはどうか。
- (2) 少子化対策、子育て対策等を多角的にとらえれば、出産直後からの支援が必要と思われる。出産後の家事や育児の支援事業を本町でも導入してはどうか。
- 2 益城町リフォーム助成事業について
- (1) 現時点での助成金利用状況はどうか。
- (2) この事業を次年度も継続する官衙はあるのか。
- 3 町が行う土地の等価交換について
- (1) どのような条件のもと、どのような判断基準を以って誰の判断で等価交換は行われるのか。
- 14番 中村健二議員 …………… 48
- 1 政治姿勢について
- (1) 町長の言う「笑顔あふれる町」とはどのような町なのか具体的に聞かせていただきたい。
- (2) 町長は議会との関係、議会の立場をどのように捉えておられるのか。
- 2 等価交換に関連した補償費問題について
- (1) どこでどの様にして補償費など支払うことになったのか。また、900万円の本当の内訳は何だったのか。
- 3 町有地と私有地の交換問題について
- (1) 等価交換になったこれまでの経緯と、それに至った詳細な内容について伺う。
- (2) 何故、住民や議会に説明もなくそんなに急ぐのか。交差

点改良を進めるためには、まず県との交渉をしっかりと
行うことが先ではなかったか。

散会 58

○12月10日（第3日）

出席議員 59

欠席議員 59

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 59

説明のため出席した者の職・氏名 59

開議 60

日程第1 一般質問 60

8番 野田祐士議員 60

1 交差点近隣部におけるコンビニ開発計画について

(1) 町長は、議会においてコンビニ店計画の真偽を問われた
際、補償費900万円が不適切であるとの指摘を認めた上で
精査を行うと回答したが、その結果について問う。

(2) 補償費900万円の取り下げの経緯と経過について伺う。

2 町有地（行政財産）と民有地の交換問題について

(1) 使用中であった文化会館第二駐車場（行政財産）は文化
会館を利用する住民や他市町村からの大型バスの駐車ス
ペースとして利用していた。何故、突然に用途廃止を行
ったのか。行政執行の物的手段としての行政財産は住民
の為のものであり、勝手に処分すべきでないし、また出
来ないと考えるが町長の所見を伺う。

(2) 文化会館駐車場の大部分が失われるが、重大な変更に対
し指定管理者とどのような協議を行ったのか。何故、議
会や住民への説明はないのか。

(3) 交差点を改良するには、交換した土地面積の全てが必要
か。

(4) 公有財産の管理及び処分（地方自治法第237条）に対してい
は、「議会の議決による」とあるが町長の所見を伺う。

(5) 「行政財産は、その用途又は目的を妨げてはならない」と
あるが（地方自治法第238条）に対して町長の所見を伺う。

3 行政運営について

(1) 町長が行う行政運営及び手法は計画性がなく場当たりの
問題が多い。取り組み方について伺う。

(2) 町民及び議会への説明を行わず、説明責任を果たさないのは何故か。事前説明は不要との考えか。

4 今後の地域支援事業（包括的支援）等について

(1) 地域包括ケアは、その前準備としての地域づくりが必要不可欠であり、重要となる。現在地域づくりは十分に出来ているという認識か、地域づくりの現状と併せて伺う。

(2) 国保財政は現在どのような状況にあるのか、伺う。

(3) 保険料（介護保険や健康保険）の値上げを考えているか。

(4) 益城町の人口及び面積規模においては、現状の財政等を考慮した上で社会福祉協議会の人員補強と財政強化を図ることが第一義的な考えであると思うが如何か。

15番 竹上公也議員 75

1 政治姿勢について

木山交差点問題

(1) 交差点道路用地として取得するに当たり等価交換を町長権限で強行した事について、なぜに急ぐ必要性があったのか。

(2) 文化会館用駐車場は今後どうするのか。

(3) 交差点のコンビニ計画は実際計画され5月開店の予定であったのか。

(4) 補償費の900万はどういう理由で解消されたのか。

2 広安校区第一グラウンド整備について

(1) 山本山跡地広安校区グラウンドの野球場設備整備について

13番 石田秀敏議員 85

1 木山交差点問題について

(1) 今後の見通しについて

2 潮井公園問題について

(1) 公園整備内容について

(2) 環境問題について

9番 宮崎金次議員 93

1 木山交差点にからむ等価交換について

西村町長は木山交差点の改良に政治生命をかけると言っておられ、私も益城町の発展のためには、木山交差点の改良は必要であると思う。しかし今回の強引な等価交換には町民も大変驚いている。そこで3点伺う。

- (1) 町長は地元や議員の意見を聞く努力をしないで事を進められたが、この状況で今後交差点の改良をどのように進められるのか。町長の考えを伺う。
- (2) 木山交差点改良は本来県の担当と思うが、県との調整はこれまでどのようになされて来たのか伺う。
- (3) 町長は木山交差点の改良に政治生命をかけると素晴らしい表現を用いられているが、何時までにどういう状態であれば成功、どういう状態であれば不成功で責任をとられるのか伺う。

2 町長の政治姿勢

- (1) 本議会一般質問の町長答弁の中から再度確認すべき事項について伺う。

散会 103

○12月15日（第4日）

出席議員	104
欠席議員	104
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	104
説明のため出席した者の職・氏名	104
開議	105
日程第1 常任委員長報告	105
日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	114
日程第3 議員提出第7号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との 土地交換に係わる疑義の調査に関する決議	114
日程第4 議員派遣の件	132
日程第5 閉会中の継続調査の件	132
閉会	132

平成27年12月第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年12月8日午前10時00分招集
2. 平成27年12月8日午前10時00分開会
3. 平成27年12月8日午後0時35分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第65号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第4 議案第66号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第5 議案第67号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第6 議案第68号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第7 議案第69号 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第8 議案第70号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議案第71号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第72号 益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第73号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第12 議案第74号 益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
 - 日程第13 議案第75号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第76号 益城町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第15 議案第77号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第16 議案第78号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第17 議案第79号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第18 議員提出第6号 益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君

13番 石田 秀敏 君 14番 中村 健二 君 15番 竹上 公也 君
16番 渡辺 誠男 君 17番 荒牧 昭博 君 18番 稲田 忠則 君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村 博則 君	教育長	森永 好誠 君
会計管理者	福島 幸二 君	総務課長	森田 茂 君
総務課審議員	河内 正明 君	秘書広報課長	堀部 博之 君
企画財政課長	藤岡 卓雄 君	企画財政課審議員	中桐 智昭 君
税務課長	緒方 潔 君	住民生活課長	森部 博美 君
子ども課長	花田 博文 君	健康づくり推進課長	安田 弘人 君
健康づくり推進課審議員	西口 博文 君	いきいき長寿課長	後藤 奈保子 君
福祉課長	坂本 祐二 君	農政課長	森本 光博 君
建設課長	坂本 忠一 君	都市計画課長	杉浦 信正 君
下水道課長	富田 正秀 君	学校教育課長	田中 秀一 君
生涯学習課長	高森 修自 君	水道課長	西村 秀幸 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さんおはようございます。

平成27年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名であります。

これより、平成27年第4回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については、議席に配付のとおりです。それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番榮正敏議員、13番石田秀敏議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は8日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明と議案に対する総括質疑を行います。あす9日と10日は一般質問、11日は各常任委員会書類審査、12日、13日は休会、14日は各常任委員会現地視察、15日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということで参りたいと思っております。

-
- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第3 | 議案第65号 | 平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案第66号 | 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第67号 | 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第68号 | 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第69号 | 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第70号 | 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第71号 | 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第72号 | 益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第73号 | 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第74号 | 益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第75号 | 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第76号 | 益城町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第77号 | 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第78号 | 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第79号 | 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議員提出第6号 | 益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について |

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第3、議案第65号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第18、議員提出第6号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について」までを一括議題としたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第65号「平成27年度益城

町一般会計補正予算（第4号）」から日程第18、議員提出第6号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について」までを一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

まず、議案第65号から議案第79号までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成27年第4回益城町議会定例会開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議員の皆様方におかれましては、各地域の問題解決、町民の皆様の安心安全確保などに日夜努力をいただいていることに関しまして、厚く御礼を申し上げます。また、傍聴席には、早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

10月11日、日曜日に、益城町総合運動公園で開催しました、きまみにスポーツ健康フェスタには3,000名を超える大勢の方が来場されました。例年実施していました校区対抗戦、スポーツ健康体験、健康弁当販売などに加えて、今年は青空市場、翔陽高校馬術部による乗馬体験、水道コーナーなどを加え大変なごわいでした。

また、10月23日には、福祉スポーツ大会を実施し、この大会も大変にごわったところですが、健康フェスタ同様健康づくり、地域の連携強化につながったと強く感じました。

また、女子サッカーチーム益城ルネサンスの来年度のチャレンジリーグ残留をかけた入れかえ戦が12月13日午後1時から七城運動公園で行われます。なでしこリーグ昇格に向けて、頑張っている選手たちを益城町を挙げて応援していきたいと思っております。どうぞ応援をよろしく願います。

さて、今回提案しております議案は、補正予算が5議案、そして、条例が10議案、合計15議案となっております。

それでは、早速御説明を申し上げます。議案第65号から議案第69号の5議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第65号、一般会計補正予算は歳入歳出1億9,289万9,000円を増額しまして、歳入歳出総額109億7,889万5,000円としています。

歳入歳出予算の補正で、歳入の主なものには障害者自立支援給付費国庫負担金1,620万9,000円、保育所・認定こども園運営費国庫負担金4,340万4,000円、国保保険基盤安定国庫負担金2,154万4,000円、子ども・子育て支援交付金2,397万9,000円、財政調整基金繰入金4,000万円などの増額、特別保育事業費等補助金3,203万円、放課後児童健全育成事業等補助金2,936万3,000円、地域活性化事業債610万円を減額しています。

歳出の主なものには、障害者の介護・訓練等給付費3,131万9,000円、障害児施設給付費646万7,000円、保育所・認定こども園運営費9,131万円、国保保険基盤安定繰出金4,607万9,000円、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金658万8,000円、中学校の教科書改訂に伴う教材消耗品費771万7,000円などの増額。延長保育促進事業補助金2,975万8,000円、給食センターの配送車購入

費580万円などの減額、その他人事異動等による職員給料、職員手当、共済費の増額、減額を計上しています。

また、地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業の債務負担行為補正につきましては、5ページのとおりです。

次に、特別会計関係の補正につきましては、議案第66号、国民健康保険特別会計補正予算では7,472万円の増額補正、議案第67号、公共下水道特別会計補正予算では1,410万円の減額補正、議案第68号、農業集落排水事業特別会計補正予算では100万円の増額補正を行っております。

また、議案第69号、水道事業会計補正予算の収益的支出の補正は525万8,000円を増額、資本的支出の補正は11万6,000円を増額するものでございます。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。今回、提案をしております予算関係5議案について、私のほうから御説明を申し上げます。

まず、議案第65号、平成27年度益城町一般会計補正予算書（第4号）でございます。1ページをお開きください。

平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,289万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億7,889万5,000円とする。第2条で、債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正を記載しております。

5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正でございます。1追加でございます。地域子育て支援拠点事業委託料、期間を平成28年度から平成30年度までの3カ年、限度額を1,185万円としております。次のファミリー・サポート・センター事業委託料につきましても、期間を平成28年度から平成30年度までの3カ年間、限度額を840万円としております。

次に、6ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。1変更でございます。起債の目的は地域活性化事業債、限度額を610万円減額いたしまして、770万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。これは町長車及び軽自動車4台の入札執行残並びに、計画しておりました給食センター配送車1台分の更新が給食センターの建てかえを検討する中で、施設器具であるコンテナのサイズ変更等が想定されることから、更新を延期するための減額補正を計上するものでございます。

次に、9ページをお開きください。9ページからが歳入となっております。まず、14款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金は、11月に開所した、のぞみの丘保育園に伴う増額補正でございます。16款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節の社会福祉負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害児施設給付費国庫負担金でございますが、いずれも利用者の増加に伴います国庫負担金の増額補正でございます。こちらは、給付費の2分の1が国の負担となっております。3節の児童福祉費負担金です。説明欄の4番目までは児童手当分です。

一番上の被用者3歳未満の国庫負担割合は給付費の45分の37、2番目から4番目までの国庫負担割合は給付費の6分の4となっております。一番下の保育所・認定こども園運営費国庫負担金は、のぞみの丘保育園の11月開所、私立保育園の平均保育単価の増等に伴う増額補正で給付費の2分の1が国の負担となっております。2目の衛生費国庫負担金は国保保険基盤安定国庫負担金の確定による補正でございます。

10ページでございます。16款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の1節社会福祉補助金の地域生活支援事業補助金は、障害者の日常生活用具60万円の2分の1を計上しております。3節児童福祉補助金は、補助金の名称変更に伴うもので保育緊急確保事業補助金と認定こども園一時預かり事業国庫補助金は、当初予算に計上していた全額を減額し、新たに、子ども・子育て支援交付金に組み替えて計上しているものでございます。

17款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節の社会福祉負担金も、9ページで説明しました国庫負担金と同様で、障害者自立支援給付費県費負担金及び障害児施設給付費いずれも利用者の増加に伴う増額補正でございます。こちらは給付費の4分の1が県の負担となっております。3節の児童福祉費負担金も9ページで説明しました、国庫負担金と同様でございます。説明欄の4番目までは児童手当分ですが、県の負担割合は一番上の被用者3歳未満が給付費の45分の4で2番目から4番目までは6分の1となっております。一番下の保育所・認定こども園運営費県費負担金は、のぞみの丘保育園の11月開所、私立保育園の平均保育単価の増等に伴う増額補正で、給付費の4分の1が県の負担となっております。2目の衛生費県負担金は、国保の保険基盤安定県負担金の確定による補正でございます。

11ページの17款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の選挙人名簿システム改修費補助金は、選挙権が20歳から18歳に引き下げになることに伴う改修費用の2分の1が県の負担となっております。広域消防体制強化支援交付金は、消防指令車並びに消防査察車への搭載無線機移設に伴う県補助金となっております。2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業補助金は、障害者の日常生活用具60万円の4分の1を計上しております。3節児童福祉補助金は、10ページで説明しました国庫補助金と同様で、補助金の名称変更に伴うもので、特別保育事業等補助金、保育緊急確保事業費補助金、放課後児童健全育成事業等補助金、認定こども園一時預かり事業県費補助金は、当初予算に計上していた全額を減額し、こちらは説明欄の下から二つ目になりますが、新たに、子ども・子育て支援交付金に組み替えて計上しているものでございます。その一つ上の教育・保育給付費地方単独費用県費補助金は、認定こども園運営費のうち1号認定にかかる地方単独費用に対する分の2分の1を計上しております。一番下の保育対策総合支援事業費補助金は、認可外保育施設の職員の健康診断5,100円掛ける20人掛ける3分の2の計上でございます。5目農林水産業費県補助金の熊本県特定鳥獣適正管理事業補助金は、ニホンジカ20頭掛ける1,000円の計上でございます。次の台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金658万7,000円は、植えかえ対策費646万3,000円、生育回復対策費5万7,000円、病虫害蔓延防止対策費6万7,000円分の計上でございます。7目土木費県補助金1節土木補助金です。土地利用規制等対策費交付金は決定による増額の補正を行っております。土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は袴

野地区分の計上でございます。

次に、12ページの17款県支出金 2 項県補助金 7 目県補助金 2 節地籍調査費事業補助金は地籍調査の補助金決定による減額補正でございます。

17款県支出金 3 項県委託金 1 目総務費委託金の権限移譲事務市町村交付金ですが、決定によります減額補正でございます。16の事務に対して権限移譲を受けております。

20款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金です。こちらは歳入歳出の調整額として繰り入れるものでございます。

13ページの22款諸収入 5 項雑入 4 目過年度収入でございますが、いずれの項目も平成26年度の額の確定による追加交付分を計上しているものでございます。5目雑入でございます。説明欄の一番上の過年度後期高齢者医療療養給付費負担金は、平成26年度分の清算分の計上となっております。次の空港周辺環境整備事業助成金は、交流情報センター及び益城幼稚園の備品購入に伴う入札残による交付額決定の減額補正でございます。説明欄の一番下の農業者年金業務委託手数料は交付額決定による増額補正でございます。

23款町債 1 項町債 1 目総務債は、6ページの第3表地方債の補正で説明したとおりでございます。

14ページからが歳出でございます。2款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 2 節給料及び 3 節職員手当は人事異動に伴う補正でございますが、今回の人件費の全般的な事項としましては、1つは11月までの人事異動に伴うもの、それから時間外勤務手当の増分、また、本年10月から施行の年金制度の一元化に伴う厚生年金法改正によりまして、共済組合負担金等の計算方法が変更されたことに伴う補正でございます。11節の需用費の消耗品費は例規集の追録分でございますが、マイナンバー等の関連で改正が多くなったことによるものでございます。6目防災費の修繕料は、安永、ましき野の防災行政無線拡声子局の移転に伴うものでございます。7目諸費の有線放送施設・広報掲示板整備補助金は、4カ所掛ける15万円の計上でございます。

15ページの2款総務費 2 項徴税费 2 目賦課費の軽自動車税システム改修委託料は、新車登録から13年度経過した車両の税を重くする等の制度改正に伴うシステム改修分でございます。3目徴収費の非常勤職員報酬は職員産休に伴う計上でございます。

2款総務費 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の 3 節職員手当は、職員の児童手当分、12節の役務費は、マイナンバー制度に伴う通知カードの再送付等にかかる通信運搬費の計上でございます。

2款総務費 4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費の 4 節共済費は、共済組合負担金等の計算方法変更に伴う分、13節の委託料は、選挙権が20歳から18歳に引き下げられることに伴う改修費用の計上でございます。

16ページ、2款総務費の 5 項 2 目の統計調査費 3 節の職員手当は、国勢調査に伴う職員の時間外勤務手当の計上でございます。

2款総務費 6 項 1 目監査委員費の 4 節共済費は、共済組合負担金の計算方法変更に伴う計上でございます。

3款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の 2 節、3 節それから17ページにわたりまして

4節までは、職員給与関係の増額もしくは減額の補正でございます。20節の扶助費でございます。介護訓練等給付費、身体障害者補装具交付費、障害児施設給付費及び身体障害者日常生活用具給付費、いずれも利用者の増加及び高額な補装具申請による給付費の増額の補正を行うものでございます。

23款償還金利子及び割引料は、平成25年度分自立支援給付費の清算返還金を計上するものでございます。4節老人福祉費の13節委託料は、配食数増に伴う計上でございます。6目の地方改善費の11節需用費及び12節役務費は、平田教育集会所の東の公園にある老朽化した遊具撤去及び樹木伐採費用の計上でございます。

18ページでございます。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費です。3節の職員手当は子育て世帯プレミアム商品券対応等に伴う職員の時間外勤務手当の計上でございます。19節の負担金補助及び交付金の保育所・認定こども園運営費は、私立保育所の平均保育単価の増及び11月開所に伴う運営費の増額補正となっております。延長保育促進事業補助金は、国の補助金交付要綱等の改正に伴う減額補正となっております。20節の扶助費の子ども医療費助成金は、本年4月から10月までの実績及び昨年11月から翌年3月までの実績から算出した平成27年度支出見込み額の不足分の計上でございます。23節償還金利子及び割引料の特別保育事業等補助金返還金は、平成26年度病児保育事業の利用者減に伴う県補助金の返還分の計上でございます。2目児童措置費20節の扶助費は、9ページ、10ページの歳入で説明しました児童手当の増額補正でございます。3目の児童福祉施設費の3節及び4節は、保育士の育休、産休に伴う補正でございます。

19ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の2節、3節、4節は、職員給与関係の補正でございます。28節の拠出金の国保保険基盤安定繰出金は額の確定による補正でございます。3目環境衛生費19節の益城、嘉島、西原環境衛生施設組合負担金は、交付税増額分でございます。組合分を益城町が一括して受領しているための計上でございます。

20ページの6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費の2節、3節、4節も職員給与関係の補正でございます。3目農業振興費19節負担金補助及び交付金でございます。鳥獣害防止総合対策（推進）事業補助金は、イノシシ、ニホンジカの九州広域一斉駆除隊分でございます。次の特定鳥獣適正管理事業補助金はニホンジカ20頭掛ける1万円、20万円の内の町の分2万円、それから、11ページの県補助金2万円分の合計でございます。次の鳥獣被害防止総合対策推進事業補助金は、くくりわな10基分でございます。次の鳥獣被害防止緊急支援事業交付金はイノシシ1頭8,000円掛ける60頭、48万円の計上でございます。次の台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金は、植えかえ対策646万3,000円、生育回復対策5万7,000円、病虫害蔓延防止対策6万8,000円の合計でございます。21ページの5目農地費19節負担金補助及び交付金の団体営農業農村整備事業補助金は、秋津、飯野土地改良区の樋門修繕工事の補助金でございます。11目農業集落排水事業費28節の繰出金です。これは、公共ます取り付け費の増加により、農業集落排水事業特別会計繰出金への増額補正でございます。

6款農林水産業費2項林業費2目林道維持費14節の使用料及び賃借料です。これは、船野林道整備等に伴う機械借り上げ料分でございます。

7款商工費1項商工費1目商工総務費の2節、3節、それから22ページの4節は、人事異動及びプレミアム商品券発行に伴う時間外勤務など職員給与関係の補正でございます。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費の4節共済費は、共済組合負担金等の計算方法変更に伴う計上でございます。2目の地籍調査事業費の13節委託料です。これは、地籍調査事業の実施測量補助金の確定に伴う減額補正でございます。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費19節負担金補助及び交付金の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は袴野地区1世帯分の計上でございます。28節の繰出金です。公共下水道特別会計繰出金の減額補正は事業費の減額による一般会計からの繰出金を減額するものでございます。23ページの4目土地利用対策費11節の需用費です。これは土地利用規制等対策費交付金の決定に伴う消耗品の増額補正を行っております。

9款1項消防費2目消防施設費12節役務費の益城西原消防署車載無線機移設作業手数料は、消防指令車並びに消防査察車への搭載無線機移設分の計上でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の2節、3節、4節は、人事異動に伴う職員給与関係の補正でございます。

24ページの10款教育費2項小学校費1目学校管理費の2節、3節、4節も人事異動に伴う職員給与関係の補正でございます。11節需用費の光熱水費は、小学校空調整備に伴う電気代の計上でございます。修繕料は、広安小学校図工教室改修分の計上でございます。

25ページの10款教育費3項中学校費2目教育振興費11節需用費です。これは平成28年度の中学校教科書改訂に伴います教師用の教材費の計上となっております。

10款教育費5項1目幼稚園費は財源組み替えでございます。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費の4節共済費は共済組合負担金等の計算方法変更に伴う計上でございます。9目交流情報センター運営費の2節、3節、それから26ページの4節までは、人事異動に伴う職員給与関係の補正でございます。

10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費の3節、4節も職員手当等の補正でございます。3目の学校給食費の4節共済費も共済組合負担金等の計算方法変更に伴う計上でございます。11節の需用費の修繕料は給食センター配送車の更新延期に伴う車検及び修繕代、12節の役務費、18節の備品購入費及び27ページの27節公課費も、それに伴う増額もしくは減額の補正となっております。

14款予備費につきましては、歳入歳出の調整額としての計上となっております。以上が議案第65号でございます。

次に、議案第66号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。

1ページをお開きください。平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,472万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,017万9,000円とするとしております。

こちらは6ページをお開きください。6ページからが歳入となっております。13款繰入金1項

他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、15款諸収入 4 項雑入 5 目雑入は、国保連合会からの積立金返還金でございます。

7 ページが歳出でございます。2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費は財源組み替えでございます。

8 款 2 項の保険事業費 1 目保健衛生普及費は、被保険者数 9,142 人掛ける 3.75 円足すの 4,200 円を計上するものでございます。

12 款予備費につきましては、歳入歳出の調整額としての計上でございます。以上が 66 号でございます。

次に、議案第 67 号、平成 27 年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第 2 号）でございます。

こちら 1 ページをお開きください。平成 27 年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,410 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 5,314 万 3,000 円とするとしております。第 2 条では、地方債の補正を起債しております。

4 ページをお開きください。第 2 表地方債の補正でございます。1 変更、起債の目的は公共下水道事業でございます。限度額を 1,940 万円を減額し、1 億 9,580 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。事業費を減額することから起債も減額するものでございます。

7 ページをお開きください。歳入でございます。2 款分担金及び負担金 1 項 1 目負担金ですが、受益者負担金の 1 節が現年度分、2 節が過年度分の増額補正でございます。

5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は事業費が減額となることから、繰入金の減額を行うものでございます。

8 款町債 1 項町債費 1 目下水道事業債は、先ほど 4 ページの第 2 表地方債補正で説明したとおりでございます。

8 ページからが歳出でございます。1 款事業費 1 項 1 目公共下水道費 2 節の給料から 4 節共済費までは、人事異動に伴う減額補正でございます。8 節報償費は、受益者負担金の一括納付報奨金を計上しております。13 節委託料は、事業減に伴う減額補正でございます。14 節使用料及び賃借料は、新築に伴う公共ます設置にかかる機械借り上げ料を計上でしております。15 節工事請負費は、国の補助金内示に伴う減額補正でございます。

2 款 1 項公債費の 1 目元金及び 2 目の利子は、平成 26 年度事業の明許繰越に伴う減額補正でございます。

3 款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

次に、議案第 68 号でございます。議案第 68 号、平成 27 年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第 2 号）でございます。

こちら 1 ページをお開きください。平成 27 年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,547万5,000円とするとしております。

6ページをお開きください。歳入でございます。5款繰入金1項1目の一般会計繰入金ですが、こちらは事業費の増額により一般会計から繰入金を増額補正として計上しているものでございます。

7ページが歳出でございます。1款事業費1項1目農業集落排水事業費14節の使用料及び賃借料は平田上地区の開発に伴う公共ます及び取りつけ管の設置にかかる機械借り上げ料の増額補正でございます。

3款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。以上が68号でございます。

次に、議案第69号、平成27年度益城町水道事業会計補正予算書（第2号）でございます。

1ページをお開きください。総則でございます。第1条平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。2条が収益的収入及び支出でございます。第2条平成27年度益城町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、支出の予定額を次のとおり補正すると定めております。

次に、表でございますが、21款益城町水道事業費用の補正でございます。補正予定額525万8,000円の増額として計上しております。

次に3条ですが、資本的収入及び支出、第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,805万7,000円を2億3,817万3,000円に、当年度損益勘定留保資金2億3,805万7,000円を2億3,817万3,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正すると定めております。

次に、下の表でございます。41款益城町水道事業資本的支出11万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、3ページをお開きください。平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。21款益城町水道事業費用1項営業費用2目排水及び給水費19節の修繕費を500万円の増額補正です。これは、漏水修理等が多かったために今後予算不足が予想されるための補正でございます。次に、5目減価償却費41節有形固定資産減価償却52万7,000円は平成26年度工事分の有形固定資産減価償却費の確定による補正でございます。2項の営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費51節の企業債利息の減額26万9,000円は予算作成時の借入利率を年1.3%で計上しておりましたが、借入時点で1.2%に下がりましたので、利息分を減額するものでございます。

次に、下の表でございます。資本的収入及び支出の支出で、41款益城町水道事業資本的支出2項企業債償還金1目企業債償還金73節の企業債償還金11万6,000円の増額につきましては、償還は元利均等払いとしておりますので、利息償還額が下がったことで、元金償還額が増えたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第70号、益城町課設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回提案しております条例改正は秘書広報課を廃止し、政策推進課を新設するとともに、現行の「こども課」の名称を「こども未来課」に変更するものです。

まず、政策推進課の新設についてでございますが、地方自治体は、現在これまでにない大きな変革期を迎えています。特に地方自治体は、社会経済情勢の変動を的確に把握予測するとともに、国が進めています地方分権をはじめ「まち・ひと・しごと創生」「1億総活躍社会」実現などの国の新たな政策の動向を注視しつつ、自らの責任と判断でまちづくりを行わなければならない時代に入っています。町としましても、国から発信される様々な情報を把握分析し、新たな政策課題や多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応する必要があります。今回、政策推進課を新設するのは、このような状況をふまえ町の重要施策や課題を戦略的かつスピード感をもって実行できる町政運営体制を確立するためのものです。なお、新設する政策推進課には、地方創生をはじめとした町の重要施策の総合町政を担当する係、行政改革を担当する係、企業誘致を担当する係、町のイメージアップを担当する係の配置を予定しております。また、秘書広報課の廃止に伴い、その所掌業務である秘書を担当する係は総務課へ、また、広報を担当する係は新設する政策推進課のイメージアップを担当する係へ編入することとしております。

次に現行の「こども課」の名称を「こども未来課」に変更する条例改正につきましては、安心して子どもを産み育てることのできる町を目指して、より子どもの未来を支援していくための名称としております。そのほか、今回の組織再編に伴う課の文書事務の追加、見直しなどを行うものでございます。

議案第71号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い町税条例の一部を改正するものであり、地方税法に条例委任事項が設けられたことによる改正となっております。徴収の猶予については、震災、風水害、火災など損失を受けた場合、納税者からの申請に基づき、1年以内の期間に限り、徴収の猶予を受けられる制度です。また、分割納付制度についても規定がありまして、これも徴収猶予と同様の内容となっております。次に、換価の猶予について御説明いたします。差し押さえた不動産、土地、建物など、また動産、有価証券、株券などにつきまして、換価の猶予を受けようとする場合の基準を定めたものです。一定の要件、担保物件などを提示に該当すれば、1年以内の期間に限りまして、換価の猶予を認める制度です。また、番号法の制定に関係し、企業等に関する法人番号の改正となっております。

議案第72号、益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回、提案しております条例改正は、今年度購入いたしました体組成計測定器の使用料を制定するものです。この測定は筋肉率、体脂肪率、水分率、骨率、基礎代謝量などを測るもので、町民の健康づくりやスポーツ活動に役立てたいと考えております。使用料につきましては、県立総合体育館が体組成計測定コースとしまして、使用料を870円に設定しているのを参考にして、指定管理者が測定体験会を850円でやっております。しかし、利用者がほとんどおりませんでした

ので、今回、使用料をワンコインの500円に設定し、利用しやすくしたところです。

議案第73号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

平成27年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行され、住民票を有する全ての方に個人番号が付番され、通知カードを各世帯に郵送をしております。さらに、平成28年1月から本人の申請に基づきまして、顔写真のついた個人番号カードの交付が始まります。個人番号カードの初回交付手数料は、国が費用を負担するため、無料としていますが、紛失などの理由により再交付する際の手数料につきましても、国の負担はないため有料とするものです。また、番号法の施行に伴い住民基本台帳カードの発行が終了するため、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料の規定を削除するものです。さらに、個人番号カードを利用して住民票等の証明書を全国のコンビニエンスストアで取得することができるコンビニ交付の交付手数料を住民基本台帳カード同様、窓口より50円減額するものです。

議案第74号、益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを御説明いたします。

番号法に基づいたマイナンバー制度は行政の効率化、添付書類の削減など住民の利便性の向上、公平、公正な社会を実現する社会基盤であり、社会保障、税、災害対策分野におきまして、国、都道府県、市町村の間で情報連携を行うことができます。個人番号は、全ての事務におきまして個人番号を利用できるものではなく、番号法に利用範囲が規定されています。番号法で規定されていない事務で、独自に個人番号を利用する場合や、まちの機関内部で番号を用いた連携及び他機関へ特定個人情報の授受を行う場合は、番号法第9条第2項及び同法第19条第9項の規定に基づきまして条例に規定する必要があります。そのため、益城町においても個人番号を活用し、住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、条例を制定するものです。

議案第75号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

平成23年3月より、益城町では住民基本台帳カードを利用しましたコンビニ交付などの多目的サービスを導入しております。印鑑登録証明書もコンビニ交付の対象としてきました。今回の改正は住民基本台帳カード同様、個人番号カードを利用してコンビニエンスストアで印鑑登録証明書を取得できるようにするためのものです。なお、附則の経過措置によりコンビニ交付につきましては、住民基本台帳カードの有効期限まで引き続き利用いただけます。

議案第76号、益城町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

住民基本台帳カードを利用しましたコンビニ交付などの多目的サービスは条例制定の必要があり、条例に基づき実施してまいりました。このたび、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、平成27年12月をもって、住民基本台帳カードの発行が終了となるため、本条例を廃止するものです。新

しく導入される個人番号カードは条例制定の必要がありません。なお、すでにコンビニ交付などの多目的サービスに対応している住民基本台帳カードは、附則の経過措置により住民基本台帳カードの有効期限まで御利用いただけます。

議案第77号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、益城町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正の要旨は国民健康保険税の減免申請書に個人番号を記載しなければならないこととするものでございます。

議案第78号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険条例の一部を改正するものでございます。介護保険料の徴収猶予及び減免申請書に個人番号を記載しなければならないこととするものです。

議案第79号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、第10条住宅入居の手続の中で、第1項第1号に規定する申請書に保証人の連署が必要であると規定してありますが、入居決定者がやむを得ない事情により保証人の連署がもらえないときは、必要しないこととすることができるという項目を追加するもので、生活保護を受けている生活困窮者に対して門戸を広げるものです。近隣の市町村及び県におきましても、この条項はすでに施行しているものであります。生活保護を受けている世帯の家賃につきましては、給付を受ける時点で家賃分を町に入金しますので、滞納が発生することはありません。以上のようなことで条例改正をするものです。以上で議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第65号から議案第79号までの説明が終わりました。

次に、議員提出第6号の説明を求めます。

提出者議員 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎です。議員提出第6号、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の提案理由について御説明いたします。

まず、現在部落公民館の建設、子どもの遊び場などに町から補助金が出されておりますけれども、これは、益城町ふるさとづくり施設整備補助金交付要綱として制定され、生涯学習課の所掌となっておりますが、本件は町民全般にかかわる事項であり、より公にして町民の前に出すべきだと思います。このため、議会に提案し審議していただき、議決により条例化しておくことが必要であるとの思いから、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例として今回提案するものです。

現行の要綱からの修正事項でございますけれども、大きく3点あります。まず1点目は、現在の要綱は、益城町例規集第3款第11編第6章体育の項に記述されておりますけれども、なお、益城町のホームページの例規集には記載されておられません。これを公民館等が記述されております第11編第5章社会教育の項に移し、さらに条例化することにより益城町のホームページ例規集のところに記載されることとなります。それから、2つ目は第4条の補助金の額については、昨年、

公民館の建設等500万円から1,000万円に値上げされましたけども、そういう改正されておりますので、そのまま踏襲しますが、ただ、部落公民館の新築の際の補助金で行政分割に伴う場合だけ、全額補助の1,000万円とされたおつたのを、新興住宅地等において行政区分割前にその準備を確実にするために、分割より早めに公民館の建設を住民が希望しておりますので、3年以内に行政分割が確実な場合は補助金を全額支給するように修正をいたしました。なお、広崎5町内公民館においても分割1年前に補助金が出されて建設されております。それから、改善の3点目でございますけども、第3条の支給対象者第5条の補助金の交付等、それから第6条の委任、この3項目については、執行部との調整の中で、加筆したものです。以上、提案理由について説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 議員提出第6号の説明が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時20分から再開いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、議案第65号から議員提出第6号までの16議案に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番上村です。よろしくお願ひします。

議案第65号、一般会計補正予算についてお伺いしたいと思います。ページのほうがですね、23ページ、済みません、22ページ、8款土木費4項都市計画費1目の都市計画総務費19節の負担金補助金及び交付金、これの土砂災害危険住宅移転促進事業補助金というのが296万6,000円というふうになってるんですけど、これは11ページの歳入にありました県補助金の296万6,000円がそのまま流れるということで、県からの補助金が町が窓口となって、そのまま対象者のほうに支払われるということなんですけど、これが袴野1世帯分ということでお伺いしたんですけど、これが、県の土木部のほうで指定された危険地帯、レッドゾーンとイエローゾーン、これに分かれるんですけど、レッドゾーンのほうで津森校区、福田校区、飯野校区とけっこうかかっている地区がありまして、町のほうでこの対象となるレッドゾーン、これにかかわる世帯というものがこの校区別に何世帯程度あるのか、町のほうでですね、把握しておられる数が分かっているんであればですね、これを教えていただきたいと思ひます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。1番上村議員の御質問にお答えいたします。

補正予算関係で、平成27年度一般会計補正予算（第4号）中、ページが22ページ、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の中での19負担金補助及び交付金296万6,000円の内訳、その

内容の内、校區別には大体何件対象のところがあるのかということで、上村議員のほうが言われたとおり、レッドゾーンの地区内に居住する方への補助、間違いありません。うちのほうですね、県のほうから説明会とかですねそういうのが一応あっておりまして、校區別には数字的には出ておりませんがうちのほうで県のほうからの資料で一応もらってる部分につきましては、大体69件というふうになっております。今回、袴野の方がですね、除却されると、今、建ってるところの家を除却されるということで、最高300万円が限度というふうになっておりまして、ちょうど除却費用が296万6,000円かかるということで、これ、1,000円以下は切り捨てておりますけれども、その限度内でありましたので満額対象となるということで、今回計上されております。今、言いましたように3校区の中でですね、69件が対象であるということです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） おはようございます。6番中川でございます。私は、議員提出第6号、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定についてということで、提出した議員であります宮崎議員さんのほうにちょっと2、3点御質問させていただきます。

まず第1に、町にたくさんの補助金交付規則が定められておりますが、あえて、ふるさとづくり施設整備補助金要綱だけを一部改正し条例制定されることの意義をお聞かせいただきたいと思っております。提案された理由、特別な事情、もしくは思い入れがあるかと思っておりますけれども、お聞かせをいただきたいと思っております。

第2に、第4条第1項第1号中の改正部分で、補助金の交付後3年以内に確実に実施されると判断される場合とありますが、3年以内とされた根拠の説明をちょっとお願いしたいと思います。また、3年以内に確実に実施される場合の判断基準は大変難しいと思われませんが、その最終判断は当然町に委ねることとなりますが、もし、3年以内に行政分割等ができなかった場合、当然補助金は返還すべきですが、利息を含めての返還となりますが、その考えでよろしいか、ちょっとお伺いしたいと思います。

最後に提案理由として、冒頭に宮崎議員のほうから御説明がございましたけれども、町民全般にかかわる事項とありますが、もちろん条例化する場合は町民全般にかかわる事項でなくてはなりません。しかし、今、囑託員さん等には周知の必要性はありますが、広く全体にかかわる事項とは言えないかもしれません。町にはたくさんの補助金交付要綱がある中で、この件だけについてあえて条例化する必要はいかがかと思っております。もし、改正が必要であれば、町長が提案し、議会に諮るべきだと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 6番中川議員のほうから、議員提出第6号についての質疑が3問ございました。これについて答弁をしたいと思います。

まず、第1点目はですね、今回、ふるさとづくり施設整備補助金の条例だけ提案されたのが、何か思い入れとかそういう事情があるのかと、こういうお話でございますが、先ほど提案理由でもですねちょっと説明の中には入ったんですが、さらに具体的に突っ込んで言うならばですね、

今、安永3町内でましき野地区が新興住宅地なんです、現在250世帯ほどございます。そこに何とかですね、公民館をつくらうということで、24年度から町のほうに陳情して進めてきたんですが、具体的に今年度の予算にも金のほうはつけていただいて、何とか走ろうとしてるんですが、一番問題なのは、その嘱託員の選定なんです。あそこが大体30歳から40歳代の人たちが集まって町を構成してるもんですから、要は公務員以外で嘱託員になる人っていうのが非常に限定されるわけです。それで一番悩んでいるのがそこで、その嘱託員を選定するのに少し時間がかかると、こういうことでこの問題が出たわけです。ただ、町の規則はですね、あくまでも分割、そして公民館建設というこういう段取りです。しかしながら、もうやっぱりですね、まず集まる場所をつくってやって、そこできちっとしたところですね、分割を進めていかないとという事情がちょっとございまして、これが今回この条例を制定するところまで至ったわけです。町のですね、条例いろいろ研究しました。要綱もいろいろ研究しました。まったくないことはないですね、敬老祝賀金ですか、これは条例になっております。ですから、そういう金銭的なやつで条例になって、全部なってないかと、必ずしもそうではありません。ただ、条例にすると非常にやっぱり固くなるし、重たくなるというのはございますけども、そういう事情が1つございます。

それから2番目に、3年以内に何でその云々というのがこの条例の中で出てきたかというお話ですが、これはですね、執行部との調整の中でですね、広崎のほうは前年度に交付金をもらってやってます、1年です。ですから、新しい町内会なり区を立ち上げるのに、事前に公民館をつくってですね、スムーズに立ち上げるというそういう考えでは執行部と一緒になんですけども、ただ、ましき野のほう、もう少し時間がほしいと、つまり。という事情ですね、区長さんが嘱託員は今、任期が大体2年です。ですから2年以内には何とかできるんだろうとは思いますが、今の現地の状況は、ただ先ほど3番目の項にも出てまいりましたが、その返還ですよ金の、そういうのを考えると少し予備日をとって、予備ですね、期間をとって3年と。ただ、原則はあくまでも分割をして公民館を建てるのが原則ですから、5年も10年も早く公民館を建てるちゅうことはこれはもうおかしいと。ですから、この安永の3町内の状況ではですね、大体2年ぐらいかなど。ただ、予備をとって3年と。だから、今回、3年という数字を提案をさせていただきました。

それから、町民全般にかかわる事項かというお話ですが、先ほど1番目のところでも言いましたけども、これは確かに区長さんが一番関係ありますけども、この公民館の補修、修理、それから子どもの遊び場、これはですね、やっぱりけっこう区長さん以外でも関心を持って人はいっぱいおるんです。だけど、先ほど述べましたように、今はですね、もうそういうことはないんでしょうけども、机の中に眠るとちゅうわけじゃないんですけども、基本的に一般の例規集は図書館以外ではほとんど見れないですよ、あとは、ホームページで皆さん見る。ホームページにも載ってなかったら、ほんどこを見たらいいかと、聞きに行く以外は分からないと、こういうことでございますので、少しでも目につくところに置くということで、このふるさとづくりについては、そういう該当する項目じゃないかと私はそういうふうに判断して提案をさせていただきました。もし皆さんがですね、いやこれはちょっとなじまないというのが議会でそういう審議が

なされれば、当然これは条例としてはならないと。ですから最初に申し上げましたとおり、議会に提案をして議会でもんでもらって、必要であれば条例にさせていただくと、こういうことでございます。

○議長（稲田忠則君） 6番中川議員。

○6番（中川公則君） 6番中川でございます。ただいまの提案者であります宮崎議員のほうからですね、詳しく御説明をいただけて、ありがとうございます。いろいろ諸問題あるかと思えますけども、あとは各委員会のほうでですね、十分審議していただければ結構だろうと思えます。これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ございませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） おはようございます。8番野田です。3点質問をさせていただきます。

1点目が、議案第65号の一般会計補正予算書中です。ページのほうで言わせていただきます。11ページ及び23ページ。これは内容を説明していただく分ですのでよろしく申し上げます。土木費県補助金の中の、土地利用規制等対策費交付金2万4,000円及び、土地利用対策、済みませんこれは23ページのほうですね、土地利用対策費消耗品費3万1,000円。この土地利用についてのですね説明、できれば説明、どういうものでこういう項目に上がってやってるんだよというのを説明をよろしく願いいたします。

次、議案第66号。歳入歳出の分ですけども、まず、歳入一般会計繰入で4,607万9,000円ですかね、入っておりますけれども、これのちょっと、それとですね、その歳出も同じ額ですね、もちろん、もちろんと言うか、2款の1項1目のところでですね、入っております。この中身についてですね、説明をしていただきたいと思っております。その金額の中身です。

それとですね、あと1問ですね、1点ですね。済みません。議案第67号。ページのほうでこれも言わせていただきます。8ページです。歳出下水道公共下水道費1目の15節管渠築造工事費1,250万減ということになっておりますけれども、場所及び理由そして経緯、これからの経緯が分かればそれも一緒にお尋ねいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。8番野田議員の1問目の御質問ですが、議案第65号の11ページ、17款県支出金の2項県補助金7目の土木費県補助金の中の土地利用規制等対策費交付金、それから、それに関連しての23ページの8款土木費4項都市計画の4目土地利用対策費の11節の消耗品の3万1,000円の御質問でございます。

まず、歳入のところでございますが、これは、国土利用計画に伴います届け出が必要でございます。市街化調整区域が5,000平米以上、市街化区域が2,000平米以上の届け出が必要という事務を県のほうから受けておりますので、その件数が今回多かったということで、2万4,000円の交付金の増額補正という形になっております。届け出事務に伴う県からの補助金の増額分でございます。それに伴いまして、その町の出し分も含めて需用費のほうを3万1,000円、需用費で消耗品として上げていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。8番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第66号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。ページで言いますと、7ページ、6ページの保険基盤安定繰入金の4,607万9,000円の中身についてのお尋ねかと思えます。この件につきましては、まず、国、県、町が出しております、国の金額につきましては、2,154万4,000円でございます。県の金額につきましては、1,301万5,000円でございます。町の持ち出しとしまして、1,152万の合計で4,607万9,000円でございます。国と県につきましては、一般会計の補正予算のほうでそれぞれ予算措置をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。8番野田議員の質問についてお答えさせていただきます。

議案第67号、平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第2号）、8ページ1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費15節工事請負費、この分で管渠築造工事1,250万が減額ということで、その経緯と今後の、内訳ですかね、内訳と経緯、そして今後のことについてということで、質問をいただいております。この分につきましてはですね、国からの補助金、これが減額されたことによりまして、27年度に実施予定としておりました工事ができなくなったということで減額をさせていただきます。今後の経緯につきましては、地区につきましては、小谷地区になります。この分はですね、28年度で実施する予定にしております。以上です。よろしいでしょうか。

（「はい、分かりました、一応、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） はい、済みません。1回目の御説明ありがとうございました。ちょっともう一度お尋ねというか確認しますけれども、議案65号の土木費の県補助金の場合は、これ都市計画に関する部分の対策費補助金の届け事務に対する分ということですかね。はい、分かりました。

それと、議案66号の一般会計繰入金4,607万9,000円、この分につきましては補助的な内訳は、今御説明いただいたとおりでございますけれども、もう1つ、ついでと言うと語弊がありますが、なぜこの時期にという観点からですね、説明をいただきたいと思っておりますがよろしいですか。

それと、管渠築造工事については、小谷地区分の下水道工事が場所の特定、一応、地区は小谷ということでございますので、これは県の補助が思ったとおり下りなかった部分があるという、今、御説明だったと思います。これは単純に言えば、年度が1年繰り越して、繰越というか済みません、遅れまして工事を出すという形になったという理解でよろしいですかね。はい。じゃあその辺に。分かりました。工事等についてはですね、確かに補助関係がございますけれども、津森地区につきましてはですね、定住促進等もありますので、なるべくですね、速やかに行えるよ

うにですね、願っております。では、済みませんけれども、2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。8番野田議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

なぜ、この時期にという内容だと思いますが、9月の議会が終わりまして、国のほうから、県のほうから確定の通知が参りましたので、それで12月の議会にて提案をさせていただきました。以上でございます。

（「いいですか」と呼ぶ者あり）

（「いいです。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。1点だけ御質問申し上げます。

議案第65号、一般会計補正予算書ですね、12ページ、20款の繰入金ですけれども、これは歳入不足ということで4,000万の繰り入れなんでしょうけど、財政調整基金ですから、財政運営全般に使えるんですが、歳出のどの部分に当たるのか、どの部分が不足したから、というのは全体的に不足でしょうけども、その辺をちょっと説明できればお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。14番中村議員からの議案第65号の12ページの20款繰入金に関する御質問でございますが、議員おっしゃったとおり、全体的な部分でございますが、大きなところ、特徴的なところを申し上げますと、今回はやっぱり台風15号、8月25日の台風関係、それから憩の家のボイラーの修繕等が目立った部分でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。条例関係で2点質問をしたいと思います。

まず、1点目は議案第74号ですが、この中身の中で第3条町の責務と、こういうふうになります。町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施すると、こういうふうな第3条がございますが、具体的にこの条例を受けて、町では規則か何かをお考えになっておられるんですか、それから、どういう内容を、今後、この条例の第3条を具体化するために考えておられるのか、それを第1問目の質問とします。

それから、第2問なんですが、これは議案第79号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてというこの項目の中で、3項の、町長は特別な事情があると認めるものに対しては第1項云々というふうにして、先ほど説明で、生活保護者等がこれは確実に金がとれるから、もう保証人はいらんじゃないかと、こういうことで御説明がありましたが、基本的に町営住宅のその住宅費、家賃ですね、家賃の回収は必ずしもよくありませんので、こういう特別な事情

云々というような書き方だと、本当にそれが望ましいのか、もうちょっと具体的にこういう人を外すというんだったらそういうふうにしとかなないと、この特別の事情があるというのが拡大解釈されていくと回収率がまたちょっと困るんじゃないかと、こういう懸念を持ちます。この2点について質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 森部住民生活課長。

○住民生活課長（森部博美君） 住民生活課長の森部です。9番宮崎議員の質問にお答えいたします。

議案第74号、益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての第3条町の責務についてでございます。

第3条では、個人番号の利用及び特定個人情報の提供についての運用に際し、町としての責務を明らかにしています。この規定は本来、番号利用法の第5条に地方公共団体の責務が定められていることから、必ずしも必須の規定とは言えないと思われませんが、同条に規定されていない特定個人情報の提供についても定められていることから、住民の皆様はその責務を明示する意味で規定することといたしました。具体的なものとして、規則にはまだ今のところ定めはございません。町はどうしたいかという、セキュリティ、個人情報保護の一層の保護に努めて参りたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第79号、町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてということで、先ほど町長のほうが説明申し上げましたけれども、この条項の中ではですね、やむを得ないということで事情により保証人の連署がもらえないときは必要としないということができるということで書いております。運用的にはですね、いろいろなものがあるじゃないかというふうなこともありましたが、運用的には生活保護世帯のみというふうなことで、近隣のところもですね、そういうふうにしております。滞納関係がですね、これ以上増えるんじゃないかというふうなことが、御指摘のほうがあったんですけども、確かにその部分、指摘されてもしょうがないというふうな滞納部分が出ております。これにつきましては、我がほう、担当のほうでですね、できるだけ一所懸命やっていきたいというふうに思っております。このやむを得ないというのは、どうしてもということで、保証人がいないというときに適用するもので、できるだけ保証人をつけていただくということを見つけていただくということを前提にしながら、どうしてもというときにこの運用をしたいというふうに思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） それぞれ答弁ありがとうございました。まず、個人情報に絡みですね、先ほど言いました、益城町行政手続における云々ということで、第3条のところですね、これは簡単に書いてあるんですが、本当はかなりこれ大変だろうかと、よく詰めて町として何をどうい

うふうにやらなきゃいかんかというのは、これを受けた形ですね、具体的な催促なり、要綱なり、規則なり、これは必要になってくるんじゃないかと、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1点の2番目の質問であります、町営住宅の云々ですが、今、都市計画課長から御説明があったとおりですね、なかなかですね、家賃の滞納等が必ずしもですね、十分に回収できてないところもあるものですから、ちょっと心配して質問したんですが、本当に特別の特別の事情ということでございますので、そういう点では理解をしました。そこらあたりも含めてですね、よくよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 議案56号、2款1項。

（「65、56って言んしゃった」と呼ぶ者あり）

66か。訂正します。66号、2款1項1目一般被保険者療養給付費22億5,297万3,000円という相当な金額が支出されていますが、この保険がこれから県のほうの統括したあれになるということですが、この金額は今後増えるんでしょうか、安くなっていくんでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長、安田でございます。5番榮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第66号の件だと思いますけども、ページにしますと7ページの一般被保険者療養給付費の22億数千万ですけども、この件につきましては、当然、平成30年度から広域化、いわゆる都道府県化になりますけども、金額につきましては、まだお示しはしていません。ただ、この件につきましては、これは医療費給付費ですから、町民の皆さん方がかかった分ですので、この件につきましては、この数年間ずっと上っておりますが、ただ、それを医療費の適正化とか、いろんな事業を絡めながらこの辺を抑えていかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 5番榮議員。

○5番（榮 正敏君） ちょっと時間が12時過ぎかと思いますが、済みませんが。この前、NHKの番組で、地方サバイバル、町のやりくり、どうなる地方財政、というのをやりました。非常に興味があって見てたんですが、公文という学習塾があります。そこのテキストは通常こどもの塾の補填とかそういう感じで教材をつくってるんですが、それが、今度老人を対象にして老人の頭の活性化を促す、そして促してそれを何ですかね、健康づくり、そういうほうにもっていくという政策をやって、それが今、福岡県のうきは市でテストケースでやっておられます。昨日、先週ですか、電話して、うきは市に尋ねたところ、あとちょっとで、その結果が出るだろうと、そして今までのデータと取り比べてどういう結果が出るかちゅうことを今政策としてやっておられます。それが健康づくりにつながっていくちゅうことです。それから、もう1つ。この財政悪化についていうのとはちょっと外れると思いますけど、そのとき一緒にあったんですが、町

のほうで指定事業者に、指定業者に何ですか、体育館とか文化センターとか、あそこを指定業者に委託しておられます。それをインターネットによってクラウドファンディングとソーシャルインパクトボンドという言葉がありますが、要するにファンドですね。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。あのですね、質問に対してはですね、今、66号についてですね、質問を2回目されております。ですから、今、1回目の答弁でですね、担当課長が申しましてですね、それについてですね。

○5番（榮 正敏君） 保険的に。

○議長（稲田忠則君） いや、あのですね。

○5番（榮 正敏君） そっちにつながっていく話なんですがね。

○議長（稲田忠則君） 的確にですね、そちらのほうはですね、榮議員、いいですか、66号についてですね、質問をされましたので、この医療費についてですね、されましたのでですね、それについて答弁がありました。で、2回目に来られましたのでですね、それについてですね、何か質問があったらしてください。それ以外は一応関連ちゅうことですが、何でもですね。

○5番（榮 正敏君） はい、分かりました。

○議長（稲田忠則君） お願いします。

○5番（榮 正敏君） じゃあ最後に、さっき言いました、老人の活性化について今後どういう、町のほうとして政策としてやっていくかということを検討課題としてお願いしときます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。議案65号、66号についてお尋ねいたします。65号につきましては、15ページ、15ページの一番下でございます。金額の関係ではございませんが、選挙関係についてですね、今度、20歳から18歳までに引き下げられましたが、被選挙権ですね、被選挙権においては、これもやはり18歳に引き下げられたのか、そのままなのかちょっとお尋ねいたします。

それと、もう1点はですね22ページのやっぱり一番下の19節ですね。袴野関係の1世帯分でございますが、1世帯分がなおられるということでございますが、その後の戸数ですね、戸数と袴野に何人ぐらいおられるのか、これをちょっとお尋ねいたします。

あと、66号ですね、国保に関しましては、この国保の財政が厳しくなって、基金が0になったということでございますが、今後、国保税の値上げ等の問題も出てくるかと思っておりますので、お尋ねしておきますが、国保加入者の世帯の状況ですね、特に、広安校区においては勤め人の方が多いと思われまして、社会保険加入の方がかなりおられますと思っております。そこで、校区別ですね、国保加入世帯数、国保加入者数、それらが分かれますればお願いしたいと思います。その比率は全世帯、全人口の何パーセントぐらいに当たるのか、それだけお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。13番石田議員の御質問にお答えいたします。議案第60。

(「まだ座りようけん」と呼ぶ者あり)

失礼しました。議案第65号、平成27年度益城町一般会計補正予算書(第4号)、15ページにございます委託料で、選挙人名簿のシステム改修委託料に関連した御質問でございます。

被選挙権は引き下げられたのかという御質問でございますけども、選挙権年齢は20歳から18歳に引き下げられておりますが、被選挙権のほうは今のところ引き下げておられません。現状どおりでございます。以上です。

○議長(稲田忠則君) 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長(杉浦信正君) 都市計画課長の杉浦でございます。13番石田議員の、今回私でも出しております、ページが一般会計補正予算のページ22ページ、負担金補助及び交付金の中で土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の中です、袴野地区にしましてはですね、対象が一応2件となっております。今回、1件の方が申請なされて、今、もう1件の方が、今、協議中と。相談しながらですね、どういうふうにやっていくかということ、今、県とも合わせながらやっているという状況でございます。

○議長(稲田忠則君) 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長(安田弘人君) 健康づくり推進課長の安田でございます。13番石田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

国保加入者の校区別の世帯とか、人数の件でお尋ねだと思いますが、手元の資料では、平成24年の4月1日は国保加入者が9,680名、平成27年の4月1日現在では、9,133名、さらには、直近の数字では、9,000名を割っている状況でございます。なお、校区別の世帯とかにつきましては、手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

(「けっこうです」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) いいですか、はい。ほかに質疑ありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番(寺本英孝君) 11番寺本です。提出者議員、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例について質疑いたします。先ほども同僚議員から質問がありましたけど、重なる部分もありますと思いますけど、答弁のほどよろしく願いいたします。

1点目に支給対象者です。第3条この支給対象者は益城町行政区嘱託員とするとなっておりますが、もちろんこの内容であれば、各部落の区長さんではないかと思いますが、私もあんまりしっくりきませんので、今一度このあたりの説明をお願いいたします。

2点目に補助金の額についてです。これは先ほど、同僚議員と重なるかと思いますが、第4条第1項第1号中の今回の議案の改正部分におきまして、行政分割に伴う場合又は、補助金の交付後、3年以内に確実に実施されると判断される場合は、全額補助とし、限度額を1,000万円とする、と改正されておりますが、先ほども同僚議員から質疑がありました、補助金の交付後3年以内に確実に実施されると判断される場合の交付後3年以内、なぜ3年間なのか、この3年間という期間を設定した根拠は何か、3年間の意味をお尋ねいたします。

3点目に、3年以内に確実に実施されると判断される場合、この判断は誰がするのか。

3点目に、仮に交付金が出されないと判断された場合、その後、町民とのトラブル等の要因に発展していくのではないかという思いもありますが、これらの対策は考えておられるのかお尋ねいたします。

4点目に、3年以内に行政分割ができなかった場合、すでに交付金は使っており、補助金は返還すべきですが、誰が行政に対して返還するのか、今度の改正では、支給対象者は益城町行政区嘱託員となっており、嘱託員が町に返還するのか、このあたりの説明を今一度お願いします。また、すでに使っており、返還するのは無理ではないでしょうか。もしくは、返還するには相当の年月がかかるのではないのでしょうか。これらの問題をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

5点目に提案理由として、町民全般にかかわる事項であり、条例化しておくことが必要である。これがこの議案を提出する理由であると明記されていますが、私は、町民全般にかかわる事項なのか、ちょっと疑問を感じますので、提出者議員のこのあたりの見解があれば聞かせてください。

ふるさとづくり施設整備補助金は、すでに現在要綱として規定があり、何ら問題なく対処されているにもかかわらず、なぜ今回一部を改正し、条例として提案されたのか、何か不都合が発生したのか、発生したのであれば説明を願います。また、そのほかには町にはたくさんの補助金等にかかわる要綱等があるのに、なぜ今回のふるさとづくり施設整備補助金だけを条例化しようとする特別な事情、もしくは思い入れがあるのではないのでしょうか。提出者議員、また同じく賛成者議員の見解を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 11番寺本議員の5問についての質問にお答えをしたいと思います。なお、これはですね、先ほど、中川議員から質問があったのとほとんど重複してるところがございますけども、一応私の覚える範囲でですね、答弁したいと思います。

まず、支給対象者のことですが、これは、ここの条項の中に明確に書いてあります第3条、これは執行部と調整の中で出てきたやつです。具体的にはですね、執行部のほうから、今回のこの補助金の対象者、これは全ての項目ですね、各区長さん、つまり嘱託員が該当しますと、こういうことでしたので、この項目を入れさせていただきました。

それから、2番目に補助金の額についてでございますけども、額はこの要綱を一切変えておりませんが、ただ、3条の中でですね、3年以内云々という話です。これについては、中川議員のときにもお答えをしましたが、基本的にですね、まず、分割に伴って公民館をつくるのが基本的です。ただ、今、事情としてですね、新興住宅とかこの広崎5町内のときもありましたように、ある程度、基盤をつくって、公民館をつくって、そして新しい区をつくっていく、こういうことですね、今、そういう事情が出てきているということで、なるべく早く、早くと言ってもですね、当初の段階では、私は分割を目的としてという言葉を入れたんですが、目的ではですね、その幅がありすぎて、何年前か分からないということで、執行部と調整の段階で、執行部から年限を切ってくれと、こういうお話でございました。それで先ほど申しましたように、説明しましたように、嘱託は大体2年でローテーションしてます。ですから、大体2年ぐらいですね、新し

い区長さん、もしくは区が発足できるんじゃないかと思うんですが、後で皆さん心配されるようにですね、補助金の返還とかもろもろのことがあって、予備の1年、3年以内と、5年も10年も前から公民館を建てるのはこれはちょっと行き過ぎだけでも、そこで3年という数字が出たと、それが3年の根拠であります。

それから3番目に交付金が出ない場合の云々というお話がございますが、補助金が出ない場合の云々、これについてはですね、この公民館を建てる時には、多分、執行部とそれからこれを要請する区、もしくは自治会、これが十分検討されると思います。そして、多分、執行部もですね、こんな何も根拠がないちゅうかですね、動きがとれないようなところに公民館を建てていいよと、そういうことはまず言われないうちなんです。十分、ここで調整はなされる、これがまず第1点で、出ない場合はですね、たぶん、その自治会なり町内会はその趣旨をですね、よく理解をされると、だから、私はトラブルのは比較的少ないと思います。ちなみに、ましき野でもですね、もう4年前からこれを陳情して、行動して、何が今、原因でこれができないのかというのは重々分かって、そしてこの条例のところの一部行きついたわけです。そういうところがございます。

それから、4番目に、この、もし3年以内に分区ができない場合は、その補助金を返すのかどうかちゅう話ですが、これは別の規則、補助金交付規則というのが町にございます。これに基づいて、これを例とすると書いてございますので、これに基づいて返還をするという形になります。返還の要領とかその細部については、そのときですね調整されると思います。何年かかってやるのか、どういう形でやんのか、これについてはちょっと、今、私のほうではお答えすることはできません。

それから最後にですね、何でこれだけ条例化するのかと、こういう意味の質問だったと思うんですが、これは中川議員のときにもお話をしましたように、いろんなですね要綱、これはございます。それをいろいろ見て、その中でですね、どれもこれもですね条例にする必要はさらさらないと思います。だけど、私は、正直言って、4年前からこの公民館云々というのをずっとやってきたんですが、どうもやっぱりこれはある程度公にしたほうがいいと、ちなみに言いますと、去年、補助金の額を変更してます。500万から1,000万に。それから、今年度4月1日にさらにまた変更があって、文化財の補助金について追加をされています。でも、我々は知る由がないというか、情報収集ができませんでした。ですから、これはちょっとですね、ある程度オープンにしておかないと困るなということで、何でもかんでもですね、条例化しようという気はさらさらありませんけど、このふるさとづくり云々についてはですね、これはぜひ条例化しとったほうが、町それから区長さん、その他についてはですね、いいんじゃないかとかいうことから提案したやつです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本議員。

○11番（寺本英孝君） 1回目の答弁ありがとうございました。支給対象者はですね、執行部との調整ということですけどですね、だけん、何か、私も区長を5年ほどやっておりましてですね、大変忙しくてですね、こういう席でこういうことを言ったらいいかは分かりませんが、議員

さんよりも逆に本当、毎日のこつ考えるなら、囑託員さん、区長さんがですね、本当に忙しいって私は感じておりました。この1点目の質問で、執行部との調整ということですけど、私がしたのは、何か囑託員となれば、各部落で囑託にかたつとるなら、人もおんなさるもんだけですね、なんかですね、できた後ですよ、仮に公民館ができた後、何か囑託に入っとんならん人は公民館に入られんとじゃなかるかなんていう、そういう思いも若干あったわけです。

補助金の額についてということはですね、確かに提出者議員の答弁に、新興住宅の事情ですね、等もあって、そうすると、お金の返還ですか、返還等は区長さんの任期がある程度2年だから、いろんな諸問題を考慮して、3年にしたというお話だったんですけど、私がさっきした、3年以内に確実に実施されると判断される場合は、この判断は誰が決定するのかというとは、もちろん、答弁はなさってないと思いましたけれども、もちろん執行部がするものとですね、あるいは最終的には町長ということですけど。

そしてさっき、5点目の質問の中でですね、いろんな意味で、提出者議員あたりも、本年になって要綱あたりが変わったっていうことを知らなかったって、そういうお話でしたけれども、逆に私から言わせれば、そういう問題に携わったとき、条例であれば、今度ある程度、議会の議決も必要だし、要綱であればですね、やっぱ逆に条例のいいとこ、要綱のいいとこ、やっぱいろいろあると思うとですよ。ただ、現在、要綱としてですね、ふるさとづくり施設整備補助金は何ら問題なくですね、行政として対処されているなら逆にですね、ある程度要綱にしていたほうが何かあんまり条例化ばかりしてしまうと、逆に悪い面も出てくるのではないかという思いであります。

最後になりますけど、いろいろと提出者議員の説明を受けましたが、私自身、要綱で十分現在は対応できていると思っております。議員提出の議案には、今後解決しなければならない問題等があるのではないのでしょうか。ましてや、1,000万という高額の町民の税金を使うわけですので、もう少し詰めの作業を行ってから、実施されたほうが町民の理解を得られるのではないのでしょうか。以上が私がこの議案に対する所見です。何か提出者議員の所見があれば、お願いいたします。以上で私の質疑を終わります。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 今、質問なのか、討論なのか、ちょっとよく分からないような内容で言われましたが、私のもですね、提出した理由はいろいろ今まで言ってきたとおりです。ですから、ここで議会でいろいろ審議をしていただいて、最終的に決定していただければいい話で、今は質問の時間ですから、質問で何か結論をつけるような、それはいかがなものかなと私は個人的に思います。どうぞいろんな問題点、それからあれはあると思います。ですから議会に提案したんです。ですから、いろいろ皆さんの意見を聞いて、それで一番いい方法をとったらいと思います。

それから、ふるさとづくり整備基金の条例ですけども、確かに要綱で何ら問題ないという言い方をされますけど、何ら問題がないことはないんです。それは皆さん、問題が少しあるから、私は条例として出したんですから、そこはもう考え方が、出発点がですね、少し違うとこういふふうに思います。答弁になってるかどうかわかりませんが、少しですね、質問なのか何かよく分

からなかったんで、それだけ確認をして答弁にかえさせて終わります。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本議員。

○11番（寺本英孝君） 今、提出者議員からですね、私が、確かに所見は最終的に述べさせていただきます。しかしながら、私はこの議案に対するいろんな諸問題ですね、そういう意見を述べさせていただいたわけです。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑、何名おられますかね、あと何名おられますか、1人ですか。1人なら続行しますけども、よろじますか。

じゃあ、それではですね、7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。議案65号の5ページの債務負担行為補正について、地域子育て支援拠点事業委託料が1,185万円、ファミリー・サポート・センター事業委託料が840万円計上されております。28年度から平成30年度です。この具体的な内容を知りたいのが1点です。

それとあと、ふるさとづくり条例の分で、1点確認したいんですけども、支給対象者がこの条例の支給対象者は益城町行政区嘱託員とすると書いてありますけども、これは新しくつくる公民館だったら、公民館の新しい区長さんが、その対象者になるのか、その1点を確認したいと思います。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。7番吉村議員の質問にお答えします。

一般会計補正予算書の中の5ページです。債務負担行為補正の内容はということでございました。

2つの事業がございまして、地域子育て支援拠点事業、それからファミリー・サポート・センター事業、いずれも今現在、地域ふれあい交流館、元中央小学校の跡地にありますが、そこで実施をしている国庫補助事業でございまして、この2つの事業が、現在NPO法人に事業を委託して、実施しておりますが、平成25年度からの3年間の委託契約が平成27年度をもって終了します。そのために平成28年度から平成30年度までの3カ年間の事業の委託を契約するため、債務負担行為を補正するものでございます。現在、この事業委託者ですね、公募を行っているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 7番吉村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、支給対象者、この条項の支給対象者は益城町行政区嘱託員とすると、この項目についてでございますが、通常ですね、公民館をつくる時は、例えば広崎5町内の公民館ができましたときは、4区から分区になったんですよね、4区の区長さんが申請をして、そして段取りをつくって、それから公民館を先につくったんですが、それから分区になったと、ですから、現職の区長さんが全てやることとなります。次に区長さん予定者云々とは関係ありません。現職の区長さんがみんなおやりになると、こういうふうには私は認識しています。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員、いいですか、2回目いかれますか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 吉村です。今の話によりますと、結局、その分区する前の区長さんがその支給対象者になるということですので、新しくなった、新しい行政区の区長さんじゃないということですので、ということは、結局、惣領の、今4町内ありますけども、それであともう一つ行政区をつくるってことになる、結局、その4町内分割する前の区長さんが、1,000万なら1,000万の債務を受けるわけですから、で、今度新しくなった区長さんではないということですので、そうなる、その区長さんの負担があまりにも大きすぎるんじゃないかと思うんですけども、その辺について、どのようにお考えになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） はい。9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 確かにですね、前の区長さん、この人がですね、引き続いて区長さんをやられるかどうか分からないし、負担になるというのは確かにそうですよね。けども、公的に、公的に町の補助金を受け取る人がいないわけですよね、それを設定するために嘱託員ということで、執行部のほうから話があったと、私はそういうふうに認識しています。もちろんその区長さんだけで決めるんじゃないくて、たぶん、部落で議決をして、それから、そういう相応の措置は取られると、こういうふうに認識しています。外の名前が出てくるのは区長さんですけどですね、区長さんだけが責任でほかの人が全く責任ないかと、そんな話はまずないと思いますんで、はい、以上であります。

○議長（稲田忠則君） いいですか、はい。それではですね、質疑もですね、ないようですから、これで議案第65号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議員提出第6号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について」までの16議案に対する質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において、十分審査をしていただきたいと思います。

議案第65号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議員提出第6号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について」までの16議案につきましては、皆さんのお手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおりで、各常任委員会に付託いたします。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議員提出第6号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について」までの16議案につきましては、お手元に配付、付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これで散会いたします。

散会 午後0時35分

平成27年12月第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年12月8日午前10時00分招集
2. 平成27年12月9日午前10時00分開議
3. 平成27年12月9日午後2時21分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 2番 下田利久雄議員
- 1番 上村幸輝議員
- 14番 中村健二議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	福島幸二君	総務課長	森田茂君
総務課審議員	河内正明君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	藤岡卓雄君	企画財政課審議員	中桐智昭君
税務課長	緒方潔君	住民生活課長	森部博美君
子ども課長	花田博文君	健康づくり推進課長	安田弘人君
健康づくり推進課審議員	西口博文君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	坂本祐二君	農政課長	森本光博君

建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	富田正秀君	学校教育課長	田中秀一君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は8名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

本日9日の一般質問は、1番目に吉村建文議員、2番目に下田利久雄議員、3番目に上村幸輝議員、4番目に中村健二議員、あす10日は、1番目に野田祐士議員、2番目に竹上公也議員、3番目に石田秀敏議員、4番目に宮崎金次議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

本日もたくさんの皆様に傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

本年もあと残すところわずかとなりましたが、12月議会、精いっぱい一般質問をさせていただきます。

本日は、1、子どもの貧困対策について。

2、津森地区活性化事業について。

3、小学校空調設備について。

以上3点について質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

改めて、質問席から質問させていただきます。

1点目、子どもの貧困対策についてであります。

子どもたちの健全な成長を願うのは、社会全体の希望であり責務であると思います。しかし、日本の子どもの今を考えると、見過ごせない数字があります。16.3%、子どもの貧困率をあらわす数字です。6人に1人が貧困であることを意味しています。貧困率とは、世帯収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べたとき真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合をいうと定義されています。16.3%というのは6人に1人が貧困であることを意味し、総務省が今年の子どもの日に合わせて発表した15歳未満の子どもの推計人口は1,617万人と発表されていますので、人数では約300万人ということになります。ひとり親など大人が1人だけの世帯の貧困率は

5割を超えていて、先進国の中で最も高い水準にあります。親を亡くした子どもたちを支援するあしなが育英会が奨学金を受けている高校生にアンケートをとったところ、こんな声が寄せられたといいます。「正直、あした食べる御飯に困っている。早く自立できたらと何度もふさぎこんだ」あるいは、「学校では食わずに我慢している。友達といるとお金がかかるのでいつも一人である」など深刻です。貧しさは子どもの責任ではないはずです。子どもの貧困から私たちは目を背けてはならないと思います。政府は昨年1月、「子どもの貧困対策法」を成立させ、8月には「子どもの貧困対策大綱」を閣議決定し、各都道府県には貧困対策計画をまとめる努力義務が課せられました。

子どもの貧困を解決するには、税制を初めさまざまな支援策が必要です。このため、福祉や教育、保健など多くの分野で横断的な政策を打ち出せる自治体の役割が余りにも大きいと考えられます。さらに、今年4月から生活困窮者の支援制度が始まりました。働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置され、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援、一時生活支援事業などが始まりました。

こうした意味で、今年子どもの貧困対策元年でもあります。そのために政府は民間資金を核とした対策基金をつくることを決めました。暮らしや学習をサポートする団体への資金援助や芸術、スポーツなどで才能のある子どもを経済的に支え、親の貧困が子へ影響をもたらす貧困の連鎖を断ち切るのが狙いとされています。肝心の資金は国民や企業から寄附金を募って運営することを第一の基本方針としています。収入の不安定な寄附に頼っているだけでは満足いく貧困対策が実施できるのか疑問が残ると思います。官民挙げての取り組みは大切ではあっても、将来を担う子どもたちの生活を下支えし、不平等をなくすのは政治の役割であるはずです。国民全体で負担し、支え合うという税制や社会保障政策の出番であるはずです。

貧困には負の連鎖がつきまといます。経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子どもは成人しても安定した収入を得られる職につけず、親と同じように貧困にあえぐケースが多いといえます。生まれ育った環境で将来が左右される事態は本来あってはならないことです。しかも、不十分な食生活の影響で栄養が偏りがちになり、健康面も心配されます。子どもたちへの支援は次の時代を担う大人を育てることであります。子どもたちが将来に希望を持てるよう、手厚い政策を着実に進めて、今、目の前にいる子どもたちを救うために自治体は政策を総動員すべきだと思います。子どもはこれからの社会を担う存在です。彼らを支えれば我が町の未来も変わるはずで

す。

このような思いから以下伺います。

1、「子どもの貧困対策法」「子どもの貧困対策大綱」など国の動きについて町長の子どもの貧困対策についての認識を伺います。

2、益城町での母子家庭、父子家庭の把握はなされているのか、ひとり親家庭の親の就業支援など、子どもの貧困とかかわる所得や資産の格差解消に向けた取り組みについて伺います。

3、4月からの生活困窮者自立支援制度では、子どもの学習支援が自治体の任意事業に組み込

まれましたが、益城町の取り組みについて伺います。以上3点です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。

平成27年第4回益城町議会定例会も2日目を迎えております。今回は一般質問ということで、8名の議員の皆様のお質問をいただいております。

本日は4名の議員の皆様に質問をさせていただきます。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、7番吉村議員の子どもの貧困対策についての質問にお答えさせていただきます。

まず、質問1番目の「子ども貧困対策法」「子どもの貧困対策大綱」などの国の動きについて、町長の子どもの貧困対策についての認識を伺うということで、近年、経済格差の広がりによりまして、子どもの貧困問題が社会問題となっております。こうした中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進します「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月17日に施行され、同年8月29日に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定をされております。

国におきましては、この大綱におきまして、子どもの貧困に関する指標を示した上で、指標の改善に向け、教育の支援、生活の支援、経済的支援、保護者に対する就労の支援などについて、当面の重点施策として取り組むこととしております。

町におきましては、これまでも保護者に対する就労の支援やひとり親家庭に対する支援など幾つかの事業につきましては、既に実施しているところであります。子どもの貧困対策を推進するためには、教育委員会、福祉、子育てなどさまざまな担当部署で実効的な連携を図ることが大変重要であると考えております。今後、国や他市町村の動向や県における貧困対策についての計画を参考にしながら対応してまいりたいと考えております。

2問目の益城町での母子家庭、父子家庭の把握はなされているのか、ひとり親家庭の親の就業支援など、子どもの貧困とかかわる所得や資産の格差解消に向けた取り組みについて伺うということで、最初に母子家庭、父子家庭の把握はなされているのかという御質問にお答えいたします。

近年、本町におきましても、離婚などによるひとり親家庭は少なくありません。ひとり親家庭につきましては、県からの児童扶養手当の支給や町のひとり親家庭など等、医療費の助成を実施しておりますが、手挙げ方式でございまして、本人から申請が上がった分につきましては把握することができます。よって、行政の援助を求めているひとり親家庭につきましては把握することができません。ただ、支援が必要と思われるひとり親家庭の情報があれば、児童相談所や警察などと連携しまして、声かけや見守りを行っているところでございます。

また、ひとり親家庭の親の就業支援につきましては、ハローワークなどの求職活動支援機関の情報や県が実施しています自立支援給付金及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金の制度についての情報を提供するなど支援を行っているところでございます。

3問目の4月からの生活困窮者自立支援制度では、子どもの学習支援が自治体の任意事業に組

み込まれたが、益城町の取り組みについて何うということでお答えさせていただきます。

文部科学省では、本年度、経済的な理由や家庭の事情によりまして学習が困難でおくれがちな中学生を対象としました学習支援を、地域住民の協力を得て行う地域未来塾の授業が提示されました。それを受け、熊本県教育委員会もこれまでの地域連携の一つとして、各市町村へ提案がなされているところです。本町でもこの事業を受けまして次年度開設する準備を進めているところです。これまで不登校児童生徒の学習支援、居場所づくりの場としてフレンドネットを中央公民館内に設置しているところですが、家庭環境の厳しさや困窮であるがゆえに学力不振に陥る場合と不登校は深く関連していることがあり、さまざまな生活課題につきまして、十分な学力が保障されていない児童生徒の受け皿としての地域未来塾設置につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。子どもの貧困対策について町としてもさまざまな対応がなされていることが分かりましたけども、個人的なことになりますが、私も小学校1年生のときに両親が離婚いたしまして、母子家庭で育てられたいきさつがあります。私は末っ子で、兄弟3人を母一人で大学まで行かせてくれました。ですから、ひとり親の生活が厳しいのは少しは分かるつもりです。私も小学生のころ、放課後に担任の先生から学用品をもらったことを今でも覚えております。

現代は、母子家庭に限らず父子家庭も増えております。母子家庭以上に父子家庭ではお父さんたちが不慣れな料理等、涙ぐましい努力をされております。貧困の連鎖を断ち切る有効な手段として、教育の支援が挙げられています。先ほど答弁のあった地域未来塾について重ねてお聞きいたします。現在、我が町ではフレンドネットを中央公民館に設置しておられるということですが、この地域未来塾との関係性について詳しくお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） おはようございます。教育長の森永でございます。

吉村議員の3番目の御質問の2回目の御質問については、私のほうから答えをさせていただきたいと思います。

本町では、一昨年より町内の小中学校の不登校児童生徒を学校への登校につなぐ役割を果たす、そういう目的のもとに、中央公民館内にフレンドネットという、子どもたちが勉強、学習、またはちょっと遊びに来るといような場所をつくったところでございます。この間中学生が中心となりまして、そうやって居場所としての役割を果たしているところでございます。

不登校の児童生徒は、やはり学校に登校することへの不安だけではなくて、さまざまな家庭事情、あるいは学習のおくれなどの悪循環に陥っている場合がございます。今般の貧困の連鎖を断ち切る教育の支援に関する事業は、家庭の経済的事情等により学習が困難で、学習習慣が十分身につけていない児童生徒への学習支援であります。不登校の児童生徒が抱える家庭環境や学力の実態も、その多くが重なるものと考えております。そこで新たに事業を起こすというのではなく、現在あるフレンドネットを発展的に整備しまして、地域と連携した支援事業である地

域未来塾の開校を実現していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、津森地区活性化事業について伺います。9月議会において同僚議員からも質問がありましたが、津森地区に熊本県内最大級のメガソーラー、益城太陽光発電所が平成29年3月に発電開始になる予定です。10月10日の熊日新聞紙上に自治協定を締結する記事が載っておりました。

私は惣領地区に住んでおりますが、住民の方より相談を受けました。それは、農業をやっており、最近では日本各地でゲリラ豪雨など大雨による災害が頻発していると。今回予定されているメガソーラーは、東京ドーム18個分の敷地に設置され、大雨が降った場合に川が氾濫して畑がだめになってしまうのではないかと心配しているとのことでした。そこで早速、建設現場に足を運び、その辺のところはどうなっているのかを質問しましたが、窓口はテクノポリスに事務所を置く地域総研さんに聞いてほしいとのことでありました。そして地域総研さんに話を聞くことができ、防災面でも十分配慮されていることを確認しましたが、昨年8月15日に災害防止協定が町と結ばれ、さらに9月5日に益城町土地改良区との協定書を取り交わしたことを知りましたので、ここでその内容を詳しく説明していただければ、益城町の住民の皆様も安心されると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、この益城ソーラー発電所建設現場を見て頭に浮かんだのが、平成30年に完成予定の潮井自然公園がリンクしてともに発展することができればいいのではないかということでした。潮井自然公園については、昨年の12月議会にも先輩議員が質問されておりました。潮井自然公園は総事業費4億5,000万円のうち、国の補助金2億1,800万円、町の負担金2億3,200万円を投じて環境に配慮した自然公園として完成予定であると、その際、大賀蓮を公園の目玉にしてはどうかと。私も、4億5,000万円もかけて整備する公園と九州最大級のメガソーラー発電所をリンクさせて、熊本県下の小学生たちの社会科見学旅行に行ってもらい、昼食時に潮井自然公園を利用してもらえれば安定した集客につながるのではないかと。インフラを観光資源にした例は全国にも増えております。そのためには公園に至るまでのアクセス道路整備が必要になります。ぜひ実現することを願うものですが、今後の町の方針をお聞きしたいと思います。

次に、10月22日の熊日新聞紙上に、地方創生先行型交付金が550万円、益城町に交付されるとの報道がありました。ウーマンドリーム事業について9月議会において私の質問に答弁されておりましたが、再度、簡潔に説明をお願いいたします。先ほどの潮井自然公園の活用とリンクした形での構想も考えられるのではないかと思います。地方版総合戦略会議においてもさまざまな意見が出ていると思いますが、津森地区の住民の皆様の見解も十分にくみ上げていただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2問目の質問にお答えします。

まず益城ソーラー発電所について、防災面について住民の方より不安が上がっているということで、防止協定が26年8月15日に、また協定書が益城町土地改良区と平成26年9月5日に結ばれ

ているということで、内容をお話したいということで、お答えしたいと思います。

御質問の益城太陽光発電所建設に関する災害防止協定につきましては、地元の要望によりまして、事前に各種災害に対する災害防止、復旧対策などに関し、町と事業者で確認し、締結しておく必要がありましたので、地元の区長さんを立会人としまして、平成26年8月15日に協定を締結しております。

本協定の主な内容としましては、事業の施工に当たって、地滑り、土砂流出、雨水の流出等により周辺地域に災害を与えないよう災害の防止に万全の措置を講ずること、二つ目として、万一災害が発生した場合の応急措置及び復旧対策に関する事、三つ目として周辺地域に被害を与えた場合の損害の賠償に関する事などとなっております。なお、益城町土地改良区との協議につきましては町とは別の団体となりますので、ここでは答弁を控えさせていただきます。

次に、益城ソーラー発電所と近隣の潮井自然公園整備とをリンクしてともに発展させれば、町の先端事業としてもその方向性が打ち出せるのではないかとということで、その町の方針についてお答えをさせていただきます。

益城太陽光発電所建設に関する災害協定書などのこれまでの経緯につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、二つ目の御質問は今後についての質問だと思います。この太陽光発電所建設は本年8月に着工いたしまして、発電開始時期は2017年、平成29年3月予定となっております。それから20年間で発電期間となっております。その設備について概要を申し上げますと、敷地面積85ヘクタール、発電出力約4万7,000キロワット、一般家庭の年間消費電力を3,600キロワットアワーとして計算しますと1万5,800世帯分となっております。

そこで、御質問の潮井自然公園とのリンク等についてでございますが、この津森地域につきましては、後ほど述べます地方創生の先行事業としましてビジョンづくりに入ります。その中では、調査員が津森地域を訪問し、地域の方々の御意見などを聞くこととなっております。当然潮井自然公園の活用の意見も上がってくるのではないかと考えているところでございます。

現在の益城ソーラー発電所につきましては、学校の児童生徒が環境学習などで見学するのに対応するような設計は盛り込まれていないようでございます。しかし、町としましても環境教育は大変重要だと認識しておりますので、当該企業に見学施設の整備についてお願いをし、前向きに検討していただいているところでございます。また、潮井自然公園は安全性を確保しつつ、豊かな自然、水、緑に囲まれた公園の築造、健康の増進、歴史的文化の保全活用、地域の活性化などを整備計画に上げ、平成29年度竣工を目指して進めております。議員御質問の各種施設とのリンクを考えますと、今後はアクセス道路の整備につきましても検討していかなければならないと考えております。

続きまして、地方創生先行型交付金が益城町に決まったウーマンドリーム事業について説明申し上げます。津森地区活性化事業に関しての御質問のうち、三つ目のウーマンドリーム事業についてお答えをさせていただきます。

国に計画を申請をしておりました近代女子教育の発祥の地から発信するウーマンドリーム事業につきましては、他自治体の先行事例となる地方創生先行型交付金事業としまして、10月27日に

内示通知があり、11月10日に正式に認可をされました。それを受け、町としましては、まず11月9日に津森在住の町議会議員の皆様、津森校区の嘱託員の皆様及びふるさと学芸員の皆様に集まってもらい、本事業の説明及び本年度実施します津森地域の将来ビジョン策定に対する協力の依頼を行っております。

今後は、今月から津森校区の嘱託員の皆様の初め、津森地域の住民の皆様から直接御意見等を聞く場を設けるとともに、津森地域の子育て世代を対象としましたアンケート調査やインターネットを活用しました大都市圏など向けの津森の認知度調査を実施する予定です。また町の事業推進体制としましては、津森出身及び在住の職員や女性職員を中心としましたプロジェクトチームを既に立ち上げており、今後はこのプロジェクトチームが中心となり、津森地域の住民の皆様のお意見などを反映させた、津森地域の将来像を描く地域ビジョンを本年度中に策定をします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 先日、市町村議会議員政策フォーラムに参加いたしました。そこでのテーマは「災害対策と市町村行政」でありました。特に印象に残ったのが熊本県危機管理防災課企画監の有浦隆氏の災害現場のリアルという講義でした。防災について元自衛官の立場から各現場、広島土砂災害、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの災害現場のリアルな発表でありました。そこで防災の本質は「予防にある」ということでありました。

「行政は住民を災いなき地に置き、災いの前に逃す。住民は疑わしきを察し、災いの前に逃れる。これを忘れたときに人命は奪われる」と。「危険個所の明示、移転促進、予防的避難は極めて有効な対策である」と。そして「振り返って思うこととして、1、防災スペシャリストを育成しなければならない。2、訓練は実践的であるべき。訓練以上の対応は期待できないと認識すべきである。災害対応の原則というものがあるとすれば他人事にしないこと」と結論づけられました。

そこで、我が町の防災体制について伺います。また、本年10月30日に地域防災マネージャー制度が設けられ、人件費が特別交付税の対象となることも聞き及んでおります。我が町でもこうした制度を利用してはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、2回目の御質問にお答えします。

地域防災マネージャー制度につきましては、退職自衛官、警察官、消防士など退職されました有識者を市町村で再任用等を行い、安心安全なまちづくりに寄与していただく制度でございます。再任用した職員の人件費の2分の1を特別交付税として措置する制度となっております。国の制度が新たに創設されましたことにより、より多くの市町村が退職自衛官などを活用することになるものと思われまます。

現在、本町におきましては、自衛官OBを防災アドバイザーとしまして、防災会議や各種訓練などに御参画をいただいております。また、現役の警察職員を人事交流におきまして、町防災担当部署に配置しているところでございます。本町には防災危機管理について経験豊富なOBの皆様

様が多数いらっしゃいます。地域防災力の向上のためにも自主防災組織の結成の一翼を担っていただくことも重要と考えております。地域防災マネージャー制度の活用につきましては、周辺自治体の状況や人事交流などの状況を踏まえ今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に6月議会で設置が決定いたしました小学校空調整備についてですが、もう既に工事が完了したところもあると聞き及んでおりますが、各小学校の設置状況と運用開始についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。吉村議員の小学校の空調設備についての御質問にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、6月の定例議会におきまして、小学校の空調機の設置工事の予算につきまして、また7月の臨時議会では広安小及び広安西小の工事請負契約についての御承認をいただき、現在工事を進めているところでございます。工事の進捗状況につきましては、9月の定例議会の総務常任委員会の現地視察で飯野小学校と広安西小学校の工事現場を確認していただきましたが、その後も順調に進行しておりまして、いずれの学校現場におきましても期間内に竣工できる予定となっております。また運用開始時期につきましても、竣工検査終了後の運用開始となります。今回の空調機設置工事は小規模校と大規模校では竣工時期が違いますので、竣工検査が終了した学校から順次運用を開始していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 懸案でありました小学校の空調設備についても順調に工事が進んでいるということでございますので、特に今年の冬はそんなに寒いという感じではありませんけども、もう既に工事が完了しているところにおきましては早目に竣工検査等済ませていただいて、小学生たちに暖房設備の整った教室で勉強していただきたいと思っております。以上で質問終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

次に下田利久雄議員の質問を許します。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） おはようございます。2番下田利久雄でございます。

本日は一般質問の機会を与您いただきありがとうございます。

それから早朝より傍聴にいられて町政に関心を持っていただきありがとうございます。

本日の質問は1点でございます。

木山橋南側の土地の住宅移転問題について、1点だけ質問したいと思います。

では、質問席に移ります。

通告しておりました木山橋南東の土地の件でございますが、この交差点の東部には町立体育館、

交流センター、図書館、陸上競技場など、町民の皆さんが利用される施設が集中しています。県道高森線の混雑を避けて秋津川沿線道路を利用し、この交差点を通過され、貴重な道路交差点と考えられます。既に地権者との契約を取り交わし、代金も支払われた土地の現状についてお尋ねいたします。契約を取り交わしてから、既にながりの時間がたっておりますが、現在の状況について御報告をいただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の1回目の質問にお答えをさせていただきます。

木山橋の南側交差点住宅の移転問題ということで御質問いただいております。この木山橋南側交差点、南東側敷地の一部は広崎田原線改良事業としまして、平成23年に用地事務が完了しております。現在、町が道路用地確保のため補償した家屋を速やかに解体していただくよう、繰り返し説得を継続をしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 2番下田議員。

○2番（下田利久雄君） 当該現場は見通しがかなり悪く、交通事故も多発しており、一日も早い改良が望まれます。何が解決の支障になっているのか分かりかねますが、早急な解決に向けて協議を重ね、妥協点を見出す努力をしていただくべきではないでしょうか。この案件は前町長からの引き継ぎ事項と聞いておりますが、その辺のところの経過もお答え願いたいと思っております。あわせて交差点西側の改良もしていくことを考えるべきではないでしょうか。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

契約以降、説得に自宅訪問した回数は40回以上を超えております。いろいろ条件とかにつきましてお話をさせていただいているところでございます。粘り強くまた交渉して、それと下田議員がおっしゃられたように、あの周辺が非常に見通しも悪いということで、道も狭いということになりますので、そういったことも踏まえて、改良をまたやっていきたいと思っております。とにかくこの部分の解体をまずお願いしていきたいということで考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 2番下田議員。

○2番（下田利久雄君） 訴訟あたりも考えてもらいたいと思っております。これは通告ではありませんが、せんだって熊日の紙面に、菊陽町が町を挙げて、県営球場の誘致に全力を挙げて取り組むという記事がありましたが、当町にも同僚議員がこの前の9月の一般質問でしましたように、野球場の誘致を早急に打ち出して、県に対する働きかけを急ぐべきではないかと思っております。これは要望でありまして、質問を終わりたいと思っております。以上です。

済みません、訴訟の件を一つお答え願いたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の3回目の御質問にお答えをします。

説得に応じない場合どうするかということで訴訟の話も出たんですが、やっぱり今後、交差点改良事業用地の明け渡し、これはどうしても応じていただけない場合は明け渡し請求に関する提

訴について踏み切ることになると思います。そのときは議会の承認事項ということになりますので、どうぞよろしくをお願いします。

それと野球場のお話もありました。これも今、署名を皆さん方をお願いをしております。これは野球場の誘致は、菊陽も出てたんですが、益城としても全力で誘致を進めていきたいと思いますし、これは非常に大きな問題ですので、町としてもやっていきたいと思しますので、どうぞよろしくをお願いします。ただ野球場が来た場合、後で木山交差点も出ますが、木山交差点、ここあたりの交差点の改良もですね、非常に車が多くなりますので、そこあたりも含めてやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時55分から再開いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

1 番上村幸輝議員。

○1 番（上村幸輝君） おはようございます。1 番上村幸輝です。

今回、質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。傍聴席の皆様、日ごろより議会に関心を持っていただき、また本日この議場へと足をお運びいただき、深く感謝申し上げます。

本日は、子育て支援事業について、また益城町リフォーム助成事業についてと、町が行う土地等価交換についての、以上3点をお尋ねしたいと思っております。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは早速、1 点目の子育て支援事業について質問させていただきます。

これについては第2回の定例会において同僚議員からの質問があり、その中の町長答弁とかぶるところもございますが、いま一度よろしくをお願いします。

それでは、本町においては平成22年度からの子ども医療費の中学3年生まで無料化を含め、町全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけではなく、町の宝、将来の夢である次代を担う子どもたちへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたいと思えるまちづくりの推進をしていただき、私も一人の保護者として非常にありがたく、感謝しております。また、町外からの益城定住を希望する若い世代においては、大きな選択ポイントの一つになっているのではないかと考えています。実際、定住促進事業の飯野校区や福田校区、またそれ以外の地区においても若い世代の定住者が多く見受けられております。

そのような中、少しずつ核家族化が進行したり、また本来、子育てにおいて頼るべき両親、これは祖父母世帯ですけど、その祖父母世帯においても、仕事等により、なかなか孫守り、孫のお

守りですね、これを頼めないなど、何となく以前と比べると社会全体の忙しさというものも感じております。こういったことも子育ての難しさにつながっているような気がしております。

そこで、平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度、そこに盛り込まれている利用者支援事業。内容としては、子どもや保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。例えば、子育てがうまくいかない、仕事を始めたいけど子どもを預けるにはどうすればいいのか、または子どもを連れていけない用事ができたんだけどどうすればいいや、子どものことで気になることがあるといったようなさまざまな相談など、利用者支援専門員を置くことで、住民である利用者にとっては全てワンストップでいろいろな子育ての相談にのってもらえるなど、非常に便利でとても心強い制度だと思います。

この事業についてが1点と、一時預かり事業について。

これはですね、現在の在園児を対象としたものではなく、家庭等において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うものであるということ、メリッ的にはですね、例えば週一、二回のパートであったり、仕事、こういったときの利用、また出産で2人目、3人目のとき、上の子どもでも預けることができる。子どもを連れていけないところへ行くとき、特に1日かかるような用事の場合に利用がしやすい。短時間であれば、ファミリーサポート等でもいいんですけど、長時間になるとどうしても金額的にかなり高目となってですね、聞いた話だと1日預けて仕事に行った場合、通勤時間等もあってですね、仕事の時間以上預けることになるため、パートとかの仕事では実質の手取りというものが200円だったりとか、こういうこともあるというふうに聞いております。こういったメリットというのがあるんですけど、この2点について、先ほど申しましたように同僚議員の前の質問とかぶるんですけど、これを本町での取り組みというか、この事業の取り組みに向けた現在の動き、この動きがどうなっているのかが1点ですね。

それとまた少子化対策、子育て対策等を多角的に捉えれば、出産直後からの支援が必要と思われる。背景には、さきに述べた核家族化や本来頼るべき祖父母世帯が高齢になるまで仕事を続けなければならないといった社会的、経済的な条件もあると思われます。

そこで、出産後、体調不良などで家事や育児が困難な方、周りから家事や育児の支援を受けることができない方、または双子や三つ子等の多胎出産の方を対象としたヘルパー派遣による家事や育児の支援を行う事業でありますけど、この事業を本町においても導入してはどうかと思いますが、町としての考えをお聞かせ願います。以上3点、お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員の質問にお答えさせていただきます。

まず子育て支援事業ということで、子ども・子育て支援新制度ということで、この事業に利用者支援事業や一時預かり事業があるが、本町での取り組みはどうかということでお答えさせていただきます。

本年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしております。本町におきましては、本年3月に「益城町子ども・子育て支援事業計画～すくすくえがお益城っ子プラン～」を策定いたしました。議員の皆様方には既に配付をしております。この支援事業計画の中で、全ての子育て家庭を支援するために、子どもの状況や家庭環境に合わせて対応できますよう子育て支援サービスの充実を図るため、利用者支援事業や一時預かり事業を含め、11種類の事業を計画しております。順番が前後しますが、一時預かり事業につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児につきまして、主として昼間において保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業と規定しております。

平成25年1月下旬から2月中旬にかけて、修学前子どもの保護者向けのニーズ調査を実施しましたところ、非常に大きいニーズが出ております。今後の取り組みとしましては、現在、実施場所、保育時間や保育料金などの協議をしております。最終的に要綱を策定し、平成28年度から実施したいと考えております。

次に利用者支援事業でございますが、この事業は、利用者が子どもまたはその保護者の身近な場所で幼稚園、保育所などの教育保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう情報の収集と提供を行い、必要に応じ、相談、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業です。ほかの先行自治体におきましては、子育てコーディネーター認定事業、保育コンシェルジュ事業などさまざまな形態で事業を実施している状況でございます。今後の取り組みとしましては、このような先行自治体を参考にしながら、十分に県と協議を重ねて平成29年度から実施したいと考えております。

二つ目の出産直後からの支援ということで、出産後の家事や育児の支援事業を本町でも導入してはどうかということで、お答えをさせていただきます。

現在、町におきましては、若年妊婦や妊婦健康診査未受診者などの妊娠期から継続的支援を必要とする家庭や育児に対する不安感や孤独感を感じている家庭、例えば産後鬱状態、育児ノイローゼなどの問題を抱えている家庭に対しまして、安定した児童の養育ができることを目的とした養育支援訪問事業を実施しているところでございます。支援の内容は保健師や保育士が対象家庭を訪問し、育児が困難な場合は家事支援を行い、養育者の身体的、精神的負担を軽減できるよう託児を行っております。また、子育てに関する相談に助言を行いながら、養育者が安定した子育てができるよう支援しています。この養育支援訪問事業は利用することが必要と認められた家庭に限定しているため、子育て世帯に幅広く利用していただける事業ではございませんが、当分の間、現在の事業を継続して実施していきたいと考えております。

今後、子育て世帯の方が気軽に利用できる家事・育児支援事業を導入する場合、町のみならず、民間の協力を得ながら体制づくりをどうするのか、ニーズはあるのか、支援員や財政上の課題など慎重に検討するべきであると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 1番上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

利用者支援事業については29年度からということで、また、一時預かり事業については28年度

から実施ということで、一時預かり事業についてはもう次年度から始まるということでいいですね。

例えばこの一時預かり事業、次年度からということですが、ひとつ気になるのがですね、待機児童がまだ現在益城町ではたくさんいらっしゃると思うんですが、この待機児童との絡みというのはどうなるんでしょうか。そのときの受け皿というのは、保育園、幼稚園、それ以外のところで行うのか、それとも待機児童がいる以上は別の施設等を委託等して民間にお願いするのか、この辺はどうなるんでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員の2回目の質問にお答えさせていただきたいと思いますが、これは内容が専門的かつ詳細になっております。これは数字等の間違いがあるといけませんので、担当課長のほうから答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。

来年度から実施予定のですね、一時預かり事業につきましては、ちょっと今のところ町立の保育所のほうでやろうかということで検討しているところです。ただ、先ほど言われました待機児童の関係がございまして、その辺も今ちょっと十分に協議をしているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 1番上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

一時預かり事業については保育所で行うということで確認しました。そうですね。またですね、ヘルパー派遣等による家事や育児の支援等を行う事業、これについてもですね、先ほど町長より答弁をいただきましたが、核家族化が進行している中、また、ひとつ話を聞くのも、産後実家へ大体里帰りしたりしてからしばらく過ごされる方が以前は多かったんですけど、今は里帰りもないと、そこで過ごすということも聞いております。そんな中ではどうしてもですね、必要になってくるのではないかと思います。

若い世代の人口、働き盛りの人口、これを増やすということはですね、本町の課題でもあります。現状としてですね、若い世代の定住者が多く見受けられると冒頭でも申しましたけど、新築の家が多く建ち、毎月の新生児健診、これが30人以上あると。これについてはですね、昨年、2014年の4月のことではありますけど、全国1,741市町村の中で、この数というのはですね、158番目ということでですね、新生児の数にしても非常に益城町は高いほうだと思います。あと2人目や3人目の子どもが多くなったということもよく耳にします。こういうときだからこそ、このような受け皿、これが必要になってくると思います。ぜひ早期の取り組みをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2問目の益城町リフォーム助成金について質問させていただきます。益城町民の方が、自己が所有し居住する住宅について、登録業者に依頼してリフォーム工事を行う場合、その1割、上限20万円を助成するものである、この事業により、居住環境の向上及び町内商工業等の

活性化を図りますということで、本年の7月から助成が始まったリフォーム助成事業、当初12月までの予定でしたが、8月にありました台風被害、これらの修復工事等の影響で職人不足、こういったこともあってですね、28年の2月まで延長なされました。これについてですね、現時点でのリフォーム助成金の利用状況はどうであるかお伺いします。できればですね、金額別、5万円単位で構いません。あと利用者の年代別、こういった利用状況が分かればと思います。また、あわせて以前ですね、この事業を継続するののかということで、町長から今回の状況を見ながら考えるということもちょっと耳にしておりましたが、次年度この事業を継続する考えがあるのかということもあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員、2問目の質問にお答えさせていただきます。

住宅リフォームの助成につきましてということで、先ほど議員の御指摘がありましたように、当初の計画では本年12月末日までにリフォーム工事を完了することとしておりましたが、8月25日の台風15号によりまして、建築業者の方、それから住民の方から台風被害の修理をリフォーム工事に先行させる必要があるなどの意見をいただきましたので、工事完了を来年の2月末日までに変更をしましたところです。

このリフォーム助成事業につきましては、3月の定例町議会の平成26年度一般会計補正予算第5号におきまして承認され、7款1項商工費2目商工振興費19節1,000万円ということで計上しております。平成27年度に繰り越して執行しているものでございます。本年5月から事業者登録を受け付けまして、現在69業者の登録となっております。住宅リフォーム助成の申請は7月1日から受け付け開始をしておりますが、現在11月30日の実績としましては、交付決定数80件、交付決定額844万8,000円で、予算1,000万に対する執行率は84.48%でございます。1件平均約10万5,600円となっております。ただ対象年齢というのは、ここではちょっと資料を手持ちがありませんので、後ほどまたお知らせをしたいと思います。

それから来年度も継続する考えがあるのかということで質問がありましたが、これは次年度につきましては、現在アンケートを実施しております、その結果も参考にして考えたいと思っておりますが、住宅改修の需要はあると思われまますので、継続できるような方向で検討してまいりたいと考えております。ただ今回は1,000万予定しておりましたが、予算につきましては今回ほどの予算は計上は必要ないということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 1番上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

利用状況等は分かりました。若干ですね、やっぱり執行率が84.48%ということでですね、私的には若干低いのではないかなと、そういうふうには思っておりますが、その一つの原因というか、要因というか、思うところではあるんですけど、今回、この年度1年ということで、27年度、これだけしか見えていないんですけど、7月から12月までの6カ月間ということで、なかなか一つは成果が見えにくいのではなからうか、そういうふうに思います。

またですね、あとはシステムの問題なんですけど、例えば、現在のシステムでは上限額が20万

あります。例えば1回目5万円なり使った場合、本来であるならば20万ですので、残り15万円あるんですけど、1回それで使ってしまうと2回目は使えないということ、こういったことも要因であるだろうし、また、もう一つがですね、高齢者世帯、こういうところではですね、最低限度額である30万円というハードルがあるんですけど、これにかからない工事内容というものが非常に多くあります。これをリフォーム助成事業を導入しているほかの自治体等においてですね、ちょっといろいろ調べてみたんですが、そこにおいてはですね、助成限度額20万円というものはほとんど変わりません。ただですね、利用するための最低限度額、こういったものが10万円であり、15%から20%の金額を助成するというものが結構多く見受けられました。利用者にとってですね、特に高齢者世帯でも気軽に利用できる扱いやすいものにするために内容の再検討、こういったことも必要であるのではなかろうかと思えます。

住宅はまめに手入れをやって、手入れを怠らなければ十分に長持ちします。この事業はですね、長い目で見れば、問題となっておりますけど、これから一段と増えるであろう空き家、この空き家対策のですね、一助、例えば管理委託、こういったことに使う場合ですね、使うというか考えた場合もですね、その一助になるのではないかというふうに考えております。ぜひよりよい検討をお願いいたします。

続けて、三つ目の質問に移らせていただきます。三つ目の質問は、町が行う土地の等価交換についてお伺いいたします。先日、木山交差点横の土地が町の所有地となり、私も町民を代表する議員の一人として、とてもうれしく思っております。これから交差点改良に向けて県への働きかけに非常に期待がかかるところであります。県道として、県の計画に取り上げてもらえるよう、しっかりと要望、陳情を行っていただき、少しでも早く、町民の悲願である交差点改良につながることを願っております。

さて、今回、等価交換という方法で土地の入手となりましたが、町が行う土地の等価交換、これについてですね、この等価交換はどのような条件のもと、どのような判断基準をもって、また誰の判断で行われるのか、お聞かせ願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員、3問目の質問にお答えします。

等価交換、どのような条件のもと、どのような判断基準をもって行われるのかということでお答えをさせていただきます。

地方自治法第238条の5第1項の規定によりまして「普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができる」とされており、また町条例の中に「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の定めがあり、第2条で「普通財産は他の同一種類の財産と交換することができる」とされております。以上のような条件に基づき交換ができるわけですが、交換の判断基準としましては、町にとってどちらがより重要であるか、町の将来を見据えて大局的に判断していくことになるかと考えております。誰の判断でということにつきましては、町の最高責任者は町長である私であります。関係各課などの意見も聞きながら、最終的には長である私の判断で財産の取得及び処分等については行って

おります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 1 番上村議員。

○1 番（上村幸輝君） 分かりました。今ですね、普通財産という言葉が出てきましたが、例えばもともとは行政財産だと思うんですが、行政財産を普通財産にかえる場合、それは簡単にできるのでしょうか。また、いつでもそれができるのかお伺いしたいと思います。

またちょっと引き合いに出すのが木山の交差点横の土地になってしまうんですけど、土地の不動産鑑定について、これが1社で十分なのか、また利害関係についてはないのか。木山交差点横の空き地というものは2筆土地があります。所有者も別なんですね。この所有者も違う2筆の土地において、なぜ1筆の土地として鑑定評価がなされたのか、素朴な疑問なんですけどよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内でございます。1 番上村議員の質問にお答えさせていただきます。私のほうからは行政財産を普通財産へ切りかえるということについての手続についてお答えをさせていただきます。

まず地方自治法の149条で「普通地方公共団体の長の事務」ということについてうたわれております。その中の第6号におきまして、「地方公共団体の長は財産を取得し、管理し、及び処分すること」という事務を長が行うということが規定をされております。また地方自治法の施行令第173条の2、これにおきまして、「普通地方公共団体の財務に関し、必要な事項は規則でこれを定める」ということが規定をされております。この規定を受けまして、町におきましては当然のことながら、益城町の財務規則ということで規則を設けております。この益城町の財務規則の中の第129条において、行政財産の用途変更等ということについて規定をされております。

「行政財産の用途を変更し、または廃止しようとするときは行政財産用途変更及び廃止決定書により決定するものとする」ということがうたわれております。先ほど申し上げました地方自治法並びに地方自治法の施行令、それからこの財務規則、こういったことに準じまして行政財産を用途廃止をして普通財産にするという手続については長の権限において実施をするということになります。

一般的に一番分かりやすい例というのは、字図上でですね、里道とか水路というのがあるのはよく御存じかと思えますけども、その里道とか水路についてですね、その機能がもう既になくされているとか、あるいはその里道、水路にかわる機能がこっちの道路にある、こっちの水路にあるといった場合に、その里道とか水路の機能を用途の廃止をして、民間に払い下げるといったようなこともございます。これも長の判断でですね、長の権限によって行われているということになりますので、一番身近な例で分かりやすいのは、里道、水路の用途廃止といったことで民間への払い下げをするといったことが一般的には多い事例かというふうに思われます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 上村議員の2回目の御質問の中のまず一つ目、不動産鑑定を1社で

やっとなるがそれでよいのかという点と、木山の交差点においては更地は見かけは1宅地なんだけど、地権者も2名いらっしゃるということで、それを1筆としてなぜやったかというようなことだと思います。

まず不動産鑑定におきましては、不動産鑑定は不動産鑑定士という公的な資格をお持ちの方がやられるわけですが、さまざまな算定式とかですね、あといろんなその鑑定するに至るまでの資料とかですね、そういうもので鑑定価格を出されるわけなんです、鑑定士という資格をお持ちの方は余りいらっしゃらないわけなんです、非常に高い精度で鑑定をされるということで考えております。通常の公共事業ですね、道路とか、例えばあと家屋を補償するとか、そういう場合にもですね、1社の鑑定ということで行っております。

あと2筆、2名の方がいらっしゃるのということです。当初交渉をですね、道路用地として売ってくださいというようにお話を地権者の方にしたときに、既に当時はもともとは3名の方がいらっしゃってですね、既に薬局とかが建つとるわけなんです、2名の方が共同で開発して店舗を建てようと思つとるということで交渉に応じていただけなかったということになっているんですが、そういうことで、今後も共同で土地を有効活用したいということでございましたので、そういう意味で、鑑定はあの1画地を鑑定させていただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 1番上村議員。

○1番（上村幸輝君） 私も以前、土地の取引に関する仕事等もしておりましたので、若干ちょっと疑問に思えるところもあるのが本音ではあります。

そうですね、3回目の質問として、今回の等価交換ではですね、交差点の改良に必要がないと思われる別の所有者の土地が含まれているんですが、これが何であるのか、町が行う今後の土地の取引等においても申し出があれば必要のない別の所有者の隣地まで対象として等価交換なり売買なりしてしまうのか、それとも、どうしても隣地まで必要だと合理的判断するに足りるそれ相応の理由があるのか、これについて、3問目の質問となりますがお答えよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員の3回目の質問にお答えをいたします。

まず、あそこの木山交差点の改良ですね、これは皆さん方、感じられていると思います。四方から来たときに、右折が1台でもあるとみんな詰まってしまって渋滞していると。今でも役場の前あたりはかなり渋滞しております。そういったことで家が解体されたということで、交渉を行って、その中で先ほど話が出たんですが、2名の地権者がいらっしゃったということで、ここの先をどうするか、後ほどいろいろまた意見は出ると思いますが、ただ木山だけ、道路だけを四方八方つくっていくのか。イメージしてください。惣領の交差点、薬局があるところの駐車場があります、横に。あんな感じでやっていくのか、それとも区画整理的にやっていくのかはこれからの課題になってきますが、これは地権者、そして地元の方、そして議員さんたちも一緒なんです、一緒になってどういったまちづくりをしていくのかが大事になってきますので、ここが必要ということで決断し、等価交換という形で行ったものでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、中村健二議員の質問を許します。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 皆さん、こんにちは。14番の中村です。

本日最後の質問者となりますが、傍聴席の皆さんには12月の大変お忙しい中にこのように多くの皆さん方に傍聴していただき、本当にありがとうございます。また町内の皆さんには大変遠いところをおいでいただきまして本当にありがとうございます。

それでは質問席に移り、本日通告しておりました町長の政治姿勢、土地の補償問題、土地の交換問題の3件について質問いたします。

それでは質問席へ移らせていただきます。ちょっと姿が見えなくなりますけども、声は聞こえますので。

それでは早速、1問目の質問に移らせていただきます。

政治姿勢の中で町長がよく言われる「笑顔あふれるまち」じゃなくて、「みんな笑いあえるまち」だったですかね、「みんなが笑えるまち」とはどういう町なのか、どのような町にしたいと町長は思っておられるのか。6月議会で同じような質問をしたと思います。そのときに総合計画というのがあるから、その計画が計画で終わらないように計画に基づいてしっかりとまちづくりを進めるといってお答えをいただきました。今回はそうじゃなくて、町長自身が「みんなが笑いあえるまち」とはこんな町ですよとか、こんな町にしたいというのがあればですね、それをお聞かせいただきたいということでございます。

それと次に、町長は議会との関係をどのように考えて臨んでおられるのか。ただ何でも賛成してくれればいいと願っておられるのか、それともしっかりと議論して町を正しい方向へ導いてほしいと思っておられるのでしょうか。そしてまた、議会の立場をどのように理解しておられるのかを質問して、1回目の質問といたします。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の1回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず政治姿勢についてということで、「笑顔あふれるまち」とはどのような町なのか、具体的に聞かせていただきたいということで、非常にちょっと幅広くなるんですが、「元気あふれるまち」とはどのような町かとの御質問ですが、私のマニフェストにも町民の皆様が元気に笑いあえるまちづくりの実現を挙げております。これは子どもから高齢者の方まで全ての町民が健康で生き生きと輝く暮らすことのできるまちをイメージをしております。

細かいことになると、私は日ごろから幸せな生活を送るためには安定した雇用、健康づくり、

地域の仲間づくりが非常に大切であると言っております。若い世代が安心して、結婚・出産・子育てができるような雇用環境整備はもちろん必要です。また、健康と地域の仲間がいないと元気に笑いあえるまちづくりは実現できません。健康で長生きも当然大切であります。もし介護状態、認知状態になっても、地域で支え合い、できるだけ生まれた地域で暮らしていける地域包括ケアシステムのような充実も「元気あふれるまち」につながっていくと考えております。

また、長野県白馬村におきまして震度6の地震が起きましたが、深夜にもかかわらずここでは一人の死者も出ませんでした。これは日ごろからの地域のつながりができていたからです。災害が起きたときは自分の身は自分で守る自助、そしてさまざまな方と力を合わせあう共助、そして警察・自衛隊などの公助がありますが、特に共助を推進するための地域力、地域コミュニティづくりが大切になってくると考えております。益城町におきましても、みずからの地域は自分たちで守るということを基本に、地域と行政が一体となって防災力を強化し、安心安全な暮らしができるまちづくりが「笑顔あふれるまち」につながっていくと考えております。

また、今回の木山交差点改良によりまして大規模な災害時への防災対応、そして木山地区、益城町全体のにぎわいも出てきます。それが元気あふれるまちづくりにつながっていくと考えております。ただ最後は人のつながり、絆、地域づくりが一番大事であるということで考えております。

次に二つ目の、町長は議会との関係、議会の立場をどのように捉えているのかということでお答えをしたいと思います。

まず、町長と議会との関係につきましてはということで、日ごろ議員の皆様方におかれましては、地域の皆様の要望、そして相談、お世話、安心安全のための御尽力をいただいております。今年8月25日に上陸しました台風15号が最悪のルートをとどり、梨、柿、栗、ブドウ、ハウスなどたくさんの被害が発生しました。しかし、予想以上に早く復旧が進んでおります。これは議員さん方がいち早く風倒木やごみなどの処理などに取り組んでいただいたおかげです。たくさんの議員さんが役場に被害状況の確認や実際に見回りをされて、役場と協力して対応をされております。こういったことから、町長と議会との関係につきましては、よく車の両輪にたとえられますが、全くの対等の立場に立って、お互いに尊重し、真摯に意見交換をしながら町発展のために努力していかなくてはならないと考えております。

次に、議会の立場をどのように捉えているかとの御質問ですが、議会は町政に町民の皆様の意向を反映させるため、町執行部から提案されましたさまざまな課題を議会の権限において審議し、決定をしております。また議会は町政が適正に行われているかを確かめる役割も持っております。いずれにしても、議会と町執行部がお互いに信頼関係を保ちながら議論を深め、益城町の未来のためよりよい政策を築いていかなくてはなりません。議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 1回目の答弁で、やっぱりそうですね、「みんなが笑いあえるまち」というのは町民が健康でなければというのが一番だし、地域で支え合うというお互いの協力という

のが、これが一番大事かと思っております。そのためにはですね、町の財政というのをしっかりしとかにやいかんだろうし、町民一人一人が豊かになることが大事だろうしですね。ただ、豊かというのは、お金があるとかそういうことではなくて、心の豊かさですね。これをつくるためには今町長が言われたようにお互いに信頼感をつくっていくことが、議会とばかりじゃなくて、町民ともそれが一番大事かなと思うんですけどもね。

町長はこれまでですね、町民の皆さんと何でも相談しながらまちづくりをしていくと、「どこでも町長室」を開き、町民の意見をしっかり聞きながらまちづくりをとおっしゃってたと思うんですが。思うんじゃなくてそうだったですね。それが実行できていると思ってらっしゃいますか。その辺ちょっとお答え願いたいと思いますが。どうも見てると、一部の職員や一部の人たちとだけ物事を進めておられるような気がいたします。議会や町民には何でも事後報告。これでは「笑いあえるまち」というよりも、いがみ合う町になってしまいはせんかと思っているところでございます。

また何で議会との関係、議会の立場を質問したかという、行政のプロとおっしゃる町長のあの発言に私は、え、と思ったんですよ。これは誰の入れ知恵かなんか知りませんが、まさか町長自身がこんなことを考えることはないと思いますがですね、この次に質問する補償費ですね、これについて専決処分しようかと思ったけれどもというような発言を私聞いたんですよ、町長から。わっと思ったんですね。これは町長、本当に専決処分できると思われたんですかね。どうだったか、その辺ちょっとお答え願いたいと思うんですけど。やっぱり本当に町長の言う「笑いあえるまち」をつくろうと思うなら、町にとって大事なことについては、議会はもちろんですが、事によっては町民ともしっかりと事前に話し合いをし、一体となって物事を進めていかなければならないと思っておりますが、町長はどのようにお考えなのか、その辺お聞きしたいと思えます。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員、2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、「どこでも町長室」はですね、なかなか今実現できていないというのが現実です。調整を今とってもらっているところです。各区長さん方と、できるだけあいてる時間を使って、いろんなまちづくりを進めていきたいということで。ただ、各校区の三役さんだけには今年の仕事ということで回していたんですが、もっときめ細かに地域を回って、町の状況というのをいろんな方とお話してやっていきたいというのが私の願いなんです。なかなか夜あたりがずっと会議があったりとか、入っててとれてないというのが現状なんです。しっかり1月から指示をしていますが、各区長さん方と一緒に調整してもらって、そういった「どこでも町長室」、それから今おっしゃられたように町民の人たちの意見をきめ細かに聞いていくような形でやっていきたいと思えます。

専決の発言なんです。これも実際、専決という方法もあるということで、言葉のちょっと綾だったんですが、ただ専決をするという話じゃなくてですね、やはりこれは皆さん方、議員さん方とですね、しっかりこの問題については、木山交差点ですね、しっかり議論していくというこ

とで思っておりますので、専決の方法もあるということで考えていたんですが、これが違うほうで伝わったとしたら、非常に私が言葉足らずということでおわびしたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） そうですね、「どこでも町長室」という地域懇談会みたいなやつは、地域の団体の長とか、そういう人たちを集めてされたというのは聞いております。でも、町長の言う「どこでも町長室」というのは、それとはちょっと違う意味があったと思うんですよ。もっともっと触れあいを深めたいという意味、そして信頼感をつくりたいというのが町長のあれだったんでしょけど、なかなかそれが進んでないということですから、これはもう町長の公約ですから、一番大事な公約だと思うんですよ、これはどこでも出向いて行ってですね、大変忙しいかもしれないけど、つくろうと思えば時間はできないことはないと思いますんで、その辺はやっぱ、以前同僚の議員からこの質問はあったと思いますけど、進めてもらいたいと思ってます。

それから、専決云々じゃなくて、この議案そのものが、この事件がですよ、専決できると思われたのか、思われなかったのかということですよ。こういう事件は専決できないんですよ、これは。まして議会が1回否決してるんですよ。否決した議案については専決はできないと、はっきりこれは自治法に書いてあるんですよ。ですから、その辺をちょっと理解されてなかったのかなと。ちょっとした拍子に専決でもというような気持ちだったということではなかったのかどうか知りませんが、明らかにですね。これ見た人は、四つほど専決処分というのはできるんですけども、議会が開けないときとか、どういうときとか、その中の一つに議会が議決しないときってあるんですよ。これをちょっと誤解されたんじゃないかなと思うんですね。議決されないときというのは、採決になってみんながここを出て行って採決せんだったりとか、そういうような意味であって、否決された議案が議決されないからというんじゃない。議決というのはあくまで賛成か反対かを問うのが議決ですから。そこ辺の誤解から何でも専決できると、議会が否決したから、こがんとは専決できるというような誤解が生じとつかなとも思ったんですが、そうでもないですかね。その辺ですね、はっきりと議会が一回否決したことのについては専決はできないと、これはぴしゃっと書いてありますからね、ちょっとその辺誤解があったかなと思ってお尋ねしたところでございます。

そういうことですね、あと時間が、後がまだありますので、次の質問に移っていききたいと思います。

次、2問目になりますが、この質問はですね、私たちがなぜこの問題に触れるか、また触れなければならないかということですね、議員の一人として町民の皆さんの負託に答えることはもとよりですね、この交差点改良が本当の意味で、県からそっぽ向かんで、ちゃんとこっちを向いてもらってスムーズに進むことを望むからこそ、こういうことをはっきりしときたいということで質問させていただきます。

この2問目というのは等価交換に関連した補償問題についてですが、この補償についてはもう取り下げたからいいだろうとおっしゃるかもしれませんが、議会に2度もかけられたわ

けですし、その真相というか、内容についてはですね、やっぱりしっかりと精査しとかにや、これからの町政にとって大変大事になることですので、そういうことでしっかり内容というか、それをお答えいただきたいと思っているところでございます。

何でこの補償費というのが、どういう理由で出てきたのかですね、その辺の経過ですね、説明ができれば。これまでのですね、経過説明ではどうも納得できかねるんですよ。と言いますのも、支払相手、開発業者等も何かぼやけてはっきりしないしですね、900万の根拠も定かでないということから、このような補償費が何で出てきたのか、そして、その内訳の説明をもう一度求めたいと思います。なかなか真実は語りにくいかもしれませんが、一応よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員、2回目の質問にお答えします。

どこでどのように補償費などを支払うことになったのか、また900万の本当の内訳は何だったのかということで御質問なんですが、これは地権者、開発者との交渉過程で相手方から補償費の額が提示されたということで、これはもう6月の定例議会、7月の臨時議会で丁寧に説明させていただいております。これは払い込み賃料と建設協力金、敷地測量費、設計費合わせて892万5,302円分を補償費ということで提案したものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 相手方から提示されたと今ありましたけども、どうも計算方法が、建設課長が指示を受けてつくったのかどうか知りませんが、建設費の解体費なんかは大体これくらいかかるだろうということで私が計算しましたというような話も最初ありました。そのとおりで出てきましたけども、この経過もちよっとお願いしたんですが、お答えがなかったんですけども。

あの土地は、もとは、先ほどの同僚議員の質問の中で、町長お答えになったように、もともとは3人の地権者がいらしたと。3人の地権者一体で、固有名詞で申し上げますと、弁当のヒライさんと交渉を進めておられたと。これは地権者の方から聞いたんで、実際昨年5月に契約までしたということを知っております。その後、6月か7月ごろ、SN堂さんというところと分かってしまうけど、が進出したいという話があってですね、ヒライさんとSN堂さんと配置の問題でいろいろありまして、折り合いがつかず、9月にヒライさんとは契約解除をなさっております。SN堂さんは、3人の地権者のうちの一人Sさんと契約を交わされ、薬局をつくられたわけですね。そして残された土地、そこにですね、SN堂さんはフィットネスクラブをつくるというような話もあったんですが、結局は、薬局をつくったその後、もうそこから撤退されたという話を聞いております。

残された開発業者は、SN堂さんという説明がしてあったと思うんですが、どうも違うんじゃないですか。そしてですよ、建設協力金、さっき言ったように協力金だって、これを出すには土地を貸したり売ったりするときは、建物があつたんでは価値が全然下がってしまいますね。だから貸したり売ったりしようと思うなら、それは解かにかしようなかですよ。そりゃもう更地にするのは地権者として当然のことであつて、そのかわりを町が払うなんてことはこれはあり得ん

ことだと思っんですけどもね。

それにコンビニをするような話もあったかもしれません。確かにこのSN堂さんが入ってくる時に一緒にコンビニもというような話があったと思います。ただ、そのときにSN堂さんが入ってきて、どうも残された2人の地権者の土地では厳しいということで、一時はコンビニのほうも撤退したようなことも聞きました。それに設計料というのが挙がってますよね。どこのコンビニの設計ですかね。第2駐車場のコンビニの設計料ですかね。どうもその辺が分からんのですけどね。

以前、その設計各種申請手続の請求書というのが回ってきたんですけど、その中で乗入申請というので45万5,000円、これは乗入申請なんかしてませんというような回答がっております。もう一度計算し直さないかとかいう話もあつたわけですが。こういうことですね、何か全くすっきりしないんですよ。ですから、できればちゃんとその辺のお話をですね、していただくならと。話しづらいかもしれませんというのはその辺であつて、その辺のびしゃつとしたこの補償費について、これは本当に払わにゃいけないもんだつたのかどうなのか。取り下げたから結果的に払つたらんですけどね。その辺をもう一度しっかりと説明していただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

弁当のヒライさんが来られたときは、正直言って、もう話が進んでてですね、一旦私のほうとしても諦めていたんですが、そこあたりが先ほどお話しされたとおりで、そういった話だったろうと思います。できなくなったということで、その後、こちらのほうから一旦契約されてたのを地権者と開発者の中で契約されていた中に、これはやめてくださいと町のほうが介入してやったというところで、話し合いの中で、こういった敷地測量費、設計費のほうにつきましては、その木山の交差点の設計費になりますが、これは建設課長のほうもお話ししてたと思うんですが、予算であつて、この中身についてはまた精査しますということで話をしてたと思うんですが、そういうことで、こちらのほうから一旦契約してあつたのを、町が介入していたということで、そういったことの交渉の中でこういった補償費が出たということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） それはもう以前から説明のあつたとおりでございますが、そのコンビニとの契約が本当にあつたかどうかということですよ。仮契約書も何も出てきてないし、建設申請も出てないし、その辺が全く不明瞭なんですよね。それは5月に開店する予定だったならば、とくにその時点では全て申請手続が出ておかにゃいかんわけですよ。でですね、これですね、地権者の方ではですよ、5月か6月にですね、コンビニと仮契約を結んでおります。どういう条件で結んでおられるかと。停止条件つき。分かりますか。土地の交換ができればコンビニは出てきますよという仮契約書なんです。交換ができればコンビニはしますよという契約書なんです。ということは、もともとこっちは交差点にはコンビニの計画はなかったということですよ。交換ができんならコンビニはできんということですよ。交換ができれば私たちは進出しましょうと、

そういう仮契約結んでおられるんですよ。これは地権者の方からはっきり聞いたんですから、間違いありません。その辺はどう説明されますか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の3回目の質問にお答えをします。

停止条件付契約ですかね、ということでしたということ、こういって、もしあれならこの中でもちょっと出てくるかなとは思いますが、その違約金あたりですね。ここあたりはそういったことで判断しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） どうもすっきりしない答弁ですけど、その辺、掌握されていなかったのかと思いますけど。ですから、次の質問に移りますが、その辺で何でこの補償費が出てきたかというのを尋ねたのはそういうことなんですよ。何とも説明のしようがなからうと思います。だから、この補償費がですよ、つくられたというとおかしいけど、誰かがこういうふうにというふうにしてきたんじゃないかと思うんです。

以上で2問目が終わりましたので、3問目に移ります。

最後の質問になります。

町有地と私有地、民有地ですけれども、交換についてですが、この交換については町長のほうから持ちかけられたと言われたが、これは本当ですかね。議会にも全く相談もなしに、町の大事な行政財産ですよ、これは。普通だったら、このままだったら交換もできない土地、行政財産。実際に駐車場として使っているわけですからね。そういうことからして、そういうふうに変換という考えにぱっとすぐいかれたのかなと。相手方からこういう手もあるよという話できたのか、その辺は分かりませんが、その辺どうだったのかですね。

で、その理由ですよ。交換なんかするときには、これは町の条例の15の第2条の第1項か、に公用または公共用に供するときというのがありますね。そういうことでは財産をあれでいいですよというのがありますけども、それはあくまで普通財産ですから普通財産に切りかえてということですけども。となるとですよ、Tさんの土地だけでよかったんじゃないですか。交差点改良するためにはですね。そしてそのTさんの土地だけでも、そこで公共の用に供するためというならば、交差点改良について県が事業着手を確約しているというならいいですよ。けども、この土地、いつ改良ができるのか分らないですね。10年先になるか15年先になるか、20年先なのか、とうとうできんのか、その辺も定かじゃないと思うんですよ。そういう土地が交換できるかということですよ。

そして、何ですかね、わざわざ交差点改良なのに隣のIさんの土地まで合わせにやんだのか。それは同調する気持ちは分かりますよ。一緒に開発されよるから一緒にしてやらにやんと。しかし、それとこれとはびしゃっと分けていかないと、一緒にされよるけん、なら一緒にしてやろうかなんて、それは町としてはあんまり好ましいことじゃないというか、してはならんことじゃないかなんかと思っておりますよ。県あたりだったら決してそれはしませんよ。ほんの少し残るからそこまで買ってくれといっても絶対今はしません。それなのに、このやり方についてはちょっと

どうかと思うんですよ。

ですから、どうしてもこういうふうな行政財産を普通財産にですね、用途廃止して普通財産に切りかえたと、で、交換するというのであれば、まず県に行って交差点改良お願いしますと、とにかくこぎゃんして土地が手に入るような状況ですので、県に行ってですね、道路改良の事業着手をお願いし、確約をとってくるというのが非常に大事なことであり、これが先にすることじゃないかろうかと思いますが。

それとですよ、これは後で、あした同僚議員が、非常に詳しい同僚議員がいますので、また詳しくは質問すると思いますが、不動産鑑定ですよ、先日、同僚委員が開示請求をしました。そのときに、その結果を見せていただきました。ところが、不動産鑑定書がこちらの交差点のほうだけしかついてないんですよ。評価価格だけは出してあったんですけどね。「あれ、これ何でないと」って聞いたら、「ほんと、ないですね」ということでまた同僚議員が出してもらいに行かれて出していただきました。見たらびっくりしたんですよ。こんな評価の仕方があるんかと。というのはですよ、交差点のほうの鑑定書と第2駐車場の鑑定のやり方が全然違うじゃないですか。私もあるところに、こういう仕事をしている友達がありますんで尋ねました。「こぎゃんとはあんまり分からんから、ちょっと見てくれんや」と言って、「はあはあ」と見よったら、鑑定の仕方にはいろいろあると。高い値段をつけようと思うときはこういう方法、低い値段つけるときはこういう方法というように、そのときの鑑定のやり方というのがあるんで、「これは全然逆の鑑定の仕方がしてありますね」ということだったんですよ。何で鑑定のやり方が違ったのかですね。鑑定士さんがしなっただけんって言っちゃいかんですよ。誰かが要望しとるはずですよ。そういう話も耳に入っております。非常に困ったことですよ、ほんとですね。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の3問目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、木山交差点でなぜ2筆もかけるかという話ですかね。買うかということで、これは県道も絡んでくると思います。県道もかなり歩道とかつくる時は絡んでくると思いますので、そこも含めてということになります。5年、10年、20年でけんという話をされたんですが、実際ここが残っけば、コンビニとか建ってきたら、まず20年できんと、そこからスタートということになりますので、そこあたりは今先ほど、まず何で県にお願いせんかということで、確約をとということで話があったと思うんですが、なかなか県も最初から確約というとはないかなということもあります。

惣領交差点あたりも、何遍も何遍も町から交渉して、要望してできております。次は木山交差点か寺迫交差点という話になってくると思うんですが、こちらの木山交差点を、町としては、今非常に強力で県のほうにお話をしているところです。要望をしているということで、お願いしているところです。

それと、あと何でそんなに急ぐのかということで話があったんですが、やはり相手があるということで、地権者があります。地権者の方との交渉ということで進めたというのもあります。実

際私も用地買収担当をやってたんですが、このときもやはり運動公園の用地買収をやりました。10ヘクタールです。56年。工事の関係もあり、半年でまとめたんですが、このときも誤った情報が地権者に漏れて、地権者の方から「絶対売らん」と言われて、本当に困ったことを思い出しております。何回も何回も説明してやっと許していただいたという経緯もありますので、やはり交渉事、やはり秘密裏に進めにやんところもあります。相手の感情もあります。そういったこともありますので、踏まえて慎重に進めたということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） いやですね、だから補償費の問題からずっと続いておかしいじゃないですか。コンビニができるから、コンビニが事業停止したから、その補償費を払わにやんということだったしですね。それもそういう事実はないと。今度の交換もですよ。知ったのは7月の臨時会前、全員協議会で説明をいただくときにですよ、あのときに第2駐車場のほうの見取図が出てきたじゃないですか。なんであの時点で配置図があるんですか。おかしいと思いませんか。まだ交換もできてない、その時点で、あそこに配置図が出てくるというのは何だったのかなって。何か月も前からですね、あそこには最初からコンビニをつくる計画からスタートしたんかなというような考えしか起きないんですよ。昨年からあの辺の土地の調査をされとる人がおるんですよ。コンビニばつくろうと思うとるけんというような感じでですね。

うちは年明けからかい、最初土地の交渉に行ったのは、2月までできんと言われたと。そこで話が出てきたという話だったけど、その前に交換の話はあったんじゃないですか。非常に今回の場合はおかしいんですよ。これは本当に20年はできんと言われるけど、それは、今でもあそのの惣領交差点は事業着手して15年かかってますよ。まだ最後のほうまではできてないんですけど、15年かかってますよ、あそこ。交差点改良がいかにもすぐできるように町長発言されるけど、県のほうに要望していると言われるけど、それは振興局のほうに毎年同じような文面で要望しているだけであって。そうじゃなくて本庁のほうに行ってですよ、本庁のほうにですよ、これはもう今回の建設常任委員会でもいいですよ、全員で押しかけて行ってですよ、とにかくあそこをすぐしてくれということをお願いするぐらいのはまりがなからなかんし、議会としてもそれぐらいの対応をされると思いますよ。そうでないとこれは本当に言いわけがつかんですよ、こういうふうに。こんな町の町民の大事な財産をですよ、いとも簡単にこういうふうにはぼんと交換されて。それも議会に説明もなくですよ。町長が言われるように、やっぱり信頼関係を持ってこそ初めて「笑いあえるまち」になるんですよ。そのためにはさっきも言ったように、何でもやっぱ事前に説明、相談、そして協議をしてですね、一番いい方法を町として持っていかないと、ほんといろんな問題が起きてくるんですよ。ですから、ちょっともう一遍その辺をはっきり説明してください。何で向こうにあがんそういうコンビニの配置図なんか出てくるのか。まだ交換もしとらんのに。交換ができるか、できらんか分からんのに。だから契約だって5月か6月に停止条件付きの仮契約ですよ。ですから、それがあるということは、交換ができたなら向こうにつくりますよということですから、こっちにはそういうあれはなかったということですよ。その辺をちょっともう一回、これが最後です、ぴしゃっと答えてください。あともう一回あつとかな。もう一回あるば

ってん、最後ということでもうお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の2回目ですか、3回目の質問にお答えします。

何年かかるか分からんという話でですね、ただ、この木山交差点、ここが今のところが等価交換できていないならば、私は20年後からしか取りかかれないうことで、そこから10年、20年とかかるなら、30年、40年ということを書いて、誰かがとつかからないとこれはいけないということで、これはもう歴代町長も悲願だったと思います、この木山交差点の改良というのはですね。あと27年の5月だったですかね。合意、等価交換だったですかね、話が出たということで設計が出たということなんです、そこあたりは、そこからすぐつくられたのかどうかよう分からんのですが、そういったことだということを書いておきます。ただ、ここについては県のほうにもちょっと要望して、新年度、ここの交差点あたりの調査費をつけて予算を計上したいということ考えておきます。県のほうとも話を、ちょっと国の補助あたりをもらってやっていきたいということ考えておきます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） あと1回ありましたんで。

20年たってからしかできない。その前に計画を立ててですね。計画を立てることはできるんですよ、ぴしゃっと。そして、その間に県と交渉してぴしゃっとできるようにすることはできて、20年後になったらぱんと着手できるんですよ。何も、あそこに建ったから、それから先20年かかるなら40年とか、そんなことじゃないですよ。それはあそこに建物があるときも、20年間ですから、そういうのはですね、20年間で最初つくるときにそういう約束事でちゃんとしとけばですね、その前に計画は十分立てていかれるからですね、今回の場合もちゃんとまずそういうような計画を立てる。計画というのは、町では前に当然、改良の計画というのは2回ぐらい立てたと思います。ただ県のほうには全くそういう計画もないしですね。特に部分的改良というのは、これはまずしないでしょ。ですから、とにかく町長自身でも振興局に要望して、歴代町長たちがずっとやってきてるけど、県が別の計画を持つとっとは当然御存じですね。交差点改良の計画は持たないです。あの付近一帯の開発計画は持ってます。ですから、その辺は御存じのはずですよ。ですから、あそこの交差点改良を簡単にうんと言わんのはそれを避けるためかどうか知らんし、それからやたらしよっと、あれは早くから町に町道として引き取ってくれて早くからいいよるはずですよ、あの道路は。しかし今まで、ちゃんと改良してもらったらもらいますよと言いつたはずですよ。どうかするとこんなことやりよったら、もうあたがにやるけん、あたがで勝手にしなせって言われますよ。ですから、やっぱ手順というのはしっかり踏んで物事はやっていかんと、町長、これはなかなか、だんだんかえって改良は難しくなってくつとじゃなかですか。その辺を心配してるんですよ。ですから。もう一遍その辺町長がどのような形でこれから先進めるのか、その辺をちょっと最後になりますのでお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の3回目の質問にお答えをしたいと思います。

いろいろ縷々お話を伺いましたが、やはりスピードが必要かなということで、今、総合戦略もつくっています、益城町で。その中でやはり、点で考えてはまちづくりできないということで思っております。全て線でつながっていかないと、いいまちづくりはできていかないと。津森でもウーマンドリーム事業をやっています。そして33カ所巡り。益城町には総合体育館、運動公園、相撲場、すばらしい施設もあります。そういったことも考えて、やはりその中で点をつなぐためには、木山交差点改良が大事かなと。

それと、皆さん方も分かれているとおりに、高森線、歩道ありません。非常に危険な道路でもあります。それに27年度からグランメッセも開通します。これから区画整理からグランメッセまでの線が開通したら、もっと交通量も多くなります。先ほど話をしましたように、藤崎台も誘致するならば、こういったところが非常に大切になってくるかということで思っております。それと今都市間で非常に自治体間の競争が激しくなっています。御船、嘉島、菊陽、やっぱり発展しているのは、やはり道路網の整備があったからということで思っております。これを10年、20年というのはちょっと待てないかなということで、益城の発展のためにはここが大事かなと。それと市電の延伸もあります。高森線の市電の延伸、沼山津も今あっております。そこあたりのサイクル・アンド・ライド、パーク・アンド・ライドあたりもあります。そういったことで計画を、バスカットと合わせてまた計画していけばいいと思います。やはり20年後、30年後の子どもたち、未来のために、これは私は必要ということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村健二議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後2時21分

平成27年12月第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年12月8日午前10時00分招集
2. 平成27年12月10日午前10時00分開議
3. 平成27年12月10日午後3時03分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 8番 野田祐士議員
- 15番 竹上公也議員
- 13番 石田秀敏議員
- 9番 宮崎金次議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 西村博則君 | 教育長 | 森永好誠君 |
| 会計管理者 | 福島幸二君 | 総務課長 | 森田茂君 |
| 総務課審議員 | 河内正明君 | 秘書広報課長 | 堀部博之君 |
| 企画財政課長 | 藤岡卓雄君 | 企画財政課審議員 | 中桐智昭君 |
| 税務課長 | 緒方潔君 | 住民生活課長 | 森部博美君 |
| 子ども課長 | 花田博文君 | 健康づくり推進課長 | 安田弘人君 |
| 健康づくり推進課審議員 | 西口博文君 | いきいき長寿課長 | 後藤奈保子君 |
| 福祉課長 | 坂本祐二君 | 農政課長 | 森本光博君 |

建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	富田正秀君	学校教育課長	田中秀一君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き、一般質問の2日目となっております。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目に野田祐士議員、2番目に竹上公也議員、3番目に石田秀敏議員、4番目に宮崎金次議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、野田祐士議員の質問を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。8番野田祐士でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただき、まことに感謝いたしております。また、本日は、足元の悪い中、本議会に関心を持っていただき、たくさんの傍聴席の方に集まっていたいております。心よりお礼申し上げます。

本日、私が質問いたす項目は、一つ、交差点隣接部におけるコンビニ開発計画において。二つ目、町有地と民有地の交換問題について。三つ目、行政運営について。四つ目、今後の地域支援事業等についてです。それでは、質問席に移って質問をさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

4項目あります。質問自体はですね、簡単にですね、質問をしていきますので、ぜひ簡潔にお答えをいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、一項目めの交差点隣接部におけるコンビニ開発計画についてでございます。質問の要旨を述べます。町長は、議会においてコンビニ店計画の真偽を問われた際、補償費900万円が不適切であるとの指摘を認めた上で精査を行うと回答したが、その精査の結果について伺う。二つ目、補償費900万円の取り下げの経緯と経過について伺うということでもあります。

まず、要旨についてですね、町長のほうに1回目の質問でお答えをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。12月の第4回定例会も3日目を迎えております。本日は4名の方が一般質問ということで、2日目ということで行っております。一生懸命お答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、傍聴席には、早朝から

多数御出席いただきまして、心から感謝申し上げるものでございます。

それでは、8番野田議員の1問目の質問についてお答えをいたします。

まず、コンビニ開発計画についてということで、精査を行うと回答したが、その結果について詳細に伺うということで、これはまず補償費、これは不適切とは思っておりません。補償費900万円の一部である設計費用につきましては、実際の作業内容に合わせ精査を行う必要があるということです。しかし、7月臨時議会におきまして、補償費の支出ができなくなったことから、精査はその後、行っておりません。

それと2問目、補償費900万円の取り下げの経緯と経過について伺うということで、これは6月定例議会、7月臨時議会の2回の議会の場におきまして、補償費を計上した議案が否決され、開発者へ支出ができないことが決定して以降、開発者は、現地での開発を断念する際、これまでに投資した費用の清算をする必要がありますが、土地所有者は、最終的に投資額の負担を強いられることになりました。本町としましては、開発者へ補償費を支出できない状況を地権者へ繰り返し説明をいたしました。結果的には、地権者の御理解、御協力によりまして、地権者が投資額の負担をすることに納得をされました。

これを受けて地権者は、平成26年8、9月に、株式会社新生堂との間で契約をされていた事業用定期借地権設定契約覚書を解約されました。翌日に、町と地権者は最終的な土地等価交換契約を結びました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 経過と経緯ですかね、について御説明をるるいただきました。ありがとうございます。

それではですね、ちょっと細かくですね、中身についてですね、お尋ねしていきたいと思っております。2回目の質問であります。簡単なことなので、何かメモられても結構です。

今出たですね、役場が事業用定期借地権設定契約覚書、覚書ですね、受け取ったわけですが、そのときには既に、土地の名義人、賃貸人、賃貸人の連絡先、媒介業者、賃貸人の代表者などについて、全て黒塗りをされていたということでもあります。よろしいですか、役場が受け取った資料ですよ、それは。町長はですね、何を根拠にですね、開発計画、今、契約と言われたけれども、これは覚書ですね。覚書をですね、何を根拠に信じて、900万円ですね、理由をつけたのか。これが一つです。何を根拠かというのが一つ。

またですね、その資料は、誰がですね、持ってきたのか。よろしいですか。資料、全て黒塗りになってたと。役場がいただいた資料、覚書については。ということでもありますので、何を根拠にですね、開発計画等云々をですね、信じたのか。また、その資料は誰が持ってきたのかということが、まず第1点目です。

第2点目、昨日の私の先輩議員のですね、質問で、補償費は相手方から請求されたという答弁がございました。きのうの答弁です。その相手方とは誰ですか。簡単ですね。相手方とは誰ですか。また、請求を行ったとありますが、開示請求をさせていただいた資料の中にですね、内訳書や請求書、そういう手続をした資料が一切ございません。どこにその資料は、またそれは存在し

ているのですか。これが2点目です。

3点目、これは、町長じゃなくても分かる人に答えていただいても結構ですけども、委員会、議会等でですね、提出されたセブンイレブン益城木山店新築工事の図面というのが示されました。本当にですね、この示された図面でですね、開発許可申請、もしくは警察協議、また建築確認が許可されるとお考えか。要するに、開発についてですね、図面等が記されたと。普通であれば、配置図ではなくて、土地計画図、土地利用計画図が、私たちは土地利用計画図を出してくれと言ったんですけども、それは出なかった。で、出た図面を精査しました。とてもではないけれども、そこにそういう建物等がですね、建つのはとっても難しいという判断をしております。町はですね、あの図面で本当にですね、開発申請または警察協議、建築確認は可能であったか、どう考えているかをお尋ねします。

4点目、文化会館第二駐車場、今度交換をされた部分でございます。これは益城運動公園前店ということで、コンビニさんがもう計画図をつくられております。この計画図がですね、いろんなですね、議会で審議をする前にもうでき上がってたという話がですね、聞こえてきております。真偽のほどを伺いたいと思います。よろしいですかね。

次ですね。地権者が2人おられました。地権者の、その土地にあった建物を壊されたという経緯があります。それに対する補償費云々というのが大方を占めておったと思います。登記簿でのですね、建物の所有者は、もう言っていていいですかね、田中材木店でございます。これは建物の所有者ですね、田中材木店。そもそもこの土地の所有者はですね、田中さんであります。そもそもですね、支払先は田中さん、この土地の所有者になっておりますけれども、会社の代表者としてですね、土地の所有者は、これ、違います。それを承知の上での支払いを考えておったのかということ。

次です。補償契約内容についてですね、町長みずからですね、益城町の顧問弁護士のところに行っておるといことですけれども、この顧問弁護士にですね、詳細なことを伺っておられる。概要ということで伺っておられると。これについてはですね、後で私たちもですね、伺いたい部分があるということで、何を伺ったのかですね、もうちょっと詳細にですね、これは資料でも構いません、後ほどでもいただきたいと思います。

町長、今の大体いいですかね。分からないならもう一遍言います。覚書について、いろんな大事なところは全て黒塗り。役場がいただいた資料ですよ。役場が塗ったわけじゃなくて、役場がいただいた資料は全て黒塗り。何を根拠に開発計画があったと言えるのか。その資料を持ってきたのは誰か。1点目。

次、補償費が請求されたと。相手方から請求された。その根拠になるものは役場に存在するの。請求書なり、内訳書なり、あるのか。開示請求をした際には出てこなかったんですけども。

3点目、セブンイレブンのですね、益城木山店、要するに木山交差点部の土地にですね、セブンイレブンさんを建てるという図面が出た。この図面でですね、本当にですね、警察協議、建築確認、開発許可申請がおりるとお考えか。分からんということでもいいですよ。県のほうにもお伺いしております。

次、文化会館第二駐車場、これは益城運動公園前店というふうなお話になっているようですが、いつ、これはでき上がったんでしょうか、この図面は、ということです。審議の前にでき上がってたというお話もごきます。

次、木山交差点のですね、登記簿上での建物の所有者と、土地の所有者は、田中さんのところについては違うと。それは御存じでしたか。どこにお支払いする予定だったんですかということですね。

次の分はですね、顧問弁護士については、資料をいただくということで後ですね、伺いたいと思います。

今の点はよろしいですかね。まず、その点ですね。よろしいですか、町長。一応よろしいですか。

それとは別にですね、これは簡単なことなので、結果的にですよ、町長が今言われた地権者に御迷惑をおかけしたと。900万に関しては。地権者、開発者に御迷惑をおかけしたということをおっしゃいました、今。私はですね、900万を取り下げられてですよ、取り下げられて、誰が取り下げたのか知りませんが、900万を町は出さんでよかごとなつたわけですね、結果的に言えば。それについてですね、財政支出がなくなったということであればですね、町長はですね、財政支出はせんでよくなったですよ。結果は同じですよ。今町長が考えていただいている結果は。それに関してですね、地権者に御迷惑をかけたということで、町はですね、最初から900万はですね、これは払わんでよかつたじゃなかかという議論になりはせんじやろうかと。財政支出面から900万がですね、払わんでよかつたということについて、どうお考えか。それは難しいことではないと思います。

また、900万の請求そのものがですね、0になつたと。町長は、この900万を0にしたことによって地権者に迷惑をかけたという判断みたいですが、これ、初めからですね、出さんでよかつたお金じゃないんだろうかと。結果的に言えばですね。という判断をするんですよ。となれば900万のですね、提案に対して、それを審議した議会、またそれに対して異を唱えた9名ですかね、の議員に対してですね、町長は長としてですね、何か言うことはないんですか。

じゃあ、最後にちょっと、これ、最後にどうかですね、最後に一つだけ。町長は、今、土地の所有者に900万については迷惑をかけたんだとおっしゃいました。町長はですね、町ですね、生命、要するに、町民ですよ、生命及び財産とですね、コンビニのですね、開発、どちらが大事だと、重要だとお考えですか。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2回目の質問にお答えします。

覚書ですね。これは覚書書がという話だったんですが、これは大事な契約前の覚書ということで、これはもう一般的にやられていると思います。それと、これ、誰が持ってきたかということのお話だったと思うんですが。

（「黒塗り、黒塗りで何を根拠に言いよつとですよ。全部黒塗りだったわけでしょう」と呼ぶ者あり）

はい。これは、不動産仲介業者が持ってこられたということで、黒塗りの部分は、私が確認しております。中身は確認しております。以上でございます。

それと。

(「中身という、黒塗りじゃないのがあったんですかね」と呼ぶ者あり)

ないの分もあります。

それと、4番目ですけど、文化会館の第二駐車場、これは計画図がもう最初からあったんじゃないかとお話があったと思うんですが、これは等価交換の契約が始まってから考えられていたということで認識をしております。以上でございます。

それとですね、地権者に迷惑をかけたとお話をされたと思うんですが、これについては、迷惑かけたというのが、ちょっと話を聞いてください。迷惑をかけたというのがですね、やはり、いろんなところで、チラシが出たりですね、いろんなことで話が飛び交っております。そういったことで、非常に御苦勞をかけた。それと、町のほうとしても何回も何回も行って、お話をさせてもらっております。そういったことで、仕事をされてるにもかかわらず、そういったことで話をさせていただいたということで御迷惑かけたということで、お話ししたところでございます。

これは、結果的には900万、最初から要らんだっじゃないかと。これはあくまでも交渉の結果です。そういったことで、いろんなことであります。役場の用地買収だろうがいろいろ、やっぱり買う側、売る側、そこで立場は変わってきます。そういったことで、どうしても中身を、議会のこの経過あたりもお話させていただいて、900万は自分たちで負担するよという話になったんですが、最初から、これは負担してくれと言ったら、恐らくこの契約はまとまらなかったと思います。そういったことで、議会のほうでも審議していただいたのは非常によかったかなということで思っております。

それと最後のほうですね、コンビニと生命、財産、どちらが大事かというのがお話があったと思うんですが、やはり生命、身体が一番大事である。そういったことで、木山の交差点は、今、歩道もなく、非常に皆さん方が、子どもさんたちが危ない状況に陥っています。そういったことで、やはり生命、財産が一番大事であると私は考えております。

あと、残りは、詳細については、担当のほうから説明させます。以上でございます。

○議長(稲田忠則君) 坂本建設課長。

○建設課長(坂本忠一君) 建設課長の坂本でございます。よろしくお願いたします。

8番野田議員のですね、第1問目の2項目ありましたが、その中で町長が答えたことと重複するかもしれませんが、私から答えられる範囲のことをですね、答えさせていただきます。

まず、この2番目の補償費、相手方、開示請求というお言葉をちょっといただきましたが、その中に請求書とかですね、書類はなかったということでございますが、覚書書の中にですね、建設協力であるとかですね、その内訳については明記してございましたので、これが、最初にちょっと黒塗りのところでもおっしゃいましたが、その辺の覚書の中で確認をさせていただいておることです。

それから、木山にコンビニエンスストアをですね、建設すると。立地させるということで、諸

手続をした上で可能であったかということでございます。これはですね、許可になりますと、もちろん野田議員も御存じのように、いろいろ警察とか道路管理者とか、非常にいろいろですね、協議が必要になってくると思うんですけども、うちのほうで直接許認可ていいますか、するわけではございませんので、建築確認はそれぞれ。それから道路の乗り入れとかについてもですね、協議をする必要がありますので、それは不可能だったということは言えませんが、既にですね、計画はされていたわけで、できないことをですね、計画はされないのかなというふうに考えております。

それから、地権者の建物の件でございますが、11月、昨年11月には既に壊されておまして、覚書の中でですね、建設協力金の中で、もう建物を壊すということで覚書を取り交わされておりました。その分についての補償費ということでございますので、その建物についてのことについてはですね、情報としては入っておりませんが、覚書の中では、壊した分ですね、建設協力金ということで明記がしてあったということでございます。

それから、弁護士。

(「は、いいです」と呼ぶ者あり)

いいですか。一応弁護士のところは、顧問弁護士のところに行きましてですね、書類的には、開示。

(「いいと言ったんですけど」と呼ぶ者あり)

分かりました。では、以上です。

(「ありがとうございます。時間も無くなったようですので」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) 野田議員、ちょっと待って。議長が言ってから、発言してください。

(「はい、分かりました」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) 8番野田議員。

○8番(野田祐士君) なかなか時間もないようですので、できればですね、簡潔な、質問をやっておきますので、簡潔な回答を願います。

3回目の質問ですね。これは質問でなくてもいいです。これについてはですね、今言われた、町長が確認をしたと。目で確認をしたということですね。間違いありませんね。

不動産会社が持ってきたと。仲介のですね。間違いありませんね。はい、分かりました。

と、今言われたですね、開発計画の中身についての云々、図面ですね、それについては、県のほうからの回答じゃないけれども、聞きに行っております。なかなか難しいという御回答でした。これは、つけ加えておきます。

それではですね、あと900万の、生命と財産を守ることが一番重要と町長は言われたと。まことにそのとおりでありますので、それを踏まえながらですね、次の質問にですね、進ませさせていただきます。

第2問目ですね。町有財産の問題ですね。町有財産と民有地を交換したという問題です。

使用中であった文化会館第二駐車場をですね、これは大型バス等がまだとまっております。よく使われておりました。これをですね、突然に用途廃止を行い、日にちを見れば分かると思う

んですけれども、突然に用途廃止を行いですね、そして交換されているということですね。こういうことがですね、できるんですか、勝手に、という質問でございます。要約いたしますね。

そして、指定管理者とのお話。これはですね、議会の議決をですね、経てですね、指定管理者にですね、あそこは委託をしておるわけです。その8割ぐらいですね、駐車場が減るとるわけですよ。今度の形からいけばですね。それについてですね、これもですね、開示請求させていただきました。打ち合わせ協議書一つ出てきません。これはどういったことでしょうか。なぜ議会や地元住民にですね、説明がなかったのか。これが2点目。

3点目。交差点、きのうの質問にもございましたけれども、等価交換した土地ですね。これについては、全てですね、必要だったのか。木山交差点の用地と、改良の用地ですね、ということでおっしゃいました。これについて、全て必要だったのか。

今からがですね、ちょっと重要なところになります。公有財産の管理及び処分。要するに、今使っている行政財産をですね、これはですね、基本的に、地方自治法上処分できません。それをですね、用途を変更する。要するに、駐車場を駐車場じゃないことにする。そして、普通財産に切りかえる。そして、処分をしたという流れになっております。これ、237条、238条についてですね、自治法を見ればですね、分かってくると思いますけれども、じゃあ、その237と238についてですね、これは法律的な部分ですけども、ちょっとお尋ねしていきたいと思います。

地方自治法237条ですね。財産の管理及び処分。よく聞いててくださいね、町長。普通公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払いの手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けはならないとございます。これは237条ですね。財産の処分ですね。

じゃあ、238条についてどう書いてあるか。これも同じですね。公有財産について。行政財産については、その用途または目的を妨げない限度において、よろしいですか、行政財産、要するに駐車場、文化会館第二駐車場ですね、行政財産については、その用途もしくは目的を妨げない限度において、これ、前提でございます。または公用、または公共の用に供する何ら妨げとならない場合はとございます。これは前提ですよ。そして、公共または公共用に利する場合とございます。よろしいですか。行政財産、今使用中のですね、文化会館第二駐車場は、その用途、今使っていない場合なら別ですけど、今使ってる場合にですね、その用途を妨げない限度において、要するに、妨げたらだめなんだと。基本的にですよ。ということをごここにうたっております。また、公共または公共用に利する。公共、公共用に利するとはどういうことか。これはですね、この用途廃止のですね、ここに書類がございます。これ、町長の印鑑打ってある書類ですね。木山交差点改良のための代替地のためと書いてあります。木山交差点用地の代替地ですよ。木山交差点用地の代替地。

地方自治法についてはですね、財産の管理とか処分なんで、解釈がですね、違うと言われれば、それでも結構です。そして、もう一つですね、じゃあ解釈の中で言っておきますけれども、これ、判例が出てます、一つ。現在使用中の行政財産について、よろしいですか、現在使用中の行政財産について、将来を見越して、使用中のまま、売り払い等の契約はできませんと。使用中という

ことが書いてありますので、用途廃止したんですよと言われるかもしれませんが、ここで重要なのは、現在使用中の行政財産、要するに文化会館第二駐車場のことです。これはですね、勝手にですね、処分できないんだという基本的なですね、ルールですよ、ここは。どうお考えですか。

まだあります。時間がないので急ぎたいと思いますけれども。もしですね、もしですよ、町長がですね、この公共の、要するに公共に利する、要するに住民のためになると、変えたほうが住民のためになるんだということであればですね、木山交差点で言われてます、しきりにですね。木山交差点をですね、いつまでにやるという確約とかですね、少なくともですね、町長の在任期間中ですね、あと数年ありますけども、その中でですね、町長がですね、県に働きかけてですよ、木山交差点について動き出す。こういう確約たる覚書なりがあるんですか。私が知っていることはですね、木山交差点についてですね、要望書が上がっております。ずっと数年は一緒のことが上がっております。町長はですね、木山交差点は最重要課題なんだとおっしゃいました。上益城地域振興局に要望書が上がってですね、中身をごらんになったことございますか。ついてる資料、写真、毎年一緒ですよ。最重要課題なのに、資料等要望書は毎年一緒、中身。写真まで一緒。最重要課題として、どう取り組んだということですか。もうちょっとですね、真剣に取り組んでいただきたいということがございます。

簡単に。まず第1回目の質問ですから、よろしいですか、237条、238条について、財産の処分、行政財産のですね。簡単にですね、用途、要するに今使ってる部分を簡単にですね、普通財産に切りかえて、何で処分できるんですかという部分です。それと、もうちょっと真剣に考えてもらいたい。と、町長の在任期間中にですね、動き出すと。何らか動き出すという、確約なる覚書があるんですか。

まず、第1問。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2問目の質問にお答えをさせていただきます。

真剣に考えるということで、一生懸命に考えてます。真剣に、また町行政は考えておりますので、その点は誤解のないようお願いしたいと思います。

町有地と民有地の交換問題ということで、まず、スペースの件については、文化会館の主たる行事は土曜、日曜、祝日もしくは夜間での開催が多く、会場内の駐車場が満車となった場合は、役場敷地内の駐車場を利用されるお客さんがほとんどであり、文化会館第二駐車場は、場所的な問題もあり、利用される頻度は低かったのではないかと思います。また、今回、交換により取得した土地も、当面は駐車場としての利用は可能であり、場所的な面を考えれば、利便性は高いということがいえるかと思います。

ただ、御指摘のとおり、先日、上益城郡音楽教育研究会の主催によります上益城小学校音楽会で、送迎用の大型バスを駐車されたことがあったとお聞きしました。そのほか、県の高校総合文化祭におきましても、大型バスを駐車されたということでした。本来、第二駐車場は、大型バスの駐車を念頭に入れた設計をされておらず、出入り口や駐車スペースも普通車用に設計されてお

り、大型車を駐車するのは非常に難しい場所です。バス利用につきましては、年に二、三回であり、事前に利用団体も把握できますので、今後は利用者と事前相談の上、協議をしていきたいと考えております。

用途廃止につきましては、財産を取得し、管理し、及び処分することは、一定の範囲内は長の権限に属しております。文化会館第二駐車場の利用状況等を勘案し、町のため、将来を見据えて、大局的に判断し、交換を行ったものです。

文化会館の駐車場の大部分が失われると。指定管理者とどのような協議を行ったのか。なぜ議会や住民への説明はないのかということの御質問ですが、文化会館駐車場は、会館敷地内や、旧交番跡地にもあり、あわせて役場敷地内の駐車場も利用可能であり、今回の交換地も駐車場としての利用が可能であるため、御指摘のような駐車場の大部分が失われる重大な変更には当たらないと考えています。指定管理者とも、第二駐車場の減少と、それに伴う木山交差点北西部の交換用地の利用についての協議を行い、十分御理解いただいたところでございます。

また、議会へは、6月定例会、7月臨時会、議会全員協議会で説明を行ってきたところです。利用者へは、今後も申請時などの機会を利用して、説明していきたいと思っております。

それと、交差点を改良するには、交換した土地面積の全てが必要かということの御質問でございますが、現在のところ、詳細な交差点計画の図面がありませんので、正確なことは申し上げられませんが、今後、木山交差点や主要道路を含む木山地区のまちづくりの観点で、道路整備を行う必要があります。その手法につきましては、現在、今後の整備手法について検討をしております。

私としましては、道路だけ拡幅できたとしても、町並みはなくなり、昔の木山地域の繁栄はおろか、将来の活気あるまちづくりはできないと考えております。木山交差点や主要道路を含めた地区全体の整備手法の案ができれば、地区の皆様からの意見を聞く予定でございます。その際に、現在の交差点周辺の町有地は有効に活用されることと思われまます。暫定的には、文化会館の駐車場として有効利用していくこととなりますが、文化会館での利用がないときには役場駐車場としての利用などを含め、多目的に利用することも可能であると考えております。

公有財産の管理及び処分、自治法237条に対しては、議会の議決によるとあるが、町長の所見を伺うということでお答えをさせていただきます。

地方自治法第237条の第2項の中で、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてならないと規定されてます。また、議会議決事項に触れてあります地方自治法第96条第1項第6号では、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと規定されています。すなわち、条例で定めのない場合、あるいは条例で定める範疇を超える場合は、財産の交換は議会で諮ることとなりますが、条例で定めがある場合は、条例に基づいて交換は可能となります。この交換に関する条例は、全国の地方公共団体においても同様な規定があります。

5問目の行政財産はその用途または目的を妨げてはならないとあるが、地方自治法238条、町長の所見を伺うということで、この地方自治法238条は、公有財産の範囲及び分類について規定された条文であり、また、同条の2から7までは、行政財産の管理及び処分、普通財産の管理及び処分等々について規定されております。

御質問の行政財産は、その用途の目的を妨げてはならないという文言につきましては、似たような文言が238条の4、第2項の中で、行政財産は次に掲げる場合は、その用途または目的を妨げない限度において貸し付けまたは私権を設定することができることあり、1号から6号までの設定が設けてあります。

なお、地方自治法第149条では、普通地方公共団体の長の事務について規定されております。その第6号では、財産を取得し、管理し、及び処分することと規定されています。このことから、財産の分類がえにつきましては、長の権限に属しているといえます。また、地方自治法施行令第173条の2の規定の中で、普通地方公共団体の財務に関し、必要な事項は、規則でこれを定めると規定されています。これを受けて、益城町財務規則が規定されています。この財務規則第129条で、行政財産の用途変更等の規定があり、行政財産の用途を変更し、または廃止しようとするときは、行政財産用途変更（廃止）決定書により決定するものとする規定されております。

今回の用途廃止に至るまでの事務手続きについては、以上のようなことを踏まえ行ったものです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。何点かですね、必要な部分をお尋ねしていきたいと思います。

最後に、じゃあ、言われた部分からいきましょうか。町長の権限においてということをおっしゃいました。多分ですね、公有財産に関する長のもので、総合調整権とかですね、その辺のことをおっしゃってると思っておりますが、がですね、そもそもですね、町長、町有財産というのはですね、益城町の町民が持っているものなんですよ。分かりますか。長の権限というのは、財産処分についてですね、やっていいか悪いか、それを勝手にやれるかという判断ではないんですよ。この町有財産をですね、町長、町有財産を、長の、自分の財産と勘違いしていませんか。捉え方を。重要なところですよ。よくですね、御理解した上でですね、そこはですね、答えていただくんといかんと私は思っております。

町有財産は、町の住民、少なくともですね、町民のもの。町長のものではない。簡単にですね、長の権限において、今る述べられたようなですね、処分ができるわけがないという理解ですよ、ここは。今、町長が言われた部分であればですね、町有財産だろうが何だろうが、長の権限において全て交換できるんですよ、もしくは売買できるんですよという話になりますよ。

先ほど言いましたでしょう。例えばですね、行政財産においても使用中であったらですね、基本的にはだめなんですよという判例出てるんですよ。それをですね、長の権限において全てやるのであればですね、それは長の独裁にしかならない。議会は何のためのものですか。議会に説明をしたとおっしゃいますけれども、じゃあ、変える部分もですね、何で議会にですね、説明がな

かったのか。不思議ですよ。もしくは、議会はですね、町長もそうです、町民を代表した形ですよ。議会も町長も同じです。選挙によって町民を代表してここに立っております。何でですね、それがですね、説明をしないのか。または住民に対しての説明をしないのか。ここについてはですね、真摯に受けとめてもらわないかと私は思っておりますが。

先ほど言われたですね、長の権限。それについてはですね、少しですね、考えていただかないか。本当にですね、こう書いてあるからそうですよ、財産処分は長の権限についてやる、これはできるんじゃないかやるんだということです。何もかもですね、長の権限において財産の処分をですね、できるということではないです、意味が。なぜならば、町有財産は益城町民のものであって、町長のものではないということです。

それとですね、木山交差点について、公共または公共に利するという部分ですけれども、先ほど町長おっしゃいました。多目的利用に話が変わってる。これはですね、県が今やっている手法ですね。県はですね、木山地区を一体的に考えて、手法を今模索しております。今、町長言われたとおりですね。県からのお話があつてと思います。それなのにですね、木山交差点という限定をしてですね、ここに交換しとるじゃないですか。木山交差点の改良のためのですね、代替地ですよ、交換の理由は。

木山交差点の改良からですね、目的がぶれてきた、町長。全体的なとかですね。それは全体的にですね、開発をやってもらえればですね、うれしいですよ。私も木山の人間ですから。それも含めてですね、県に話してくださいよ、じゃあ。確約をとってきてくださいよ。それが公共または公共用に利するという事なんですよ、町長。

行政財産もしくは普通財産の処分については、これは、全て地方公共団体、要するに益城町の財産です。益城町の財産ということはですね、町民の財産です。町長の財産ではないということですね、理解していただきたいと思っております。

それではですね、時間もなくなってまいりましたので、次、今の中身についてですけども、不動産の鑑定評価書というのが出ております。これはですね、公正なですね、鑑定が出ておるのか、ちょっと確認をしてみました。確認ですね。要するにですね、今のですよ、今の標準的な、標準的なですよ、木山交差点部分と文化会館部分、値段、地価ですね、いわゆる地価、標準的な地価、木山交差点が約5万円ちょうど。約ですね。向こうが3万5,000円。約ですよ。要するに7割ですね。今度は、半分で、要するに倍で買い取るわけですよ。4万6,000円と2万3,000円、約ですよ。要するに、面積2倍でかえたわけですね。よろしいですね。

これについてはですね、ちょっとですね、不動産を鑑定する方にですね、お尋ねしてみました。条件を益城町がまず出してる。いろんな条件について、益城町が出してる。これは、とっても重要なことですよ。その条件によっては、条件によっては、評価は当然変わる。これは、私の意見じゃないですよ。いろんな方の、鑑定士さんの御意見です。条件によって評価は変わる。片や、5万円と3万5,000円だから、7割ですね。7割が、実際は条件によって半分にしとるわけですよ。執行部、もしくは町長が。しかし、実際は条件によってですね、全く変わる。じゃあ、条件を変えましょうと。本当の条件は何かとなった場合ですよ、なった場合、ここから私の意見です。

なった場合は、5万円と3万5,000円が逆に縮まる。1対2じゃなくて、逆に縮まるケースがある。もしくはそうなりませんか。逆転しませんかと思うぐらいですよ。一筆ずつ考えればですよ。

要するにですね、何を言いたいかというですね、この交差点部分のですね、交換については、いろいろですね、操作をやっていると。先ほどの流れでいけばですね、本当にですね、交換目的のですね、やったんじゃないんですかと。面積は倍ですよ。おまけに木山交差点の改良という部分を持ってきてるのに、木山交差点改良からも話が少しずれてる。多目的など。多目的な利用と。多目的な利用であれば、20年、30年先にですね、を今ですね、交換しとく理由があるのか。その交換をする理由もですね、適正ではないじゃないかと私は思っております。

そこについてはですね、町長、極めてですね、住民が不利益をこうむる。要するに、今度の交換に対してもそう。90万に対してもそう。やっぱりですね、道義的な部分、道義的な部分ですね、に対してはですね、やっぱり議会ですよ。町長一人じゃない、町民の信頼を得てここに立ってるのは。ここに、私の後ろにいらっしゃる全ての方がですね、町民の信託を得てですね、ここに座ってらっしゃる。だからですね、議会にですね、やっぱ説明をするべき。そして、町有財産についてはですね、住民にですね、事前に説明をちゃんとすべき。そこをですね、やっぱ見きわめんといかんと考えております。

要するにですね、公共用、公用、要するに地方公共団体の財産、町民のものである、町長の取得物じゃない、そこをですね、理解して、やっぱりですね、進めていかんといかんということです。もう交換されたか、どういう契約になつとるのか分かりませんが、よくよくですね、ここは考えていただきたい。今後もあることですから、考えていただきたいと思います。

財産の処分について、先ほどるるですね、お話がありましたけれども、実際、評価云々については、そういう形になつとる。これは、調査の結果です。もし違つとればですね、言ってきてください。私のほうで対応します。

もう流れが一緒なんで、時間もないんですね、3問目も一緒にですね、やっていきますけれども、行政運営も一緒です。今言ったこととですね。町長が行う行政運営及び手法。これ、計画性がなく場当たりのではないかと、私はどういうふうな取り組みをしとるんかということ聞いております。また、町民及び議会への説明を行わず、説明責任を果たさない、これはどういうことかということ、次の項目の質問は聞いております。今言ったことと全て一緒です。よろしいですか。

町長、よろしいですか。益城町の長としてですよ、基本的な、道義的な部分について、やっぱいろいろ出てくると思います。その部分についてはですね、やっぱり議会も町民にもきちんと説明をしていただく。先ほど言われたようなですね、財産の処分について、長の権限ですよということであれば、この役場自体なくなるかもしれないじゃないですか。まだ交差点にはいっぱいですね、1カ所だけですよ、あそこは。ほかに何カ所も買わんといかん場所があります。あそこの交差点をつくるために、この庁舎もなくなるかもしれんと。それは長の権限ですよということですか。

要するに、そうではないでしょう。要するに、町有財産についてはですね、長の権限ではなく

ですね、やっぱり道義的な部分を考えて、住民への説明、あるいは議会への説明責任というものを果たしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、2問目ですかね、質問にお答えします。

長の権限ということで、これはもう、町長も町民の皆さん方に選んでもらっております。議員の皆様方も選んでいるというところで、これは町有財産、これは町民の皆さん方のものです。これは決して、先ほど言いましたように町長のものではないんですが、やはりこれはもういろいろ選挙あたりで判断してもらっておりますが、町民の考えを代表して判断したということで、両方ともすばらしい土地です。必要な土地です。

ただ、判断の中で、こちらのほうがより益城の活性化、木山の活性化、未来へつながるということで判断したということで、目的がぶれていると。駐車場に使うから目的がぶれてると。これは、もったいないからです。あいとるならば、今なら申告とか、民生委員さん、児童委員さんの会議のときはほとんど駐車場がない状態で、体育館あたりを使われてます。そういったことで、使えるかなということで思っているところでございます。

今、計画性がなく、場当たりの問題が多いと。取り組みについて何うということで、議員御承知のとおり、もう町政運営の最上位計画として、部門別の各種計画の基本となる、役場には総合計画がございます。町長は当然、この総合計画に沿った町政運営を行うべきと考えており、私自身も現在、この総合計画に基づいた施策の展開を図っております。

現在の総合計画は、23年度から平成32年までの10年間の計画期間とする第5次益城町総合計画として、平成23年3月に策定され、現在、平成23年度から本年度までの5年間の前期計画として、8つの重点施策について取り組んでいます。今後は、先ほど申し上げましたとおり、前期基本計画が本年度終了することから、現在、平成28年度から32年度までの5年間の計画期間とする後期基本計画を策定中であり、その中に、現在策定中の益城町まち・ひと・しごと総合戦略が優先プロジェクトとして位置づけられております。

また、私は町長マニフェストとして43の項目を上げておりますが、これは総合計画と合致しているものであり、歴代の町長では、初めてその進捗状況を町民の皆様にお約束したとおり、本年の6月に町広報紙やホームページで公表しています。今後も継続的に公表していきます。

以上のことから、私自身、議員が言われるような行政運営及び手法は計画性がなく、場当たり的であるとは思っておりません。

次に、実施計画に記載がないのではないかとのお質問についてでございますが、実施計画は、各年度の、済みません、これはないですね。済みません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 時間もなくなってまいりましたので、ちょっと、今の質問についてですね、2回目の質問、町有財産の処分ですね、についてですね、何を言いたいかといえば、先ほどから言っているように、これは町民のものなんだと。町長のものではないんだと。勝手に処分しないでくれと。処分するのであれば、処分するのであればですね、やっぱりですね、そこに関係

している、要するに町民の財産だから、町民に周知をし、問いかける。つまり議会にも問いかけてですね、やるのがですね、道義的なことではないかということですね、今後ですね、出てくると思いますが、これはですね、お願いでもいいです。お願いしてですね、ここの部分の質問ですね、次の質問にですね、移らさせていただきたいと思えます。

次の質問です。地域支援事業、地域包括ケアですね、についてですね。あんまり時間がないのでですね、もう1点、1点だけちょっと伺っていきますので。

もともと地域包括ケアはですね、地域全体で取り組むべき問題ですよ。きょう、区長の方もですね、たくさん来ていただいております。質問者によればですね、区長のほうが町議より大変じゃないかという御意見もあります。全くそのとおりです。区長、大変です。

要するにですね、地域支援事業、包括的ケアというのはですね、地域をまとめんとですね、何事も取り組みにくい。それなのに今回ですね、それなのにつて失礼いたしました、ちょっと言葉を訂正いたします。地域包括ケアをするためにですね、今、地域で取り組むため、地域で、要するに現状はどうなってるか。ちゃんとできているか。これをまず1点目ですね。ちゃんと今、地域がですね、区長とかですね、ほかの人でもいいですよ、きちんとですね、働いているか。それが重要だからということなんです。

2点目。地域包括支援事業についてですね、国保財政とかが気になります。上げんといかんという話になるかもしれませんので、保険料ですね。国保財政、もしくは介護保険の保険料についてですね、値上げを考えているか。もうこれ、考えとるか考えとらんかということで結構ですので、お願いをいたしたいと思えます。

そして、3つ目ですね。もう私の質問時間ないかもしれませんが、最後までちょっと質問させていただきますけども、益城町の規模においてですね、現在の財政状況を勘案した上で、多分ですね、今度、地域支援センターを分けられるということですが、熊本市でですね、約3万5,000、70万都市で20カ所ぐらいですので、3万5,000人に対して1カ所ぐらいの部分なんです。国の指導があつてということかもしれませんけれども、今すぐですね、今すぐ、分けるのか。場所をですね、分けんといかんのか。

例えば、今やることはですね、財政等からいけばですね、人員とかですね、人材、財政ですね、それをですね、今の形で社協とかにですね、そこで補うということですね、考えなかったのかということをございます。

ちょっと時間が少なくなったんで申しわけないですけども、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の質問にお答えします。

この地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態になつても住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されることをいいます。このシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域、具体的には中学校区を単位として想定されております。

現在の地域づくりの現状としましては、地域サロン事業、認知症サポーター養成事業、老人ク

ラブのシルバーヘルパーや女性部による高齢者世帯等の訪問、民生委員によるひとり暮らし高齢者訪問、高齢者相談員事業等がございます。そのほかに医療、介護の両面から支えていくために、在宅医療支援体制づくりのための多職種連携会の研修会を行っております。

地域包括ケアシステムを構築するための地域づくりとしては、現在まだ十分とはいえない状況だということで、この地域包括ケアシステムが、そのもともとができたとき、非常にやはり夜も見らにやいかんということで、非常に厳しいということで、ならどうしようかということで、今、健康づくり事業、地域づくりができないとこの地域包括ケアというのは進んでいかないと思います。これはですね、介護の問題だけではないです。これはもう全体で、消防組織だったり、健康づくり組織だったり、地域の組織であったり、これはもう議員さんたちも一緒になってですね、やっついていかないと、この地域包括ケアシステムは成り立っていかないと。

都市部によって、高齢者が田舎のほうに動こうとか、そんな話も出ております。これはもう、はっきり言って、都市部のほうが特養とか、そこあたりがもう足りない。不足してると。その中で、地域を一つの特養として考えていこうということが、この地域包括ケアシステムの考えですので、どうぞよろしくをお願いします。

それと、保険料の値上げを考えているかということで、この介護保険ですね、これは3年ごとに介護保険事業計画で見直されております。今、5,500円ということで、今ちょっと時間がないようです。それとですね、これがまた見直しがあつてますが、その前は、3年間は4,900円で年々上がっていつております。これは非常に高齢者が多くなったということで、この次回もまた値上げというのが考えられるところがございますが、これはもう国の基準がありますので、これに従ってやっついていくところです。

それと、ここが大事です。国民健康保険です。国、県においては、制度始まって以来の大改革とも言われる、平成30年度からの国保の広域化、いわゆる都道府県化に向けて準備を進められている段階です。これはもう小さな町村がもう成り立っていかんということで、都道府県化になります。都道府県化になりますと、保険税の標準税率と標準的な算定方式を県が示して、その標準税率等を参考に、各市町村が保険税率や算定方式を定めることになります。

このため、早速、平成29年度中に、県が県内45市町村に対して標準税率値を示し、それを参考に税率の改正が行われることとなります。平成30年度からの制度では、県が市町村に対して、事業納付金を請求し。

(「ありがとうございます。済みません、ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) 野田祐士議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、竹上公也議員の質問を許します。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 皆さん、おはようございます。15番竹上でございます。

きょうも早朝より、傍聴席には多くの皆様方がお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。最近では、朝夕、すっかり冷え込みがきつくなってきました。どうか皆様におかれましては、十分注意され、病気されないようにお励みいただきますよう、お願い申し上げます。

さて、それでは、さきに通告しておりました政治姿勢の中から、木山交差点問題に絞って、広安問題と、広安校区グラウンドの整備についての2点について質問してまいりたいと思います。それでは、質問席へ移らせていただきます。

それでは、まず政治姿勢の中から、木山交差点問題に絞って質問していきたいと思っております。

きのう、きょうと、同僚議員より、同様な質問が参っております。考えてみますれば、大体、みんな思うことは似通ってるなというような気がしながら聞いてまいりましたが、またきょうも似通った問題になるかもしれませんが、部分的には多少異なってくるのではなかろうかと思っております。確かな御答弁のほう、よろしくお願い申し上げます。

まず、この木山交差点の四隅については、道路拡張用地として、将来にわたり取得していく方向で考えていくことは、今までに携わってこられた歴代の町長や先輩議員、また町民の皆様方の念願であり、町の発展に欠かせない場所であることは誰しもが考えることだと思っております。だからこそ、計画性のある方法で、町民が納得できるような形で説明を行い、用地取得に当たることは、私たちにも課せられた問題であると考えております。なぜならば、よしも悪しも、この議会が議決機関として決定権を持つからです。ですから、物事は、慎重に進めるべきでございます。

6月の定例議会において、一般会計補正予算が執行部から提案されました。皆様にも記憶に新しいことだと思います。その中において、木山交差点用地買収に係る補償費900万と、文化会館第二駐車場との等価交換の後、残りの奥まった土地16台分の駐車場の出入り口がなくなるために里道を整備する、そのための500万の工事代金が提示されました。

この議案は、建設経済常任委員会に付託されておりましたが、委員会では、関係書類の提出を求めましたけれども、裏づけ資料の不足、また不明瞭であること、また該当敷地は更地評価であることから、解体費や立ち退き料、また開発に要する設計料などの補償費900万について、どうして町が払う必要があるのか。また文化会館第二駐車場は、当時、必要性が高いことから購入された駐車場の土地であるために、等価交換の対象などとすべきものではなく、この買収に係る諸問題は、一度白紙に戻した上で、再度、県や地権者と協議を行い、必要な幅員を道路用地として購入すべきであるという見解から、委員会においては否決、それをもって本議会最終日に議会否決となったものでございます。

私たちは、町民の税金の無駄遣いをなくし、県とも協議の上、正当な用地買収を行うよう要望

してまいりました。そしてまた、次の7月8日の臨時議会でも、900万の補償費が提案されました。これについても私たちは否決を行っております。

私たちは、開発業者との不透明な取引について、不信感を抱き、不自然な要求には反対の意思を表明してまいりました。この議会議決を町長は重く受けとめてもらいたかったと考えておる次第でございます。

しかしながら、ここに来て、町長の権限において、11月26日付で文化会館の第二駐車場用地の財産用途の変更を行い、11月29日には等価交換を強行されました。まさしく誰かと約束されていたのでしょうか。議会軽視と言われても仕方がない状況なのではないのでしょうか。町長の政治姿勢はどちらへ向かっているのか。

1点目として、なぜに等価交換を急ぐ必要があったのか、真意をお聞かせください。先日、同僚の質問からでは、地権者との交渉の中で急ぐ必要があったということ、真摯に進めてまいったということをお聞きしました。

次に、文化会館は、現在指定管理者制度を導入し、民間業者に委託運営しているわけでございますけれども、指定管理者側とのこの駐車場の件でのお話はされたのかどうか。等価交換において、差し引き20台分の駐車場が少なくなったわけでございますが、今後、大規模なイベントに不都合はないのでしょうか。先ほどの質問では、益城町役場を駐車場にするというふうなこともおっしゃっていましたが、2点目の質問としたいと思います。

また、次に、木山交差点北西部の開発計画については、コンビニが5月に开店予定であったということをお聞きしております。本当のところ、コンビニが計画されていたのかどうか、実際コンビニがあそこに出店する予定であったかということをお聞きしたいと思います。

4つ目の質問としては、補償費の900万は、どういう理由でここに来て解消したのですか。解消された理由、最初から計算ずくの話だったのですかということも思い浮かばんわけでもございません。

そういうことで、4点について、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

等価交換を町長権限で強行したことについて、なぜに急ぐ必要があったのかという御質問については、この土地の交渉につきましては、当然のことではありますが相手の方がいらっしゃいます。町の都合だけで木山交差点北西部の土地を更地のままの状態でも交渉を引き延ばすことについては限界がありました。

町としましては、誠実に、地権者の方々と交渉に臨み、合意が得られた時点で契約を取り交わしたものであり、強行したり、急いで行ったというものではございません。地権者の方々にも、町に対して最大限の配慮をいただいて、今回の交換に御同意いただいたところであります。御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、文化会館用駐車場は、今後どうするのかということで、文化会館第二駐車場につきましては、交換前の駐車可能台数は76台でございました。交換によりまして、60台分のスペースがな

くなりましたが、新しく得た土地を、当面は駐車場として利用できます。今までの第二駐車場の活用状況から見ますと、益城交番の跡地の駐車場、それから役場駐車場の活用で対応できると考えております。

交差点問題3問目の交差点のコンビニ計画は実際計画され、5月開店の予定だったのかということで、これはもう6月の定例議会及び7月の臨時議会で説明させていただいたとおり、5月に開店予定であったということでございます。

4問目の補償費の900万円はどういう理由で解消したかということで、今議会において、既に答弁させていただいており、繰り返すにはなりますが、6月定例議会、7月臨時議会の2回の議会の場におきまして、補償費を計上しました議案が否決され、開発者へ支出ができないことが決定して以降、開発者は、現地での開発を断念する際、これまでに投資した費用の清算をする必要がありますが、土地所有者は最終的に投資額の負担を強いられることになりました。本町としましては、開発者へ補償費を支出できない状況を地権者へ繰り返し説明をいたしたところでございます。

結果的には、地権者の方の御理解、御協力により、地権者が、投資額の負担をすることに納得をされました。これを受け、地権者は、平成26年8、9月に、株式会社新生堂との間で契約されていた事業用定期借地権設定契約覚書を解約されました。翌日に、町と地権者は最終的な土地等価交換契約を締結いたしましたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 2回目の質問に移りたいと思います。

等価交換については、相手方の都合もあるし、交渉の過程で延ばすことができないということでもございましたけども、それでは議会の否決した経緯については、どのようにお考えなのですかね。議会をどのように考えられてるのかなというような気がいたします。議会は、益城町の代表者が全員集まって、そこで決議したことによって、否決という形をとったわけですが、中には、賛成の方もいらっしゃるでしょうけども、民主主義の世界では、数が多いほうが勝ちということになりますんで、数が多くて否決されたということなんでね、その辺のことはきちっとやっぱし議会の方針というのもですね、町長としてはやっぱり考えていくということが大切なことではなかろうかと。相手にどういう方があっても、議会でこういうことになったということであれば、それは町の民主主義ですから、これを崩すと、何でもかんでもひっくり返ってしまいます。そういうことではね、やっぱ味気ないんで、説明すればどういう相手だって納得せざるを得ないということになるのではなかろうかというような気がします。

ですから、そういうことになればですね、等価交換について、町長がおっしゃっているその理由というのはですね、何か不自然な思いがしてならないのでございます。

それから、そういうことであればですね、一つ、ちょっとお尋ねしたい部分がございます、等価交換ということですね、先ほどもちょっと問題、出ておりましたけれども、不動産鑑定の中でですね、書いてございますが、この取引方法についてはですね、取引事例比較法及び収益還元法を適用して、さらに地価調査基準との基準を行って、基準値、間口約10メートル、奥行き25

メーター規模、250平米程度、ほぼ長方形、中間画地、価格を査定したというふうに書いてございます。

どういうことかといいますとですね、あその土地に、高森線、県道菊陽線に左肩になっているわけですが、まず、菊陽線側に田中さんの土地、そしてその西側に田中さんの土地がございませう。縦長の土地ですね。だから、高森線のほうからこう眺めてみますと、間口10メーターをとったというのは、そのセンターライン、センターラインっていうのか、境界線から5メーター、5メーターということ。そして、上のほうへ25メーターとって、その250平米を基準として、この調査票はつくられているわけです。全体の土地を基準としているわけじゃない。その土地の一部を抜き取った形で、それを基準として持っていていっている。どういうことか。

それはね、いわゆる、土地というものは、一つの土地、東西南北、こういう市街化区域、あるいはそういう中でもね、ここは準商業地域というふうになっていますよね。そういう中で、いろいろとですね、基準が設けられてるんですよ。ですから、どこをとって、一部抜いていけばですね、ほかの基準が全部外されてしまう形になります。

言えばですね、例えばですね、高森線、県道高森線、県道菊陽線にはですね、セットバックというふうなね、基準が義務づけられていると思います。この中にも書いてございます。本件土地は、地積過大、奥行き、傾斜段差、セットバックで減額要因、三方路で増加要因が認められる。どういうことかといいますと、セットバックがある部分についてはですね、それだけ建物をつくる時は引いてつくりゃいかんということになりますから、その分の空き地を余分にとらなきゃいけないということは、利用価値が少なくなってくる、その部分は減額の要因ですよというふうなうたってあるわけです。

三方路の増加要因というのはどういうことかと申しますとね、角地というのは、いわゆる道路の角地というのは、都市計画課長なんか、よく知っておられると思いますけれども、容積率に比例してまいりますね。角地についてはですね、行政上で決められてます。例えば10分の6とか、容積率10分の6とか10分の4とかと、場所によっていろいろ違うこともありますけども、それにですね、10分の1が加算されるわけです。だから、例えば容積率出したときに、100平米の容積率ですよと言われた、そうじゃなくてですね、容積率を計算する上で、10分の6プラス10分の1になりますか、10分の7を容積率に掛けてくださいよと。だから、1割程度がやはりそれに加算される。広く、その分だけ容積を多くつくられるということですね。そういうのがですね、プラス要因としてこのように書いてあるわけですね。

そういうことが考え合わせればですね、一部の土地を抜いたってことはですね、例えば、高森線と菊陽線に、県道菊陽線にですね、セットバックがかぶさっているとすれば、抜いてしまえばですね、10メーターの間口、高森線だけがセットバックがかかるけど、そのほかにはかからんということになりますよね。真ん中をずっと抜いていって、それを計算上にしてたわけですから。

だから、そういう意味ではですね、このやり方自体もですね、本当、本来はおかしいんじゃないか。こういういろんな問題が含まれてる地域においてはですね、全体を含めたところでですね、

やっぱり評価していくということをしなきゃいかん。

そういうことで、じゃあ向こうの駐車場のほうはどうやってるかという、駐車場の真ん中の土地を、この場合、倍で交換するから、250、500平米抜き取ったところで計算上出しているということですね。向こうの真ん中抜いたらですね、あそこだって国道とちょうど角地になってるから、本来ならば、そこに面しているならばですね、10分の1の容積率が与えられるから、真ん中抜いてしまってそこをするんだったら全然関係ないじゃないですか、容積率も何も。そういうふうなね、ことで、これ、つくられてんじやなかろうかというような気がしてならない。

ですから、本当に、その辺のことをですね、どういう条件をですね、出して、町が出して、これをつくらせたかということにもなりかねないと。先ほど聞いてると、条件を町が出したんじやなかったかというふうな話になっておりましたよね。

ここに書いてございます、こちらの三方路とセットバックを評価した分が1.08というふうに、13ページ、そこに持ってらっしゃると思う、書いてありますけど、1というのが大体100%をあらわすんですね。だから108%。いうことは、セットバックを入れてても100%を超したというふうな見方をこちらではしてるわけですね。

だから、セットバックと容積率を足した上でも、1.08%という評価をつけたということになっております。

その部分について、じゃあ、第二駐車場のほうはどういうふうに書いてあるか。三方路、セットバックは、セットバックはそうございませんから、三方路、もし容積率があるならば、あそこに三方路1.幾つとか、0.幾つとか入らなきゃいけないのに何にも書いてない。向こうのほうは、それだけです。そんなことは、入れたら、その分だけ損するのか、もうけにするのか分かりませんが、それは入ってないということになっております。

そして、それとですね、ある人が調べてくれました。あその第二駐車場の一団の土地でありました交番、交番でございます。もともとあそこは駐車場だったところを分けたわけですね。熊本県の評価、土地評価額というのが出ておまして、あその交番、平米単価3万6,000円というふうになっております。交番ですから、ここにございます、先ほど言った収益還元法、交番ですから収益は全くないわけですね。例えば、その空き地にコンビニをつくるんだったら、駐車場、コンビニつくるなら収益が何%か出てまいります。それも加算されてプラスになってくるんじゃないかと思えますけども、この交番自体が3万6,000円、収益は関係ない。ただ、その土地が3万6,000円だという評価が出てるということでございます。

今度の委員会するとき、都市計画課長にでもですね、その辺の土地の評価を調べていただいて、持ってきていただければありがたいかなというふうに思っておりますが。ただし、今回のこちらの評価査定で見ますれば、2万3,500円というふうな値段がついてますね。それからしますと、計算しますとね、差額が2,400万違うんですよ。2,500万ほど。そうなればね、本当に、こちらの3万6,000円が正しいということになればですね、そんな倍の土地をですね、交換に与えることはできないということになりますよね。

そういうこと、いろいろですね、調べますとですね、おかしいところがいっぱい出てまいります

んでね、ですから、もう一度、よくよく精査しながら計算して、そして、やっていってもらいたかったということが私たちの本音でございます。

その辺のことをですね、どう説明されるのか、聞かせていただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、コンビニのほう、計画については、今年の9月に新生堂さんが解約した、その時点で、開発計画はまず中止せざるを得なかったのではないかというふうな気がしてなりません。ただ、残りの2筆、967平米については、ヒライの弁当は、やはりその広さではちょっと無理だろうということで、諦めざるを得なかったんじゃないだろうか、思うわけでございますが、しかしながら開発者は、本年1月に町からの等価交換の話があったと先ほど説明がございました。その時点で、開発継続を盾にとって900万と2倍の土地の広さを交換できれば、それに越したことはないという思いがなされたのではなかろうかなというふうな気がしてなりません。

もしですね、この交換の話が不調に終われば、あそこに5月にオープンの手前でコンビニをつくるという予定だったとおっしゃいましたね。そういうことであるならですね、開発業者であるその人がですね、せめて逆算しても1月にはですね、建築確認、950平米ぐらいしかございませんのでね、開発許可は要りませんけども、建築確認申請は家を建てる時に要りますよね。ですから、逆算しても、1月にはですね、建築確認申請を出さないと、5月の開店にとってもじゃないけど間に合わないはずなんですよ。ところが、開発申請も何も出てない。ということは、その確約がとれてたのか何か知りませんが、もう1月の時点で等価交換は絶対するよという約束をされてたんじゃなかろうかというふうな気がしてならないわけでございます。

それでですね、一つお尋ねしたいんですが、11月10日付のですね、私たちが常任委員会で図面を求めたときに、3度ほどね、交換されました。これじゃない、あれじゃないと。最終的にもらったのが、11月20日付のこれ、セブンイレブンの平面図でございます。この平面図を、町長、見ていただいてですね、実際、コンビニがこういう形で建設されるような図面になっておりますが、これを出しても県が許可するかどうか、どういうふうにお考えですかね。実際、この図面で、許可がおりるか。都市計画部のほうには、申請が出てませんので、見てられない、検討されてもいらっしやらないと思いますけれども。99%、県に持っていったって県ははねつけると思います。なぜならばですよ、1級建築士の設計屋さん書いたこの図面、セットバックなんかを一つも考えてないですね。いわゆるですね、道路ぎりぎりにですね、店舗が建ってるという状況なんです。何のために、ならセットバックというのを義務づけられてるか。それは都市計画課にこういうのを持ってくると、都市計画課長だって、こんなんじゃできませんよって言うのが当たり前でしょう。そういう図面を平気でね、書いて出してきて、このとおり、計画ありますよと言われてもね、やはり信用できないということになってしまいますよね。だから、この図面について、町長、本当にこれで計画があったのか、これを申請書として出すことが許可できるのか。お考えのほう、聞きたいと思っております。

済みません。それから、4番目がまだ残ってますですね。900万の解消についてはですね、先ほど6、7月の議会で否決されたゆえですね、払うことができないとおっしゃいましたがね、

実際、じゃあ、黙ってれば、そのまんま900万払われたってことになりますよね。私たちはですね、その900万が不自然であり、またおかしいから反対してきたわけなんですよ。

だから、逆に言えばですね、先ほど野田議員からも質問があってお答えしておりましたとおり、やはりですね、900万でお金はですね、私たちの報酬の3年分なんです、1人の議員のですね。3年分をあんた、ぼんとやるのかと。そうやなくて、私たちにくれよと言ってるわけじゃないですよ。そのぐらい大きなね、900万なんです。900万があればですね、どれだけ多くの町民がですね、サービスが受けられるか。本当にですね、考えて有効に使ってもらいたいというのが私たちの考えでございます。

そして、一度計上した予算をですね、取り下げるというのはですね、実際、行政が行う仕事じゃないんじゃないかというふうな気がしてなりません。このことはですね、やはり重く受けとめていただいて、前もって、もっともっと検討した上でですね、一般補正予算としての中に組み込んでくるということが必要ではなかったのかというふうに考える次第です。

以上のことで、ほとんどのことは今回の質問については言い尽くしたような気がいたしますけれど、どうか2回目の質問にお答えいただければと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員2回目の質問にお答えをします。

まず、質問の途中で遮って申しわけございませんでした。どうも、おわび申し上げます。

それで、議会の否決はどう考えているかということで、1問目ですね。これは、6月7日の議会で、補償費、里道舗装費が、内容が不明瞭ということで否決されたものと思っております。ただ、そもそも等価交換処分は長の権限ということで、町民の財産を長の判断でできるということで、これはもう町民の安心安全のためということで交換をしたものでございます。

それと、900万です。これはもう、あくまでも、交渉の中でやり取りがあったということで、なかなか期限もなかったということで、じゃあこの900万と非常に大きな金額になりますが、もうコンビニが建った場合とか、そこでまた話を進め、もう何回もお話ししてるんですが、なら、今度そのコンビニを、先ほど図面出たコンビニですね、そのコンビニが建ったときに、なら補償費とかですね、移転費用とかいうのが出てきますので、もっと大きな金額が出てくるんじゃないかということで危惧をしたところでございます。以上でございます。

あと、2番、3番目は担当のほうから説明させます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。よろしくお願いたします。

15番竹上議員の2回目の御質問の中の一部についてお答えいたします。

不動産鑑定書のことでということで、きのうもですね、若干はですね、御説明をさせていただきました。それで、きのう申し上げた内容のちょっと繰り返しにはなりますけども、まず条件をつけたのじゃないかと。いろんな交換する上でということでおっしゃられました。

この件に関しまして、きのうもですね、申し上げましたが、当初ですね、交渉する中で、当初は用地買収をお願いしますということでお願いしとったわけなんです、その時点において店舗

をですね、計画しとると。一体としてですね、計画しとるということをおっしゃられておりました。そこで、条件になるかどうかは別にいたしまして、一体として鑑定をしてくださいというようなことは申し上げております。

それ以外のことにおきましては、不動産鑑定士ということで公的資格をお持ちということでございます。いろいろな条件でですね、自分たちの知識を生かして鑑定をされるわけですから、それにおきまして、私どもで、それはおかしいでしょうか、とやかく言える問題ではないかなということも考えております。

それと、第二駐車場のほうの交番の鑑定額がということでございますが、当時のですね、鑑定書はちょっと私見てはおりませんが3万6,000円ということでございますが、鑑定する際にはですね、その土地の条件、議員もおっしゃったように、小さいさまざま条件でですね、鑑定をされると。広さとかですね、いろいろあるかと思うんですが、そういう条件のもとで、そういう価格に当時なって、今回は2万3,500円ということになったのではないかなというふうに考えております。

それから、図面の件ですかね。先ほど申されました出店の図面でございますが、これで建築確認とかですね、諸手続はやってないじゃないかと。それとあと、これで開発はできたつやというようにお話だったかと思いますが、開発者としてはですね、確認、いろんな諸手続は途中で終わっとると思います。

それでですね、さまざまなセットバックについて、どれだけとかいうことは、ちょっとこの場では申し上げられませんが、そういう指導があれば、それに合わせた図面をつくるのかなというふうに考えております。

これが最終の図面だったかどうかとかいうことにおきましてはですね、うちのほうで、この図面に関して、作成にですね、直接関与してるわけではございませんので、その辺の回答はできませんけど、確認、少なくとも法手続上はですね、されてなかったということは、そういう事実はあると思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 等価交換については、町長の権限でやったと。何も問題ないだろうということでございます。皆さんと相談しながらね、今後のことをまた考えていかないかなかなというように気がしております。

駐車場の件についてはですね、益城町の役場使ったり、いろいろなケースで、60台分の損失はあろうけれども、損失っていいですかね、それはなくなったということでございますが、60台分ってですね、2人ずつ乗ってくれば120人、3人ずつ乗ってくれば180人と、やはりね車は1人1台とは限りませんのでね、その分ですね、損失をね、やはり管理者である文化会館の管理者である方たちにですね、与えてしまう可能性もあるということですね、町としての損失はその中から出てくるんじゃないかなというふうな気がしてならないわけでございます。

それから、コンビニの計画について、図面については私たちの関知するところでないからよく分からないと、言える立場じゃないという課長からの御意見でございましたね。あそこの真ん中

にですね、でもね、そういう抜き取りのために持ってきたというのはね、なぜかという、いわゆる二つの、2筆合わせて一団の土地として計算してるわけですよ。この図面の中ではね。いわゆる、田中さんの土地と出田さんの土地を合わせたところで、あの広さをもってですね、いわゆる容積率を計算すれば、容積率というのは最終的にですね、土地の広さ、面積にも掛けるわけですよ。だから、1筆ずつですね、こうやってするとですね、田中さんの土地だけ半分になってしまいますよね。ずっと、容積率はその分だけ、田中さんに掛けた分だけ減ってしまうと。ですから、実際はですね、2筆、別な名義人がいるんだから、その真ん中に抜き取りのを持ってくつというのはおかしな話でございます。1筆ずつでやっぱし計算した上で、合わせて、これ幾らですというのが当たり前な話じゃなかろうかと思えます。

ですからね、基本的にですよ、あそこのセットバックの長さというのはですね、間口が10メートルで計算してますから、18メートルあるわけですよ。そして、縦の菊陽線、ここは25メートルで計算してますけど、実際は73メートルの長さがあるわけです。それがどこかに隠れてるんじゃないかというふうな気がするわけです。

そして、900万の件については、議会で否決したため、そうであったということでございますけれども、この件がですね、やはりですね、一番大きな問題じゃなかろうかというふうな気がしてなりません。900万、現金をですね、扱う。行政としてはですね、もうちょっと真剣に考えて物事を運ばないと、今はですね、1万円でも5,000円でもですね、首が飛ぶ時代ですよ。900万の金をですね、どうこうしたなんていうこと、とんでもない話になるんじゃないかという気がしてなりません。

どうかですね、この件についてもまた、皆さんと相談しなきゃいかんというような気がしておりますけども、ただ、この計画、開発計画について、土地を買うことについては、一切、町長のほうでは問題がなかったというふうな私たちの受けとめ方じゃなかろうかというふうな気がしております。

そういうことで、本当に行政を扱う人間として、町長ですね、本当の真意といいますか、気持ちといいますか、そういういわゆる政治の姿勢に対してですね、どういう気持ちでおられるか、最後にお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員、3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

その思いというか、ちょっとなかなか大まかになるんですが、この交差点というのが、もう何回も言っているとおりですね、町民の皆さん方が本当にどうかしてくれと、たくさんの声も聞いてます。渋滞があったと。ただ、町長としては、どっかで判断が出てきます。町長は独任制ということで、町長が判断しなければならないこともあります。議会のほうは合議制ということで、皆さんで判断してやってもらうということで。ただ、そこあたりで、町長の権限ということで、いつも政治生命かけてと、後で出ますが、そういったところでどの仕事もかけてるところでございます。

そういったことで、真剣にまた仕事向かっていきたいと思ひまして、皆さん方の意見もですね、

伺いながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 御答弁ありがとうございます。

あと残すところは18分でございますので、次の質問に移らせていただきます。

次に、広安校区グラウンド、山本山跡地の野球場の整備について、教育長にお尋ねしたいと思います。

山本山跡地の野球グラウンドは、現在、小学生たちが軟式野球場として、日々練習試合やチーム練習などで使っております。先日、この子ども野球の監督より、バッティングの球が西側の道路側のネットが低いために、ボールが道路、あるいは近隣の民家の敷地まで飛んでいくような状況が何度も続くということでございまして、そのたびにその都度、監督が謝りに行かなければならず大変苦労してまします。何とかしてくださいというお話がございました。最近の子どもたちの体力も、非常に向上しておりますですね、本当にこれ、小学生かなというような大きな子どももおりますしね。そういう人たちが、本当にバッティングでボールを、まして軟球ですから、それをたたきますとね、それは相当なやっぱり飛距離が出るということもございまして。そういう球がですね、いきなり飛んできて、屋根に当たったり、窓に当たったということはまだないからガラスは割れてないようございしますがね、そういう人身事故にもつながりかねないということで、何とか今のうちに対応してもらいたいということがございました。

ですから、道路側にですね、防球ネットなりを張っていただければどうかなというふうな気がしております。

また、特にですね、夏場の熱い中で、練習をする子どもたちを見ておりますとですね、汗をびっしょりかきながらですね、土ほこりにまみれ、いわゆるですね、一塁側に飛び込んでセーフ、アウトだとかやっておりますんでね、ということで真っ黒になってしまいますよね。一所懸命練習をしておりますけれども、練習の合間、そしてまた練習の終了後にはですね、それは汚れた手とか、顔とかってね、水で洗いたい。それはどこでもそう。誰でも同じじゃなかろうかと思いますが、その顔を洗うことさえできない。なぜならば、そこに水道施設がないんですよ。だから、汚れたまんま帰らなきゃいかん。どんな暑くても、水もかぶれないということでございましてね。

以前は、山本山が使ってたんで、借りてたんでですね、そういう苦情は一切なかったんでしょうが、今度、益城町の土地となった以上、やはり益城町にお願いしなきゃ、町のほうへお願いしないとできないかなという気持ちじゃなかろうかと思っております。

そういうことで、最近の異常現象の中でですね、やっぱ40度近くまで上がれば、やはり子どもたちのですね、健康管理が心配になりますよね。熱中症で倒れたり、そういうことが非常に多くなってまいっておりますんでね、ぜひ水道の施設をしていただければありがたいかなというふうなことを思っております。どうか、教育長の御所見をお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。竹上議員の御質問にお答えいたします。

広安校区の第一グラウンドの野球場につきましては、平成24年度のオープン以来、多くの利用

者に喜ばれているところでございます。その間、樹木の剪定や砂の補充等、要望のあった箇所につきましては整備してきたところでございます。最近では、平成26年度に外野側、いわゆるライト側に当たりますが、その外野側の防球ネットを増設し、また砂の補充を行ったところでございます。

今後もしっかり利用者の意見を伺いながら、今御指摘がありました一塁側の防球ネット、確かに低うございます。ボールが飛び出す可能性は十分あるなど私も認識しておりますので、その点、それから水道の施設等をしっかり検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 御答弁ありがとうございます。

子どもたちの育成をですね、願ってのことだと思います。迅速な対応をしていただければ、本当にありがたいかなというふうな気がしております。

スポーツの練習場においてはですね、やはり水、水道の施設というのは絶対に必要なものだとやっぱし思っております。どうか来年のですね、夏が来る前までにはですね、何とか水だけでも引いていただければありがたいかなと。それを引いて、子どもたちがですね、頭からざぶっと水をかぶりながらですね、冷たい水でですね、顔を洗ってる、そういう姿をですね、やっぱし頭に浮かぶわけでございますよね。

そういうことで、地域の宝である子どもたちがですね、立派に育ちますよう、やっぱし御祈念申し上げたいというふうに思います。益城町の教育長でございますから、その辺のことは重々御承知のことだとは思いますが。どうかよろしくお願いします。

あと、何かつけ加えたいことがあれば、一言お願いしたいと思います。本当にありがとうございます。よろしゅうございますか。じゃあ、その辺のことをお願いして、私の、12分余っておりますけども、終わりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、石田秀敏議員の質問を許します。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。

私は、さきに通告しておきました木山交差点問題、それに潮井公園整備関係についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。甚だ失礼でございますが、議長の許可を得ておりますので、座ったままで質問させていただきます。

まず最初に、木山交差点関係についてでございますが、これにつきましては、きのうの一般質

問、きょうの午前中の一般質問で大体質問は出尽くしたような気がいたしますが、私は私の思いながらですね、お尋ねをしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

この問題は、900万円の根拠なき補償費は払う必要なし、等価交換もすべきではないと議会で二度も否決したにもかかわらず、また地元への説明も全くなしに、そして県道と県道の交差点であり、県が対応すべきところをいきなり、1億2,000万円で購入した町民の財産を等価交換という形で勝手に処分したのは、議会軽視というより議会無視も甚だしいところであり、町、町政の私物化と言われても仕方ありません。

したがって、今後、木山交差点改良ができるか否か、町長の責任は重大であります。もし改良が進展できなかった場合は、やはりコンビニ出店のための土地交換だったと思われても仕方ありません。そういうことにならないよう、成功を願うものであります。

今後、どのような手順で、いつごろまでをめぐりに取り組む考えか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員の1回目の質問にお答えします。

今後の見通しについてということで、この木山交差点につきましては、石田議員も御存じのように、朝夕の渋滞、安心して人や自転車が通行できないなど、非常に危険な交差点であります。また、役場庁舎のそばで町の顔でもございます。

交差点改良は、木山地域住民を初めとする全町民の皆様にとって、そして町にとって悲願でございます。また、道路管理者である県も同じ意向であると考えております。これまで町としましては、さまざまな場面で悲願達成のため、努力を重ねてきております。しかし、本日まで事業着手には至っておりません。

ところが、昨年来、交差点北西部一帯開発がなされることになり、交差点の一角地が更地となりました。更地を見た住民の皆様からは、ようやく木山交差点の拡幅整備ができるんですね、木山交差点もこれで渋滞がなくなり、歩行者、自転車の方も安心ですねとの意見やお話を多くいただきましたが、現地は、開発者により店舗の立地が予定されておりました。この機会を逃せば町民の悲願である交差点改良が困難になることとなります。地権者の方々は、用地の提供はできないとの方針であることから、等価交換契約に踏み切ったものであります。

今後、交差点周辺道路沿線の町並みを、かつての活気ある町にするためにどのように整備するかは非常に重要なことであると思われまます。私は、木山地域は、木山交差点と一体となった木山地域のまちづくりの観点から、道路整備を行う必要があると思っております。

その整備手法の一つとして、ただ単に道路を拡幅していく方式があります。これは、町並みが壊れるおそれのある方式であります。また、道路を含めた一定の面積を区画整理方式で整備するという方式もあります。木山地区のまちづくりも含めて、慎重に検討を進める必要があります。関係地域住民の方々には、整備手法の案ができれば、議員御指摘の交差点改良に直接関係のある地権者の皆様から、順次意見を聞く予定であります。

今後の取り組みはという御質問でございますが、今後、詳細な調査を実施することとしており

ます。来年度予算では、道路管理者である県と協議を重ねながら、当然、議員もおられます地元選出の県議会議員さんの助言も受けながら、国の補助を受け、詳細な調査を行う予定でございます。

詳細な調査内容は、木山交差点や主要道路の改良を含めた整備区域を決定するための調査で、現地調査を行い、現状の把握を行い、関係地域住民の方々に説明できる資料を作成するものであります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 13番石田議員。

○13番（石田秀敏君） ただいま答弁をいただきました。

道路だけの整備、あるいは区画整理を含めたところの整備等も考えておるといようなことでもございましたが、町長は、きのうのですね、同僚議員の質問に対しまして、20年先、30年先、あるいは50年先が木山交差点問題のスタートになるかもしれないと言われましたですね。そんなあんまり悠長なことはもう考えておられんと思いますよ。夢のような話であります。

もし、これが30年先がスタートとなりますとですね、もう私も101歳でございます、はい。御無礼な話でございますが、現職議員の皆さんもですね、もうそのころは、3分の2は、私を含めましてですね、生存しておらず、四、五人がどうにかこうにか生存しているぐらいだと思いますよ。西村町長も現在59歳、30年後は89歳ということで、もう90歳近くになられますよね。そんな構想、考えられません。町長がですね、政治生命をかけると言われますが、町長が政治生命をかけるというのであればですよ、もっとスピード感を持って真剣に対応せにやいかんと思いますよ。

そういうことで、一刻も早くですね、残りの地権者、関係者に対して、早く町の考えを示して、その可能性があるかを早く把握することが先ではないでしょうか。そして、1期目の残された2年半以内にはですね、可能性の見通しがつくぐらいの重要性とスピードを持って取り組むべきだと思います。

ただ、交差点の一角が空き地になったからといってですね、1億2,000万の町民の財産を勝手に処分したこと、処分した手順、間違いだと思いますよ。疑義の多い今回の等価交換、間に合うなら今からでもですね、契約解除されたほうが良いと思います。でないこの先、まだまだ尾を引くと思いますがいかがでしょうか。

（「2回目ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

20年先、30年先がスタートになるかもしれないという発言をしたということなんですが、これ、ちょっと誤解があるかなと思っております。もし、ここにコンビニが建ったら、20年契約をされるということで、20年、30年先のスタートになるということだという認識をしています。ですから、今回、用地を先行取得して、なるだけ早目に、短い期間で、先ほどお話があったようにスピード感を持ってやっていきたいということで考えておりますのでよろしく申し上げます。

真剣にやっていく所存でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 13番石田議員。

○13番（石田秀敏君） 分かりました。私の解釈の違いだったのかなという思いもしますが、とにかくやはり、スピード感をもってですね、やっば早く見通しがつきますように。特に、残りの地権者の方たちがどのように考えておられるのか。そこらあたりも早く、やはり把握しといかんと思うですよ。今後、進めるに当たってですね。

それと次にですね、午前中の野田議員の質問の中で、黒塗りの覚書書、これは仲介の不動産業者が持ってこられたちゅうことでしたが、その仲介の不動産業者とはどこのどなただったのか、ひとつお願いいたします。

それとですね、私は今回の等価交換によりですね、木山交差点問題はかえって困難になったのではと感じております。なぜならば、交差点の現地は、残りの上町側、下町側、横町側、三方の両側が当然影響すると思います。特に、金融機関の移転先は限定されると思いますよ。ちょうど、あそこは町道側であり、町が対応する場所であります。

今回の等価交換よりですね、代替候補地として残しておくべきではなかったかと思えます。何で今の段階で、そこまでする必要があったのか、理解できません。そして、今後、残りの部分の用地交渉において、今回の等価交換が前例となり、新たな等価交換を求められた場合、その対応はどうされるのか。まさか役場駐車場や男女共同参画センター輝らめき館、文化会館本体の駐車場、町民グラウンド総合体育館あたりがターゲットになりはしないかと危惧するところであります。いかがでしょうか。

町がすべきところは町で、県がすべきところは県が、これが筋であります。そして、益城町にも優秀な県議がいるじゃないですか。西村町長だけ空回りしないようですね、もっと県議にも働いてもらい、一日も早くこの木山交差点改良に明るい見通しがつき、成功することを議員一同は願っておりますので、早目に、ここはやはり3年ぐらいにはですね、やっばある程度の見通しがつくように、ひとつ頑張ってくださいと思います。どうぞ。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員、3回目の御質問にお答えをします。

地権者の把握ということで、まず、私もそうだと思います。地権者の方がどう思われているのか、そこあたり、付近の方がどう思われているのかあたりを、今度整備区域を決定するための調査というのがありますので、その把握を、区域の把握を行いまして、関係住民の方、これは先ほど銀行も出ましたが、そこあたりにもですね、説明できる資料を作成したいと思います。これはもう、他の地権者の方にもですね、早急に説明できるように、スピード感を持ってやっていきたいと思えます。

それとですね、かえって困難になりはせんだろうかと。新たな前例となりはしないだろうかというお話がありましたが、もう今回の交換が前例となり、新たな交換が要求されたらという御指摘でございますが、これはもう町が取得すべき土地の重要度の問題であります。これまで以上に、今ありましたように、議員の皆様、そして県議と相談しながら慎重に判断したいと思います。

木山交差点周辺の道路整備が早期に着手できますよう、議員の皆さん方の御協力のほうをどうぞよろしく申し上げます。

それと、不動産の仲介業者ですかね。こちらについては、ちょっともう個人情報でございますので、控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 13番石田議員。

○13番（石田秀敏君） 個人情報ということでございます。

そこまで個人情報に関係してくるとかなと思いますけどですね、大体もう想像はついております。はいはい、もう結構でございます。

次にですね、潮井公園関係でございますが、二つございます。

まず、1番目の公園整備内容についてでございます。

現在、整備中であります潮井公園につきましては、平成29年度末完成を目指し、四季折々の花が咲き、そして親水広場や50台の駐車場を配するスペース等が計画され、自然を生かした公園ということで、国から2分の1の補助を受けながら、総工事費4億5,000万円の予算計画で進行中であり、一日も早い完成が待たれるわけでありますが、総工事費4億5,000万という多額の予算投入でありますので、当然、長きにわたりにぎわい続ける公園でなければなりません。町長は、現在計画中の公園で、将来にわたりにぎわい続けると思われるか否か、お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員の2問目の質問にお答えします。

潮井公園整備についてということで、将来にわたって、現在の計画でにぎわい続けるかということですね。

今、話、中身を見ております。きのう、吉村議員からも指摘がありましたように、これはもうこの点だけじゃなくて、線で、津森地区のウーマンドリーム事業もあります。そういったことで、中身をもっといろんな形でにぎわうような形で、皆さん方の、これアイデアですね。いろんなことで、今度ウーマンドリーム事業もやりますので、アイデアをいただきながら、やっていくということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 13番石田議員。

○13番（石田秀敏君） 今、いろんなことでにぎわう公園にということでございましたが、なかなか、年中にぎわうかというとなかなか難しいと思います。

県内には、いろいろな公園があります。その中で、やはり花に関する公園として、大津町のつつじ公園、山鹿日輪寺のつつじ公園、宇土住吉のアジサイ公園、玉名裏川沿いのショウブ公園、水俣のバラ公園など、花公園で有名ではありますが、花の時期以外は寂しいものであります。

潮井公園の場合、四季の花が咲きますよといってもですね、ところどころに花が咲いても、夏以外には、そう来園者は来られないのではと思われます。

そこで今計画中の内容に加え、より以上に自然を生かし、親子連れでいつまでもにぎわう公園ができればと思い、幾つか提案してみたいと思います。

まずは、トンボ王国と蛍の里であります。そもそも潮井公園整備計画は、今は亡き永田悦雄町長時代に一度計画されました。地元との話し合いもほぼ済みはしましたものの、用地交渉で一部がまとまらず、当時、私は公園の担当でした。そのときの構想は、トンボが飛び交い、蛍が乱舞

する公園づくりでした。

そういうことで、トンボについては、現在の四国、高知県四万十市にありますトンボ王国を見学に行かせてもらったことがあります。ちょうど30年ぐらい前の4月でした。そこは四万十川支流の川沿いの湿地帯にありまして、何種類ものトンボが飛び交い、自然にふ化できる環境づくりがしてありました。

環境づくりといいましても、湿地帯にため池が何カ所かつくれ、周囲にトンボが好む水草や雑草を植えてあるだけで、水たまりを好むトンボ、清流を好むトンボ等に区別され、その公園敷地の一角にトンボ館という建物がありました。その中には、トンボやほかの昆虫類の標本や資料展示、学習部屋、工作室、食堂、売店等が併設され、子ども連れの家族で大変にぎわってありました。

今はもう閉館になっているのではと思い、先月4日ですね、4日に電話してみましたところ、おかげさまでにぎわっておりますということでした。ちなみに、料金は、トンボ王国そのものは無料ございまして、時間はオープン、トンボ館が午前9時から午後5時までの営業で、入館料が大人860円、中高生430円、4歳から小学生320円、4歳以下無料ということでした。

こういうところにもですね、職員を一度見学に行かせてもよいのではと思いますよ。そして、今後の公園づくりの参考にしたらいかがでしょうか。見学にやるということになればですね、課長じゃだめだと思いますよ。やる気のある若い職員がよいと思いますよ。御検討をよろしく願います。

次に、蛍に関してであります。当初計画で用地がまとまらなかったものの、地元老人会の人たちがですね、やってみようということで、当時の代表は、今は亡き西村勝さんという方ございまして、旧矢部町の入佐地区老人会の人たちが、長年蛍の養殖をやっておられましたのでですね、杉堂老人会の人たちが見学に行かれ、これなら自分たちでもできるということのできたのが今の潮井公園の池の一角にある蛍の養殖場であります。

その後、7年ぐらい続けられたと思いますが、後継者がいなくなりですね、今、施設だけが残っております。この蛍養殖については、現在、飯野小学校で数年前から始められ、岩戸川に放流し、年に一度、PTAの方、地域の人たち、子どもたちが、蛍の鑑賞会が行われています。できればですね、津森小学校にも相談され、情操教育、野外教育を兼ねて始めていただくことはできないか、そして蛍の里として整備してはいかがでしょうか。

まだまだありましてですね、ちょっと長くなりますが、あと二つほどあります。

あとはですね、チョウチョウの家と噴水設置であります。

チョウチョウの家といってもですね、西村町長のことではありません。羽のあるチョウチョでございます。

私たちが小中学生のころはですね、キャベツ畑というキャベツ畑には、季節になると白いモンシロチョウがあっちこちに何十匹もの群れをなして、そして家の庭先には、大きなアゲハチョウが舞っておりましたが、今はアゲハチョウはほとんど見かけることはなくなりました。モンシロチョウさえ珍しくなってきました。あと、五、六年先には、モンシロチョウも見られなく

なるのではという気がいたします。

そういうことで、チョウが舞い飛ぶ公園はいかがでしょうか。幸い、益城町には、チョウに関して博士みみたいな有名な人が住んでおられます。その方は、趣味が高じて、海外に出かけ、チョウの採取や生態系の研究、チョウのふ化方法、チョウが好む草木類など、あらゆる知識を持っておられます。あの絶滅危惧種で、阿蘇地方の一部だけに生息すると言われておりますオオルリシジミの生態系調査も任せられていると聞いております。

このように、チョウに関してノウハウを持った方に協力を願い、公園づくりに指導参加していただければ実現可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。この方はですね、当然、トンボ、蛍に関しましてもですね、昆虫類に関しても相当の知識を持っておられます。どこに住んでおられますかという、福富に住んでおられますよ。それが三つ目です。

あと一つはですね、サイホン式噴水の設置であります。豊かな湧水と水源から下までの高低差を利用した噴水の設置であります。素人考えではありますが、天気の良い日には下のほうに小さい虹がかかるかもしれません。たとえ虹がかからなくても噴水は上がると思いますよ。先ほどから申しましたトンボ、蛍、チョウチョウに関しても、水との関係が出てくると思いますので、今後のため、水源から下まで、配管だけでも早目に敷設しておけば、今後どのようにも利用できると思います。一度完成しますと、再度掘り起こすのはなかなか困難かと思えます。

以上、トンボ、蛍、チョウ、噴水について述べましたが、今の計画に加え、一つでも二つでも併設できたら、よりよい一層、親子、家族連れで楽しめる公園になるとと思いますが、いかがでしょうか。以上、提案してみたところであります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

トンボ、蛍、チョウチョウの家、そして噴水ということで、先日は、大賀ハスの話も出てたと思うんですが、非常に夢のある話だと思っております。貴重な提案、ありがとうございます。

まずですね、完成後の主な景観、先ほどちょっと申し忘れてましたので、この景観を申し上げますと、右岸側から入り口とし、進入路沿いに桜並木、梅、ヒガンバナを配置しまして、布田川沿いに駐車場を整備、奥に行くと芝生広場、左岸側へは駐車場から橋をかけ、水との触れ合い広場、潮井水源の湧水を利用した水遊び広場とその周辺には芝を植えまして、あずまや、ベンチ、屋外テーブル、トイレを配置し、ゆっくりとくつろげる空間の整備を行い、水源一帯には湧水の落ち口周辺に滝石組みを行い、水源地の魅力ポイントとして整備をします。

また、管理用道路沿いには、春は桜並木、斜面には、秋は赤く染めるもみじ、布田川沿いにはアジサイが彩りを添え、湿地帯にはカキツバタ、ハナショウブを植栽し、訪れた人が楽しめるような整備を考えております。

それとですね、先ほど話もしたように、ウーマンドリーム事業ということで、貴重な歴史文化、四賢夫人とウーマンドリーム事業の古民家あたりを利用したやつと、それと水、緑資源ともいわれます潮井神社と合わせるによりまして、地域の誇りであります自然と文化を生かした地域の宝として、将来へとつなぐ公園をテーマとして設定しております。広く町内はもとより、町外

の方々にも来場していただけるものと思っております。

また、今説明いたしましたとおり、四季折々の草木の花や水生植物などを計画しておりまして、ワークショップでの意見を取り入れながら、草木の特色を考慮し、四季を感じる空間として位置づけ、年間を通して、目からも楽しむことができるようにと考えております。

さらに、豊かな湧水を活用し、水生植物、湿地性植物及び草花も植生させることとしておりますので、御質問のトンボ、蛍及びチョウチョウに対しても、自然にふ化し得る環境にあると思っておりますが、町内外の方で幼虫等を放流したいなどの要望があれば、ぜひ、受け入れたいと考えております。

また、噴水に関しましては、ワークショップにおいても提案や意見がなかったこと、経済的な理由により現在のところ計画されておられません。自然公園として計画されておりますことや、水との触れ合いゾーンの中で、子どもの水遊び広場や滝をつくる計画でございます。

また、御指摘の研修にはですね、できるだけ若手職員をやって、研修をやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 13番石田議員。

○13番（石田秀敏君） ただいま計画中の内容を幾つか申されました。ただ、四季折々の花、桜、カキツバタ、あと二つほど申されましたが、時期時期にその4種類ぐらいの花がですね、あっちこっちに、極端に言えばちよぼちよぼ咲いてもですね、遠方からお客さんが果たして来られるかと思うわけですよ。そして、今申された計画の中身、それだけじゃですね、かえってこれは自然破壊につながらんか思います。自然を生かした、活用した公園ということでございますが。

だから、今の計画に合わせですね、申し上げました、トンボほか四つの提案でございますが、全部ということでなくして、でくるだけですね、そういうやつを、せっかく水を、水草なども植えられるならですな、そういう知識を持った方の指導を受けて、どういう草、どういう雑木等が、トンボが寄ってくるのか、蛍が育つのか、そこあたりを十分お聞きしながら進めたらいかがでしょうということ。

やっぱ研修についてはですね、やっぱ若い、やる気のある方ですよ。もう課長さん方は、もう長うせんうち定年ですけんてな。やっぱな、定年が遠い人でもですね、やっぱなかなかわから見とってですね、ああ、こん人は、ためになりよんなはるばいななんていう人、なかなかおったりおらんだつたりのようでございます。そこら辺の指導も町長、しっかり頑張っ、親子で末永く楽しみ、にぎわい続ける公園を目指していただきたいと思っております。

もう一つありましてですね、もう一つは、通告の口です。

潮井公園整備に伴う環境問題についてお尋ねします。これにつきましてはですね、通告の潮井公園の口です。

潮井公園までの道路はですね、地域再生道路の東、西原村へ通じる農免道から南へ下る農道、杉堂2号線、それと、県道熊本高森線の杉堂から左へ下る町道杉堂線が主と思われませんが、この2線ともですね、普通自動車の離合ができないところ、また厳しいところが何か所かございます。これらの道路環境の整備については、どのように考えておられますのかお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員の御質問にお答えします。

公園の道路整備はどのように考えているのかということで、このアクセス道路につきましては、県道熊本高森線から入って杉堂地区を通り抜けるには、これは御存じのように、現状の町道が非常に狭く、地域住民の方々にも迷惑をおかけすると考えております。公園入り口より北へ延びる、先ほどお話された農道が、町道農免道線に通じていることから、この農道をアクセス道路として利用したいと考えております。

ただ、この農道の現状が、幅員が3.5から5メートル、距離が約1,500メートルありますが、大型車両が通行するには支障が出るものと考えておりますので、今後、関係の各課と協議して、拡幅等の改良整備を検討していくこととして考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 石田秀敏議員の質問が終わりました。

（「いや、まだまだ」と呼ぶ者あり）

もう3回ですから。

（「3回かいな」と呼ぶ者あり）

はい、3回です。潮井公園問題につきましてはですね、今のやつで3回でしたので、はい。

以上ですね、石田議員の質問が終わりました。あと一人ですね。

（「ちょっと、要望だけちょっと、要望だけ一言よかですか」と呼ぶ者あり）

はい。

○13番（石田秀敏君） 道路の問題ですね。これはですね、公園だけ先、完成して、道路整備がおくれますとですね、地元の人たちは大変迷惑になると思いますので、どうか公園整備とですね、道路整備は同時進行でお願いしたいと思います。そこばしっか言おうと思うておりましたばってんが、以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） それでは、石田議員のですね、質問が終わりました。ここで暫時休憩します。2時20分から再開いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） こんにちは。9番宮崎でございます。

今回も、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。また、本日も、傍聴席には、足元の悪い中、私の保護者の人たちも含め、たくさんお見えであります。本当にありがたいことだと思います。

さきの9月議会では、地籍調査のスピードアップ、有害鳥獣等への対策、木山交差点に絡む町

有財産の等価交換の3点について質問させていただきましたが、今回は、木山交差点に絡む等価交換について及び本会議で同僚議員が質問した中から、町長の答弁についての確認と関連事項の質問、この2点について質問をしたいと思います。

では、質問席のほうに移動いたします。

本日も、爽やかに、元気よく質問したいと思いますが、先ほど石田議員のほうから、潮井さんの公園の話と町長の話で随分議場の中も打ち解けた感じがするかと思います、最後の質問でございまして、また気合いを引き締めていきたいと思います。

では、西村町長も昨日から本日にかけまして6人の議員から入れかわり立ちかわり、木山の交差点問題の答弁で大変お疲れのこととは思いますが、質問者の総締めくくりとして、何よりも町民に疑問を抱いてもらわないためにも質問をさせていただきます。

西村町長は、木山交差点の危険性を排除するために、木山交差点の改良にこれまで頑張ってきたが、6月定例議会、7月の臨時議会において、執行部提案が否決されると、つい先般、議会等の意見を聞くこともなく、町長の権限で、益城町文化会館第二駐車場である行政財産を用途廃止し、やや強引に益城文化会館第二駐車場と木山交差点北西地域の土地を等価交換されました。

木山交差点の改良は、子どもたちの安全確保はもとより、益城町の発展のためには必要不可欠であるとの思いは、ほとんどの議員も町民も思っていると思います。ですから、木山交差点の改良について、執行部のやり方が議会で2回にわたり否決されたわけでありますから、私の考えでは、当然、一旦白紙に戻し、議会と執行部の中で十分時間をかけて話し合う中で、町民にも理解される案がまとめられるものと思っておりましたが、正直驚きました。

今回の等価交換で、木山交差点の改良が全て終わるのであれば、多少強引なやり方も理解できますが、まだ残りの三つの角地、そこに接続する道路両側地域、そして何よりも、本地域は南の町道沿いを除き、熊本県が管轄する道路であり、町の意向のみで進められるところではないことからして、今回の町長の判断は、私にはとても理解できません。

いろんなことを考えられて決められたんでしょうが、町民も大変心配していると思います。私は、今回町長が行われた木山交差点の改良のための町有地と私有地の等価交換が、果たして合法であったのか、適正に行われたのかの観点から質問したいと思います。

第1回目の質問は、既に通告してありますように、1点目は、今回町長は、地元や議員の意見を聞く努力をしない中で進められましたが、この状況で、今後交差点の改良をどのように進められておられるのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

2点目は、木山交差点の改良は、本来、熊本県の担任と思いますが、県との調整は、これまでどのようになされてきたのか、伺いたいと思います。

3点目に、これは少し僭越でございまして、町長は、木山交差点の改良に政治生命をかけると、素晴らしい表現を用いられてきましたが、いつまでに、どのような状態であればこの施策が成功していると思われ、どのような状態であればこれは失敗だなど、不成功で責任をとられることになるのか、ここらあたりを具体的に教えていただきたいと思います。

以上、3点について、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の1問目の質問にお答えをさせていただきます。

町長は、地元や議員の意見を聞く努力をしないでことを進めたが、この状況で、今後、交差点の改良を進められるのか、町長の考えを問うということで、これは、これまでに2回の町議会におきまして、木山交差点北西部敷地の必要性は可能な限り説明を行ってまいりました。今後、交差点を含む木山地域のまちづくりの観点で道路整備を行う必要があります。その手法については、現在、今後の整備方法、手法について検討をしております。

私としましては、道路だけではなく、地区全体の整備手法の案ができれば、地元の皆様方からの意見を聞く予定であります。具体的な案としましては、道路を含めました一定の面積を区画整理方式で整備するという方式があります。今後、詳細な調査を実施することとしております。

木山交差点、木山交差点改良は、本来、県の担当と思うが、県との調整はこれまでどのようになされてきたのか、お答えをさせていただきます。

木山交差点に関しては、これまで県には毎年行われております改良事業としての要望を行っております。県としましても、交差点を含めた周辺道路には、歩道もなく、危険性が高く、事業の必要性については認識をされております。ただ、協議の中で、道路だけの整備では、木山のまちづくりはできないのではということもあり、慎重に事業を進める必要があると思われま

す。ただ、交差点の一部は、町管理道路であることから、県や警察当局とは、さまざまな協議を密接に行いながら、道路の整備を行う必要があります。

3番目の木山交差点の改良に政治生命をかけると、すばらしい表現を用いているが、いつまでに、どういう状態であれば成功、どういう状態であれば不成功で責任をとられるのか伺うということで、今後、県とともに、木山交差点周辺道路を含めました木山地域のまちづくりにつきま

す。どのように整備していくのか。新年度で予算計上しまして、詳細な調査を予定しております。町では、関係地域住民の皆様とともに、未来の益城町の顔となれるような木山のまちづくりを目指してまいりたいと思います。最終的には、関係者の方々、特に、そこに住んでおられる住民の皆様

の御理解と御協力が必要となります。事業の成否は、その時点で判断されるものと思われ

ます。議員各位におかれましても、御協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。
○9番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。
まず、地元や議員の意見を聞く努力をしないで云々という質問の中で、これまでの2回の議会で十分説明してきたと、こういうお話でございますが、これはですね、さきの9月の議会のときに、私、一般質問でも申し上げましたように、等価交換の議案というのはありませんでした。これは、あくまでも道路を補修するための補償費の予算だけで、議案にないやつを議論するというのはですね、基本的にこれはできません。ですから、この2回を通じてですね、十分説明してきたと言われてもですね、ちょっと私には納得できない。もし、こういうのがあれば、ちゃんと議案として提案をしてという感じがします。

それから、道路を中心にですね、町並みを再開発するという意向でお話しになりましたが、それについては、特に疑問点はありません。

2点目の木山交差点の改良についてという話の中で、私、さらに質問したいのはですね、今回の等価交換する地域は、県が認めて、もしくはお墨つきで、そこがですね、交換をされたのかどうか。この点がですね、今後の問題になってまいりますので、そこはきちっとお答えしていただきたい。

一つは、町が先行的に買って、県にいろいろとお願いするための施策であったのか。それとも、県が了解をして、ここをどうぞ買ってくださいと。そしたら、町のために、これから県も努力をしますと、こういう打ち合わせのもとに、交換されたのか。ここは、次の質問で、第1問とさせていただきます。

それから、3点目のですね、町長の政治責任云々については、これはもう私がいろいろ申し上げることではないんですが、やっぱり具体的に自分のですね、目標なり目的、これはやっぱりしておかないとですね、今のお答えみたいな抽象的なあれだったら、これは何だったんだろうと、こういうふうに感じます。ただ、これはですね、あくまでも政治責任そのものは、町長がみずから判断して自分でされることですから、私たちがとやかく言う話じゃありませんので、質問はやめます。

2回目の質問に入る前にですね、もう一つ、ちょっと皆さんにお話しときたいのは、この木山の交差点問題に関して、町民の声は、議会は執行部の案に反対ばかりする。また、執行部は、議会に情報提供しないで、勝手なことばかりする。こういう声を何回か聞きました。いろんな見方あるかと思いますが、その根本は、信頼関係が築けていないということだろうと思います。

それはさておき、2回目の質問に入らせていただきますが、第1点目は、先ほど申したとおりであります。等価交換した土地が、県の了解のもとになされたのか、こういうことであります。

それから、2点目は、本年の10月26日付で、行政財産である益城町文化会館第二駐車場の用途廃止を行っておられますが、この行政財産の用途廃止について質問します。

まず、行政財産の用途廃止は、これまでも同僚議員の質問の中にも何回か出てまいりましたが、使用している住民の意見を聞くことなく、執行部の考えだけで行われておりますけども、これは、合法、適正なことであったのでしょうか。これは2番目の質問です。

それから、質問の3番目は、1回目、質問しましたとおりで結構でございます。

ですから、もう一回まとめますと、質問をまとめますと、一つは、今回等価交換をされた土地、これがですね、県が了解のもと、もしくは何か打ち合わせのもとに交換されたのか。それから、2点目はですね、行政財産を用途廃止をして普通財産に切りかえられております。このとき、町民の意見を聞くことなくやられましたけども、これについてお答えをしていただきたいと思えます。2点、よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、2回目の質問にお答えをします。

まずですね、県との話し合いをということで、県のほうが認めているかということで、これは毎回ですね、毎年、県のほうには、先ほどもお話ししましたように、要望をしているところでございます。県のほうも重要性は認識されてるということで考えておりますが、ただ、県のお墨つきということならば、当然、県が取得されるべきものと考えております。そうなれば、今回のような、用地までの取得はできなかったのではないかと思います。

今回は、県の行動も促すため、先ほど信頼関係というのもありましたが、この交差点、やはり県と一緒に進めていくべきものということで考えておりますので、そういったことで、お互い、議員さんたちとも信頼関係、県のほうとも信頼関係を持ってやっていくということもあわせて、取得したというのもあります。

それと、用途廃止ですね。これは先ほど説明したとおり、これは地方自治法でも求められている、等価交換は長の決定事項ということでやらせていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） では、3回目の質問です。

県との調整というかですね、連携の中で、3回目の質問として、今回の木山の交差点西北地域の等価交換でされた土地、町が入手された土地、これは県の了解はされてないで町が先行的に取得したと、こういうことございました。

ということは、これは道路用地というのは、あくまでも町が考えてるという話になります。今、県が、具体的に木山の交差点をどういう方向で拡張するか、というのが具体的な予算の裏づけされた計画がない以上、今の交差点から違ったところに大きい交差点をつくることだってあるわけです。

ですから、そういう意味から言うと、今回、等価交換で手に入れられた土地、これは果たして公共用地、つまり先ほど益城第二駐車場の用途廃止をするとき、目的に使われた公共用地、道路用地、これに該当するということがいえなくなってしまうんじゃないか。ですから、県とうまく連携をして、県のお墨つきをもらった上で、その土地を入手していかないと、その目的入手していかないと、これはあくまでも普通の土地になってしまうように思います。これが、3回目の第1番目の質問です。

それから二つ目に、用途廃止の中で、先ほどから同僚議員の質問の中で、地方自治法に基づいてこれはなされてると、こういう説明がございました。ただ、私の認識ではですね、町が持っている町有財産は、行政財産とそれから普通財産。行政財産は、公共のために資するための財産で、これをですね、用途廃止するのは、非常に制約がかかる、こういうふうに解釈をしています。

ただ、それを用途廃止をする手続はですね、町の規則に書いてあります。これはあくまでも規則であって、その手続事項です。だから、これが根拠にはなりません。もっと上部概念で、行政財産は、公共の用に資するためにあるものですから、勝手に等価交換できるものでもありません。町の条例でも、等価交換は普通財産のみって、普通財産は等価交換できると、こういう話ですから、その行政財産を普通財産に切りかえる、これはですね、かなり制約があるということは認識しておいていただきたいと思います。

これは、状況によってはですね、法解釈のほうで、捉え方によっては、この問題は瑕疵の状態、瑕疵といたしますかですね、に発展する可能性が十分あります。

そこで、その件について、再度ですね、もう一回認識を、町長の考えを聞きたいと思います。行政財産を廃止するのに、今るる説明されてきたやつで本当に可能なのか。もう一度、答弁をよろしくお願いします。これが3回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、3回目の質問にお答えします。

こちらの木山交差点につきましては、道路用地でもあり、木山地域の活性化のための土地ということで、これは取得したということで、県へも十分説明をしているところです。

それとですね、一部用途廃止ということの話だったと思いますが、行政財産ですね、これはもう一度お話をさせていただきたいと思います。

行政財産のまず一部用途廃止につきましては、地方自治法で第238条の4項第1項で、行政財産は4項までに定めるもののほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、もしくは信託し、またはこれに私権を設定することができないとしています。しかし、同法第238条の5第1項で、普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定できると規定をしております。

ですから、処分が必要なときは、行政財産を普通財産に切りかえて処分することになるということになります。そして、行政財産としての用途を廃止する手続が必要になっております。

一方で、地方公共団体の長の権限ということで、地方公共団体の公有財産は、行政財産と普通財産に分離されて管理することとされ、地方自治法第238条の3項、この分類の決定、分類権は、財産管理の一手続として、一般的には長の権限に属しているということとしております。そういったことで、用途廃止の手続を行ったということで、変更を行ったということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 3回目の答弁、ありがとうございました。

行政財産の廃止の問題についてはですね、少し町長、執行部との私の見解が少し違うんであれなんですが、これまで言っても平行線なんですが、私の認識ではですね、行政財産というのはそんなに輕易にですね、町長の権限でこっこっこ変える問題じゃない。議会なり、住民なり、これ巻き込んだ形でですね、やられるものと。今までも同僚の質問の中にも出てきたと思うですね。ですから、行政財産と普通財産と混同をしてですね、そういうのがちょっとですね、心配なところがございます。見解が違うもんですから、これはもうやむを得ないと、こういうふうに思います。

では、今度は、質問の2問目のほうに入らせていただきます。

これは、先ほどちょっとお話をしましたように、今回の本会議で、同僚議員が木山交差点関連の質問の中で、町長の答弁を中心に確認、質問させていただきたい事項、4項目ございましたので、これについて質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、熊本県との関係です。

木山交差点は、本来、熊本県が担任すべきところであり、ここは、道路用地は県の許可がなければ道路予定地としてはなり得ない、公用地としてはなり得ない。ですから、ましてや道路用地に含まれないところまで、つまりそこは大きく2筆ございます。東側1筆は道路用地に含まれます。しかし、多分今の計画では、西側の1筆は道路用地に含まれません。そういうところまで含んで等価交換することは、果たして合法、適正と言えるのか。これが第1点目であります。

これは二つございました、さっき言ったように。道路用地として県が認めてないんだから道路用地じゃないよという話と、じゃあ、たとえ認めたとしても、半分は道路用地じゃないじゃないかと。そこまで含んで等価交換しちゃうのかと、こういうことございます。

それから2つ目は、行政財産の廃止。先ほどから出ておりますように、等価交換のために行われた益城町文化会館第二駐車場を、行政財産から廃止する行為は、前提で述べたように、道路用地でないにもかかわらず、道路用地でないということになれば、これは今、手続を行ってるのはちょっとおかしいんじゃないか。瑕疵状態になるんじゃないか、瑕疵が認められると、こういう方向になると思います。

つまり、今、行政財産の廃止というこの項目についてはですね、新しい交差点の用地、ここが公共物、公共、認められればそういう話になるけど、それがなければ、これは等価交換できないよ。また、財産の区分がえはできませんよと、これについてであります。

3番目に、補償費900万円について。

6月議会、臨時議会で2回も提案された補償費900万円が取り下げられて、等価交換がなされているが、地権者が取り下げたとの理由で、町民や議会に説明できるのかと。もちろん、今まで説明されてません。理解されるのか。町の金、それから議会、これを軽視してるんじゃないかと。多分、執行部はですね、議案を提出するとき、それなりの信念と自信があって提案されると思います。ただ、議会は、行政をチェックする責任がありますから、必ずしも賛成ばかりじゃない。反対はします。反対する場合もあります。ただ、反対のための反対はしませんけど、そういうことになると思います。

そのとき、こういう2回も提案されたやつが、何の説明もなく、執行部の判断でそんなことやっちゃっていいんですかと、こういうことです。

それから4番目に、不動産鑑定についてでございます。

等価交換の前提となった不動産鑑定について、木山交差点北西地域の967平米を、ここは大きく2筆、本当は3筆、4筆あるんでしょうけど、大きく2筆、これを1筆とし、標準地を県道間口10メートル、これは午前中も出てまいりました。奥行き25メートルとして、標準地価格を5万5,000円、平米当たり、これは公示価格で4万7,500円、これに個別格差ということで0.91として、鑑定の評価額を4万6,000円と、こういうふうになってます。この不動産鑑定、見ますとですね。4万6,000円。

反面、益城文化会館第二駐車場の標準地価格を3万4,000円、これは平米当たり。公示価格は3万6,000円。個別の格差を0.69として、鑑定評価額を2万3,500円としてます。その結果、4万

6,000円と2万3,500円、約2対1と、こういう比率になっています。

今回の不動産鑑定は、私の素人目から見ても、木山交差点の土地の評価を努めて高くして、第二駐車場の土地の評価をなるべく下げるように意図しているように読み取れます。もし私が自分の土地を、このような鑑定を受けて他の土地と交換せよと言われてもですね、絶対これは同意できません。多分、執行部の皆さんは、このことを承知して、この事業を進められたんだろうと思いますけども。

そこで、町長に質問します。このように、町が明らかに不利になるような不動産鑑定に基づき、それは、鑑定士は国家資格だとは言いながらですね、素人が見てもですね、これは操作されてるなど。こういうふうなやつを等価交換されたのはなぜですか。

私は、9月議会でもですね、なるべく、この不動産鑑定が非常に大きな要素を占めると。だから、できたら複数にさせていただいたほうがいいですよと、こういうふうに申し上げました。町長は、金がかかるから、国家資格持ってるから大丈夫だと。とてもそういうあれじゃありません。よくこの鑑定評価書を見たらですね、自分たちの町の財産がこういう形で失われていく。これは、多分耐えられないことだろうと思います。もし、町民が聞いたら、町民もですね、理解はしてくれないと思います。

この以上4点について、第1回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の質問にお答えしますが、まず、これ、なかなか答弁のほうで通告になかったということですね、できるだけお答えしたいと思うんですが、分かる分で行きたいと思しますので、どうぞよろしくお願いします。

まず、県との関係ということで、県の許可がなければ道路用地とならないと。半分は道路用地ではないということで、これはもう再三お話をしていますが、調査をしましてですね、どういった形になるかというのを、あそこの交差点の中身、訴えを含めたやつで入ってきますので、かからないかかるといのは、ちょっとこの場ではお話できないんですが、歩道もないと。今の現状からですね。かなり広目の道路が必要になってくるということは思っております。

それから、行政財産を、2番目ですね、用途廃止する際の判断基準ということで、行政財産の利用状況、利用が少ない、下のほうになったと。それと代替制、これはもう役場あたりの駐車場を含めた駐車場の利用ということで判断をしております。

それと、補償費の900万ですね。地権者が取り下げたということで説明できるのかということで、これは非常に長い期間ですね、話がありまして、地権者の方とも非常に何回も交渉をしている結果ではございます。何回もですね、非常に悩みました。非常にどういったふうになるかというのを交渉もしました。そういったことも、その結果が、この補償費の900万の取り下げということになっております。

鑑定の部分については、担当課長のほうからお話しさせますので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。

9番宮崎議員の2問目の質問、1回目の質問にお答えいたします。

4点あったうちの4点目の不動産鑑定についてということで、内容がちょっと承服できないというようなことをごさいました。

午前中もですね、鑑定書については、御答弁させていただきましたが、まず1筆か2筆かということに関しましては、繰り返しになりますけども、地権者の方が共同で開発をされるという前提のもとにですね、当初からそういうお話をいただいておりますので、1画地としてですね、鑑定をいたしております。

それと、鑑定内容におきましてはですね、先ほども申しましたように、算定式、いろんな基準があるということで、議員もおっしゃられたとおりですね、公的資格を持った鑑定士がされておるといことをごさいますので、鑑定結果についてはですね、私ども、まずその1社において、公共事業においてはですね、1社でこれまでずっとやってきておりますので、1社の分で鑑定を評価をさせていただくとということをごさいます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁、非常に簡単に、よく問いに対してお答えになっているのかどうかよく分からんうちに終わってしまったんですが、まずですね、これ、2回目の質問として二つだけ、ちょっと、じゃあ、絞ってやります。

まず、行政財産の廃止の項目で、私は、前段の部分、1回目のところではですね、ちょっと違う観点からこれを言ったんですが、要はですね、木山の交差点が、取得した土地が、県がですね、ここは道路用地だよというお墨つきがあれば、公有地としてですね、ですから、公有地ですから、この用途廃止の目的に沿うわけです。だけど、それが、お墨つきがない場合はですね、何も公用地かなんか分からんわけです。そしたら、本当に皆さんが益城町文化会館第二駐車場を用途廃止の理由にされたやつに合いますかと。これは瑕疵という問題が出てきますよと。これについていかがですかと、こういう質問です。

それから、二つ目の鑑定評価のほうはですね、るる私全体いろいろ言ったからなかなか皆さんお分かりにならなかったと思うんですが、要すれば、まとめて言えばですね、木山の交差点のほうを非常に高く高くなるように操作されてます。そして、向こうのほうは、低く低くなるように操作をされてます。これは、そういうふうに、あえてされたのか、それとも、そういうことはないと思うんですね。自分たちの町の財産ですから。そういう意識はあったのか。要は、そういう町の財産を安く鑑定するなんちゅう、あつてはいけないようなことを本当に見過ごされたのか。こういう観点で、再度、2回目の質問をさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、2回目の質問にお答えします。

この県のお墨つきというのが、これはもう非常にどの交差点あたりでも、どの事業あたりでも、これをお墨つきとか、これ確約しますとか、そこあたりは県のほうもやらないと思います。ただ、交渉の中で、県とのいろいろ協議の中で、そういったあれはやらにゃいかんということで、話はずっとしておったところをごさいます。

あとですね、2番目の木山交差点が高くなるような操作ということで、これはもう一切そういうことはありませんのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

多分、そういうふうにお答えされると思いますが、この結果から見てですね、この評価表を皆さんに見せればですね、もう皆さんも非常に鑑定はもう驚かれると思うんです。

公示の価格がですね、3万6,000円、これが鑑定評価額が4万6,000円になってると。木山ですかね。この個別の格差が0.91。それから、もう一つのこちらの第二駐車場のほうはですね、もう0.69が掛けられてるわけです。確かにでこぼこあるでしょうけど。道路も国道と町道に沿ってます。そして、地面は平らです。こちらは傾斜がかかっています。私は素人ですからそれ以上は言えませんけど、こういう状態で町の財産をですね、安く提供する。どうしても考えられません。

今回の不動産の鑑定、これは私の素人目から見ても、木山交差点の土地の評価を努めて高くして、第二駐車場の土地の評価をなるべく下げるように意図しているように読み取れます。

本当にですね、ここらあたりは、執行部の人たちも一生懸命おやりになってるんでしょうけどですね、よく目を光らせてですね、町が損をしないように、ぜひですね、だから、だから、なるべくオープンにして、みんなの目につくようにして、議会に提案して、こういう問題は出てこないように、出てこないようにするべきじゃないかと私は思います。

いろいろ質問してもですね、どうせ大体そういう感じで、お答えがならないかと思えます。木山の交差点を含む木山の地区のですね、再開発問題ちゅうのはですね、我が町の最も重要な問題と先ほども申し上げましたけども、これは議会と執行部が一体となってですね、考えていかなきゃいかん問題だろうと思うんです。そして、それを、町民の大多数もそれを望んでるんです。ですから、今回のですね、等価交換は、やや議会を、議会というか我々を置いてきぼりにして、ぱっと決められましたから、これ、どうやってですね、取り戻すかというのは、非常にちょっと心配なところもあるんですけど。

それから、我々も、今回の質疑応答で、疑問点が解消できたかできないか。ここらあたりをもう一回ですね、話し合っ、それで次の方策を決めていかなきゃいかんなど、こういうふうには考えます。

ともかく町の木山交差点を含む地域はですね、町の核になる部分ですから、これはですね、みんなが知恵を出し合っ、そして町民が納得するような方向でですね、多少時間がかかっても、急がば回れですよ。時間がかかるようだけれどかえって早かったりする。今回みたいに強引にすると、次のやるやつがみんなストップしてしまう。こういう形にもなりますので、どうぞ執行部の人は、よろしくここらあたりを考え合わせてですね、やっていただければありがたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

これで、昨日9日及び本日予定されました一般質問の全部が終了しました。これにて散会いた

します。

散会 午後 3 時03分

平成27年12月第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年12月8日午前10時00分招集
2. 平成27年12月15日午前10時00分開議
3. 平成27年12月15日午後1時33分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第3 議員提出第7号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査に関する決議
 - 日程第4 議員派遣の件
 - 日程第5 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	福島幸二君	総務課長	森田茂君
総務課審議員	河内正明君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	藤岡卓雄君	企画財政課審議員	中桐智昭君
税務課長	緒方潔君	住民生活課長	森部博美君
子ども課長	花田博文君	健康づくり推進課長	安田弘人君
健康づくり推進課審議員	西口博文君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君

福祉課長	坂本祐二君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	富田正秀君	学校教育課長	田中秀一君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） おはようございます。総務常任委員会報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。平成27年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第65号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第3表地方債補正。議案第70号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第71号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について。議案第72号、益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について。議員提出第6号、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について。請願第1号、国に「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出を求める請願書。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年12月8日。②審査状況。平成27年12月11日午前10時から、総務常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月14日午前10時から、全委員出席のもと、益城太陽光発電所建設現場（堂園地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第65号ほか3件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。議員提出第6号については、賛成多数で可決することに決定した。請願第1号については、賛成少数で不採択とすることに決定した。

②審査の主な内容。議案第65号については、教育費の教科書改訂消耗品費等についての質問があり、担当課長から説明を受けた。また、人件費関連で臨時職員の現状についての質問があった。議案第70号については、課の新設、廃止及び名称が変わることに伴う経費、課ごとの業務量のバランス等について質問があり、担当課長から説明を受けた。議員提出第6号については、既にあ

る要綱をわざわざ条例にする意味、支給対象者、期限内に行政区分割ができなかった場合の補助金返還の責任の所在等について質問があり、提出者議員から説明を受けた。また、現在の要綱で、何ら支障なく補助金交付が行われており、条例にする必要性はないとの意見や、補助金の額の改正等に議会の議決を必要とするために条例にするべきとの意見が出された。請願第1号については、増税の幅が2%と小さく、軽減税率導入の必要性があるのかとの意見や、上げ幅は小さくても、毎日の積み重ねで、高齢者等への影響は大きいとの意見が出された。議案第71号、議案第72号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した益城太陽光発電所建設現場（堂園地内）については、担当者より、平成29年3月の完成に向けて、来年1月着工予定であり、防災に万全を期して工事を行っていくとの説明を受けた。また、伐採の現状を確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成27年12月15日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上、総務常任委員会報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。4番松本です。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成27年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第65号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（福祉常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正（福祉常任委員会関係）。議案第66号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。議案第69号、平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）。議案第73号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。議案第74号、益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。議案第75号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第76号、益城町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について。議案第77号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第78号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年12月8日。②審査状況。平成27年12月11日午前10時から、福祉常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月14日午前10時から、全委員出席のもと、サービス付き高齢者向け住宅おいけ及び益城町つどいの広場とんとんを視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第65号ほか8件、当委員会に付託された議案について、関係課長から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第65号については、第2表債務負担行為補正の地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業委託に関する公募状況や、老人福祉費の食の自立支援事業配食サービスのボランティアについて質疑があり、担当課長より詳細な説明を受けた。なお、配食ボランティアは、配食サービスを利用される方の見守りにもつながっていることであり、ボランティアへの助成についても検討するよう意見があった。

議案第66号では、歳入の国保連合会積立金保険者返還金について質疑があり、担当課長から返還金の詳細について説明を受けた。また国保加入者数の減少について質疑があり、校区別国保世帯数及び人数の資料により説明を受けた。議案第69号では、上水道の漏水の原因等について質疑があり、担当課長から現在の水道管の埋設状況や老朽管の布設がえの計画について詳細な説明を受けた。議案第73号では、個人番号制度導入に伴う手数料条例の改正点、議案第74号では、第3条の地域の特性に応じた施策について質疑があり、担当課長から詳細な説明を受けた。

議案第75号、議案第76号、議案第77号及び議案第78号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、サービス付き高齢者向け住宅おいけにおいては、施設内を見学の後、施設長から施設概要等について詳細な説明を受けた。今年10月にオープンし、24時間365日職員が常駐し、必要とする入居者には介護サービスなどを提供できるため、安心した生活が送れることを確認した。益城町つどいの広場とんとんにおいては、事業受託代表者から説明を受け、子育て親子が気軽に利用され、雰囲気のよい親子の居場所づくりができていることを確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成27年12月15日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） おはようございます。建設経済常任委員会報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。平成27年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第65号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第67号、平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）、第2表地方債補正。議案第68号、平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。議案第79号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年12月8日。②審査状況。平成27年12月11日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月14日午前10時から、全委員出席のもと、益城太陽光発電所建設現場（堂園地区）、下水道上小谷工事現場、下水道工事飯田工事現場について視察を行った。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第65号ほか3件、当委員会に付託された議案につ

いて、執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第65号については、土砂災害危険住宅移転促進補助金に関し、家屋の除却に対する質問があった。また、林道作業整備機械借り上げ料について、現在まで整備した箇所、及び補正後の整備予定箇所の林道名、延長等の資料提出を求められ、執行部より資料の提出を受けた。議案第67号については、津森地区下水道事業について、国の補助金が減ることが懸念される中、当初計画の平成30年度完了が危惧されるとの意見があり、執行部より当初計画のとおり努力していくとの回答があった。

議案第79号については、入居者中の生活保護世帯及び滞納者への訴訟基準についての質問があり、生活保護世帯現状数について報告を受けた。また住宅明け渡し等請求訴訟提起基準が制定されていることは確認ができた。訴訟について早く取り組むべきとの意見が出た。議案第68号については特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。現地視察においては、益城太陽光発電建設現場の施設等の現状について、管理者等から詳細な説明を受け確認した。下水道上小谷工事現場、下水道飯田工事現場については整備状況等について確認した。なお、上小谷現場においては掘削工事による土砂崩壊等の事故がないよう十分注意し、施工してほしいとの意見が出た。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成27年12月15日、建設経済常任委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で建設経済の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。各常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田でございます。

ただいま建設常任委員長から報告がありましたが、議案67号の津森地区の下水道工事が30年度には完成するだろうというような答弁でございましたが、確実に30年までにできるのでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 荒牧委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 2番下田利久雄議員の質問にお答えします。

津森地区の下水道工事が30年までにできるのかということでございましたけども、国のですね、やっぱ補助金の関係で毎年減額されておりますので、なかなか厳しいものがあると。それにしましても、執行部といたしましては、できるだけ30年に沿った形で工事を施工していきたいと、完了したいというふうな報告でございました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 2番下田議員。

○2番（下田利久雄君） 今委員長が言われましたように、年々おこなわれているような気がします。

一年一年おくらせているような気がします、定住促進とも絡みますので、早急な解決のほうよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

4番松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） 総務委員長にお伺いします。議員提出第6号、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について、提出者議員への質問として、要綱をわざわざ条例にする意味、支給対象者、期限内に行政区分割ができなかった場合の補助金返還の責任の所在についての質問があり、提出者議員から説明を受けたと報告されていたが、詳細にどのような説明を受けられたのか伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 4番松本議員の質問にお答えします。

提出者議員のほうからは、条例のメリットは、要綱だと表に出てこない分野があるので、これをなるべく表に出して皆さんに周知してもらいたいということと、町長が変わったからといってころころ変える話ではないというのが前提にあって提出したという内容のこと。それから、去年の7月28日に要綱の改正があったが、その前までは公民館の建設の場合500万の補助ということであったということの説明。その後、馬水南公民館と広崎と惣領公民館、この全てが1,000万になっているので、要綱の根拠に基づいて交付がされていないのがなぜかということが出されたということですね。町長権限ということで500万円が加えられているということの規則がどこにもなかったもので、明らかにならないまんまであったということが過去にあったので、それを去年実態に合わせて補助金が修正をされて1,000万ということになったということの御説明がありました。

それと返還の責任の所在についてなんですが、現行の区長さんにしていただきながら、区長さんがかわったら引き続いてやっていただくという御説明をいただきました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 4番松本議員。

○4番（松本昭一君） 昨年現町長によって実態に合わせて要綱の補助金修正がされたことは十分なことであると思いますが、それについての意見はなかったのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 4番松本議員の2回目の質問にお答えします。

一応これまでに何ら不都合があるということがなかったので、このままでいいのではという意見が出されました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑はないようですので、これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

6 番中川公則議員。

○6 番（中川公則君） おはようございます。6 番中川でございます。

議員提出第 6 号、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について、反対討論を行います。

議員提出第 6 号は、以下 3 つの理由により反対いたします。

一つ目は、公民館新築に係わる補助金の規定は、既に益城町ふるさとづくり施設整備補助金交付要綱があり、現在の要綱で何ら支障なく補助金交付が行われております。また、条例制定の提案理由に町民全般にかかわる事項とありますが、町では町民全般にかかわる補助金に係る要綱等はほかにも多数制定されてあります。なぜ、このふるさとづくり施設整備補助金だけを条例化するのか、条例制定の意義は分かりません。さらに補助金の申請者は行政区の嘱託員であり、嘱託員会議等で嘱託員に周知するもので、広く町民全般にかかわる事項とは言えないものであります。

二つ目に、条例案の第 4 条第 1 項第 1 号中、補助金の交付後 3 年以内に確実に実施される場合とありますが、1,000 万円の高額な補助を行うのに余りにも曖昧な規定となっております。この規定では、確実に行政区分割りが実施されるかどうか判断が極めて困難になり、補助金交付の判断に検討を要するため、条例化されることで補助金交付のスピードが大幅に遅くなると思います。ちなみに現行の要綱は、行政区分割りに伴う場合に補助を行うことになっており、補助金の交付の判断基準が明確に規定されています。

三つ目は、もし 3 年以内に行政区分割りができなかった場合は、当該行政区が高額な補助金を返還することになり、その場合行政区の町民の皆様に多くの負担を強いることとなります。このような懸念のある条例を制定することはできません。地方自治法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合は補助することができると規定されておりますが、行政区分割りに伴う場合に、より公益上必要があると判断できるものでございます。

今回の条例案の趣旨は、行政区を分割する前に補助金交付を受けられるようにしようとするものですが、まず行政区分割りに向けてその組織体制づくりを行うのが先ではないかと考えます。

以上のような理由で、議員提出第 6 号に反対するものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

2 番下田利久雄議員。

○2 番（下田利久雄君） 議員提出第 6 号の賛成討論を行います。

2 番下田でございます。私は議員提出第 6 号、益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例に賛成する立場から意見を述べます。

今回、本議案はこれまで要綱としていたもの条例化するもので、私は次の 3 点から賛成いたします。

まず第 1 点目に、これまで要綱であったものを条例化することにより、町民に分かりやすく本

条例の変更等は公の場でなされることとなります。ちなみに、要綱はこれまで10回以上改正され、最近では昨年7月と今年の7月に改正されております。このように頻繁に改正するものはいかなものかと思えます。

第2点目に、部落公民館等の新築の場合の補助金ですが、従来行政区割りに伴いのみであったものを、新興住宅地等のこれまでと異なった環境でも自治活動がさらにしやすくするため、補助金の交付後3年以内に確実に区分化できる場合は、補助金の交付が可能となるように追加したものです。これにより住民からの要望を反映し、今後の新興住宅地の自治活動を容易にすることが可能となります。

3点目は、今回の条例提案は、執行部と対立するために提出するものではなく、十分に執行と調整されて執行部の不安、懸念事項を十分に考慮して加筆したものです。本条例により町民のため、執行部の業務遂行のために大いに役立つものであると思えます。

以上の3点から本条例に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより、議案第65号「平成27年度益城町一般会計補正予算」から議員提出第6号「益城町ふるさとづくり施設整備補助金条例の制定について」までの提出16議案について採決いたします。

まず、議案第65号から議案第69号までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第65号から議案第69号までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号から議案第79号までの10議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第70号から議案第79号までの10議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議員提出第6号について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数であります。よって、議員提出第6号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願に対する討論を行います。

請願第1号「国に「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出を求める請願書」についての討論を行います。請願第1号の総務常任委員長の報告は不採決であります。よって、委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

請願第1号、国に「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出を求める請願書について、総務常任委員会で不採択されたことに対して反対討論いたします。

もう既に、新聞テレビ等の報道によって御存じのように、消費税の軽減税率制度をめぐる自民党と公明党は、加工品を含む食料品全般を対象とすることで合意いたしました。これは国会で決めることだから、地方には関係のないことだと思ってしまう方もいらっしゃると思いますが、そうではなく地方自治体から、なにかんづく私たち町民の生活を守る町議会こそ、こうした意見書を出すことが国政に我々国民がかかわっていくことになると思います。

今回の意見書では、特に食品は生活必需品であり軽減税率が適用されると、幅広い家庭に恩恵が及びます。酒類と外食を除いた食料品の消費に占める割合は、収入が少ない世帯ほど高くなります。12月13日の読売新聞には、日本総合研究所が総務省の家計調査に基づいて試算したところ、年金収入で生活している夫婦など、高齢世帯への恩恵が大きかった。家計に占める食品購入額の割合が大きいためです。

年収250万円の高齢夫婦世帯、夫は65歳以上で無職、妻は60歳以上の場合、酒と外食を除く食品全般に支払う金額は、平均で月5万500円。消費税率が8%のまま据え置かれると、10%に引き上げられるのに比べ年間の負担軽減額は1万2,120円になります。年収500万円の勤労者世帯、家族2人以上では、食品購入額は月平均5万200円で、年間軽減率は1万2,000円。収入の少ない高齢夫婦世帯のほうが軽減額が多くなっております。ひとり暮らし世帯で見ても、高齢者の負担軽減額が勤労者世帯より多いと報道されているとおりであります。

また、淑徳大学の結城康博教授は、「全国に65歳以上の高齢者は約3,300万人いるが、その6割以上がひとりまたは夫婦のみで暮らしている。お年寄りがスーパーやコンビニなどでよく購入しているのは、調理の手間が省ける惣菜や弁当などだ。対象品目に加工食品が入ったことで痛税感をグッと和らげる効果が期待できる。そういうお年寄りたちのための生活にも配慮した低所得者対策になっている。高齢化の進展に伴い、社会保障を支える消費税の引き上げは避けられないが、経済への悪影響を懸念する声があった。今回の軽減税率の導入によって国民の消費意欲に与える打撃がかなり抑えられたと思う」と述べられています。

今回の意見書は、この熊本県下に公明党議員がいるところでは、全て提出されております。既に議会が終了した山鹿市議会、菊陽町議会でも、この意見書は可決同意されております。

総務常任委員会で不採択したことについて、反対をいたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番の上村幸輝でございます。

私は請願第1号、国に「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出を求める請願書に対し、総務常任委員長の報告に賛成する立場から意見を述べます。

軽減税率という、いかにも低所得者に優しい言葉のように表面的には聞こえますが、実際は高所得者に対しても同じように軽減税率は適用されます。総務庁の調査によると、所得に対する食費の割合、これは比例するとの結果が出ております。簡単いえばですね、所得が10倍違えば食費も10倍違うと。このことから考えると、低所得者が軽減税率によって得する額、これ以上にですね、高所得者の得する額というものは非常に高いということが分かります。また、軽減税率を導入することにより、本来の予定税収よりも1兆数千万円、これが不足することになります。その財源というものはどうするのでしょうか。

例えば、軽減税率によって低所得者が得する額、これとあわせて高所得者が得する額、これをプラスして2で割れば、簡単に考えればですね、そうなった場合は、低所得者が高所得者が得した分まで負担するのか。それとも先送りして、これ国債とかそういったものを発行してですね、借金にするのか。借金とした場合は、未来の子どもたちにこの借金を残すのか。そういったことをちょっと非常に不安に思います。本当にですね、低所得者対策のものであるならば、以前財務省より出されていた2%の増税分を後から返金し補填するという方法がありましたが、よっぽどこの方法が理にかなっていたのではないかと、そう思います。

さらにですね、軽減税率の対象となる商品の取り扱い業者にしてみれば、一般の個人商店、コンビニ、スーパーマーケット、百貨店等で二つの税率が存在することになります。レジを初め、さまざまな混乱や多大なる人的な労力、また、新たな設備投資等が必要となってくるであろうことが容易に予測できます。それらは下手すればですね、価格転嫁、こういったものを生んだりとかするのではないのでしょうか。

こういった以上のことからですね、私は複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出というものに反対するものです。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第1号「国に「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決します。

この採決は起立によって行います。この請願に対する総務常任委員長の報告は不採決です。

請願第1号「国に「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 賛成少数であります。よって、請願第1号については不採択とすることに決定されました。

日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第2、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町大字惣領1483番地の1、浦田豊久さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。人権擁護委員法の規定に基づき、町長から諮問がありました。町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、その職務として自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また人権侵犯事件につきその救済のために調査及び情報の収集をなして、法務大臣への報告、関係機関への勧告など、適切な処置を講ずること。その他、人権擁護に努めることが主な職務となっております。

現委員の真田周作さんが平成28年3月31日の任期満了をもって退任されます見込みですので、今回惣領1483番地1の浦田豊久さんを新たな委員として提案するものです。浦田さんの履歴につきましては、履歴書を添付していただいております。最適任だと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。御意見、御質問等はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） なしと認めます。

これより討論に入ります。まず原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定いたしました。

日程第3 議員提出第7号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査に関する決議

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議員提出第7号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査に関する決議」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査に関する決議について、理由を御説明いたします。

議員各位の机上にですね、議案及び理由書が配付されておりますので、それを朗読し、提案理由とさせていただきます。

理由。6月議会及び7月臨時議会に提出された議案中、借地権契約解約補償費900万円のうち建設経済常任委員会に提出された資料について、議案を審査する上で必要な資料を要求したが、審議するには不十分なものであった。

900万円の支払い先についても、委員会及び議会への説明ができていない（支払い先不明）ままとなっている。

木山交差点私有地開発に関連した請求であったことから、一連の経過について真相を究明する必要がある。

再三にわたる議会の議決などを無視し、町長の権限という理由で、施設使用中であった益城町文化会館第二駐車場（行政財産）の用途を廃止し、木山交差点道路用地取得のための代替地という理由で処分を行った。

地方公共団体の公有財産処分については、「その用途または目的を妨げない限度において」「公用または公共の用に供するに何ら妨げとならない場合において」が前提でなければならない。公有財産の管理及び処分は「公共または公共用に利するべき」であり、住民に利益を与えるためのもので、不利益をもたらすことは許されない。

交差点私有地の接続道路の管理者は熊本県である。しかるに、交差点道路用地取得という理由であれば、熊本県が交差点計画に沿って行うべきである。また交差点用地とは関係ないと考えられる土地についても取得している。

処分のために行われた土地の鑑定や評価のあり方についてもさまざまな疑問点がある。よって、町議会が100条調査権を発動して、木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義について真相究明のため、調査特別委員会を設置し、速やかに調査、解明していく必要がある。

以上が理由であります。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） おはようございます。11番寺本です。済みませんでした。11番寺本です。

さて、質疑する前にですね、6月議会で提案者議員が修正議案を出されたとき私も質疑、そして提出者議員も答弁という形で、また今回同じ形となり、同じ木山校区選出の議員として相反する形で質疑、あるいは答弁するわけです。本当に残念でなりません。しかしながら、それはそれとして今回質問させていただきます。

さて、議員提出の木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換にかかわる

疑義の調査に関する決議に対して質疑を行います。

木山交差点と文化会館第二駐車場に係る議案は、本年6月9日開会の定例会に補正予算として提案され、補償費900万円、文化会館第二駐車場取り付け道路整備費500万円、合計1,400万計上されましたが、修正案が提出され1,400万円減額修正され、可決となりました。その後7月8日開会の臨時議会で再度提案され、補償費として900万計上の補正予算として提案されましたが、結果は補償費900万円も資料の有無、またその他関係資料の問題点などの疑義が出され、再度否決となり現在に至っております。

その間、行政も関係者との協議、お願い等を何回となく話し合いをされ、その結果補償費900万円も支払うことなく本会議の運びとなりましたが、しかし今回木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査に関する決議案提出となりましたが、そこで5点について質問をいたします。5点です。

一つ目に、特別委員会の設置に対しまして、本調査は地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員9人で構成するとなっておりますが、議員提出者であり、この行政のかかわり方、行政のかかわり方はどのようになるのか。議員提出ですから、行政のかかわり方はどのようになるのか、1点目の質問といたします。

2点目に、本調査に要する経費は平成27年度においては300万円以内とすると明記されていますが、300万円、この内訳はただ単にどのくらいかかるじゃなくて、ある程度の内訳ですね、内訳書、それがある程度でいいですから、分かればよろしく願いいたします。

3点目に、まあ2点目の質問に関連しますが、調査期限は1に掲げる調査事項の3項目ですね、この調査が終了するまで調査を行うとしてありますが、2点目の質問で300万の内訳をお尋ねしましたが、この300万の内訳で調査期限は重要な位置づけがなされているのではないのでしょうか。そういう中で、いつごろまでに調査を行うべき、終了なさるか、御回答をお願いいたします。

4点目に、公有財産の管理及び処分は、公共または公共用に利するべきであり、住民に利益を与えるためのもので不利益をもたらすことは許されないと提案理由で明記してありますが、住民に不利益をもたらすことは許されない。そこで何が町民に不利益をもたらすのか、具体的に説明を求めます。

5点目に、交差点私有地は接続道路は県であるので、交差点道路用地取得という理由であれば県が計画に沿って行うべきである。また、交差点用地とは関係ないと考えられる土地についても取得してある。じゃ実際どのあたりか。そのあたりをですね、よろしく願いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 11番寺本議員の御質問にお答えをいたします。

5点ございました。第109条及び委員会条例第5条ですかね、の分の行政のかかわり方ですかね、についてですけども、行政のかかわり方、これは特別委員会ですので、基本的に議員が委員になってですね、行うものというふうな理解をしております。もちろん、これは承認を得てですね、議長の命によって行うという中でですね、行政のかかわり方という意味がですね、結構広

い意味でありますので、どういったかわり方を、お答えを求めていらっしゃるのか分かりませけれども、広報委員会等と同じくですね、例えば職員のですね、出てもらう分ですね。広報委員会等の特別委員会今やっておりますので、そういう形で出ていただくとかですね、あとはもし職員にですね、何かのですね、調べものがあればですね、そういうことなのです、行っていただく場合ももしかしたらあるのかもしれないと。これがですね、行政とのかかわり方。

質問の、ちょっと趣旨がですね、はっきり理解できないところがあったら、また済みませんが、御質問いただければと思っております。

あと経費で上げております300円の内訳、あ、300万円のですね。失礼いたしました。内訳についてですけども、これはですね、特別委員会ですので、もちろん委員会の費用弁償とかですね、承認に係る費用弁償、もしくは旅費ですね。または、これ一般に委託料、例えば何か調査のですね、中身について調べていただくときなのです、例えば弁護士の先生にですね、業務委託をするとか、鑑定士の先生に評価の委託をするとかいうものの委託料、これがだいぶ大きいものも占めるというふうに理解しております。また、あとは使用料であったり、賃借料であったり、需用費であったり、一般的なですね、ものになるというふうに思っております。

これについて、3番目ですね、期間、どれくらいするのかという御質問だと思うんですけども、終了期間というのはですね、これはまだ定まっておらないということですね、考えていただいて結構だと思います。今、これ経費についても、ちょっと一緒のですね、中身になってまいりますので一緒に説明しますけれども、5番の調査経費というところですね、書いてあります、本調査に要する経費は平成27年においては300万円以内とするというふうに書いてありますけれども、あくまでも予算ですので、議会に承認をいただくかといかんと。予算をつけていただけないかといかんとということで、これ単年度であります。よってですね、27年度は300万円以内とする。内訳については、先ほど言ったとおりであるということです。

終了期日についてはですね、これは相手がいることですので、今いついつまでに終了するというのは言えませけれども、長くなればですね、もちろん経費もかかるということだと思いますので、なるべくですね、早く終わればよいと私も期待しております。

4番、何が町民に不利益ですかということですかね。はい。先ほど公有財産の処分ということで、この処分自体がですね、公共に利するべきであるということですね、私、先ほど申し上げました。例えば、例を出せばですね、駐車、今度等価交換という名目で木山交差点約1,000平米に対して文化会館第二駐車場約2,000平米を交換したわけですが、これは執行部からの説明ですけども、土地だけでいっても約半分駐車場のスペースですね、になります。町長は木山交差点と文化会館、どちらが重要かということで判断をしたということもおっしゃられましたけれども、単純に言って駐車場が半分になると。何が不利益かということとそういうことでありますけれども、例えばですね。

ただですね、1番の問題は公有財産の処分のやり方、これは議会です、2回の、先ほど寺本議員からもありましたように、一度は、1回目は修正ですけども、結果的に話しますと2回否決をされてると。もちろん900万円の分です。民有地の開発に絡む補償費900万については2回

の否決を受けてるということで、これは今議会中でのですね、一般質問とかの答えにもありましたけれども、いろんな町長の権限を利用してされる場合もですね、一応議会に関連した提案事項であるならば、議会への説明であり、また住民へのですね、説明責任を果たしてからですね、いろいろなことを決めていただきたいということです。

何がということであればですね、先ほど言いましたように、何でもですね、町長の権限でですね、土地財産を処分していいということであればですね、例えばこの役場自体も処分することは可能です。町長の考え方によればですね。私どもは、公有財産の処分は町長に権限があるのではなくて、町長にその手法、手段としての権限があるということを言ってきております。町長の土地ではなく、第二文化会館、第二駐車場ですね、済みません、文化会館第二駐車場は、益城町町民の財産であって町長の財産ではないと。そこが大きな意見の違いであったという認識であります。要するに、何が町民に不利益をもたらしているかというのは、今言ったところでございます。

実際5番目の質問が、済みませんね、交差点用地でない部分ですかね、についての御質問でありますけれども、交差点用地でない部分の質問というのはですね、私は交差点用地にかからないと私が思っているだけです。なぜなら、交差点の計画はないということです。交差点の計画がない上にですね、交差点用地としての取得をしてみると。おまけに、これは県がやるべき問題であるというところですよ。

だから今、寺本議員が言われたように、実際用地外というのはどこかと言われればですね、私はですね、2筆あるうちの西側は要らないというふうに思っていると。ただ、その根拠は言われても、私は提出することはできないので、できれば県のほうか執行部からですね、提出をいただければありがたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本議員。

○11番（寺本英孝君） 答弁ありがとうございました。

一つ目の行政のかかわり方ですね、確かに私も質問するに当たって、はっきりですね、どのくらいかわるのかなというですね。ただ、私に分らんのだから提案者はですね、私以上に分かるのではないかというですね。そういう中ですね、この1点目のですね、かかわり方もしくは特別委員会ですね、議員提出ですから、仮にこれは非公開か公開かと。非公開するのかそれとも公開するのかですね、そのあたりをもう一度分かればお聞きしたいと思います。

それと2点目のこの300万円の内訳。ただ予算計上して、その300万円、何もその資料とか、たださっき内容等あたりで委託料ですか、委託料とか費用弁償ですか、そのあたりが。ただ、その詳細なやつは全く分からないということ。

（「いや、あります。分かります。ただ全てについては分からないということ」と呼ぶ者あり）

はいはい。そういうことですね。ただもう、この300万のうちですね、私が一番危惧してるのは誰が決裁してですね、特別委員会が立ち上がってから誰が決裁して出されるのか。それと、そのチェック機関ですね。そのあたりをですね、そうでしょう、実際。議員が、議員提出ですから議員で特別委員会が設置されてですよ、お金の出し入れですね、誰が決裁するのか。そして決裁

されたお金は誰がチェックするのか、そのあたりをもう一度お願いいたします。

期限は、野田議員がおっしゃいましたように、なるべく早く終わりたいということで、早く終わるようによろしくお願いしときします。

それと4点目の、不利益ですね。確かに、ただ町長の極端な例で分かりやすかったですけど、役場も町長の権限ですね、なくしていいというそういうあれもありましたけど、私が思うのには、町民に不利益をもたらすのかということですね、だからこの交差点がですね、木山交差点ができなかった場合、あるいはできた場合、どちらがですね、本当に町民に不利益を与えるのか。できたときとできなかった場合。それを私ははっきりしてほしいと思います。

それと5点目の交差点の、今度の提案理由にもですね、交差点用地とは関係ないと考えられる土地についても取得してるということですね、私があえてこれを。私もある程度の場所は分かっております。しかしながら、6月議会で同僚議員の一般質問に対して、野田議員が北西部の土地についてもですね、用地交渉等についてですね、道路用地以外にもですね、残りが少ないのであれば買うのは当然だというふうに、今でもですね、理解をしております。残った土地もですね、道路改良にですね、かからない部分もですよ、買って、買って当然ですよ。実際6月議会でですね、述べられとつとですよ。そこはですね、そこはですね、理解をしている上での修正案ということで御理解をいただきます、本人がですよ、6月議会で述べなさつとつとですよ。

(「はいはい、分かりました」と呼ぶ者あり)

これ議事録ですね。6月議会の議事録ですよ。自分が理解をしてですね、0回答で、0回答で言えばいかんですけど、6月議会で1,400万ば0に修正してですね、残った残地も理解して、そして修正案を出されとつとですよ。ですからですね、そして今議会ですね、やっぱ余りにもですね、今の状態と6月議会で分かった上で修正案出されて、そして今後議会にですね、今度は決議案ですか、百条委員のですね。ですから、私が。このあたりはですね、提案理由にもですね、述べられておりますので、もちつとはっきりですね、答弁をお願いいたします。はい。以上で再度の答弁終わります。

○議長(稲田忠則君) 8番野田議員。

○8番(野田祐士君) 寺本議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

順番からいって最初の部分ですね、公開か非公開かというのはですね、これは私が決めるべきではございませんので、答弁は差し控えたいと思います。

2番、内訳についてですかね、どのような形か。先ほど言いましたように、費用弁償とかですね、委託ですね、分についてはですね、ある程度は分かっております。それを踏まえたところですね、やっているつもりですけども、例えば旅費等についてもですね、例えば益城の方ですね、来てもらう分と、例えば東京から来てもらう分とはですね、数段の違いもございまして、何回来ていただくかによってもですね、変わる部分もございまして。あくまでもですね、ある程度の値段で概算を出しまして、本年度は300万円以内とするということでございまして、全く根拠はないということではございません。

今、それについてのですね、チェック機能ということでございましてけれども、これは予算で

ざいますので、監査のほうですね、監査委員のほうでチェックしていただければ結構だと思います。

次、何を不利益をもたらすかということについてですね、町長もお答えされてるようですね、木山交差点の改良そのものについて、今私が正面にいらっしゃる議員の中にですね、異議を唱える方もいらっしゃいませんし、反対する議員もいらっしゃらないという認識であります。それは私も同じでありますし、何度も言ってきたところでありますので、木山交差点の改良そのものはですね、議員全ての願いであるというふうな理解であります。それ以上のことではございません。

で、最後に言われた余った土地をどれだけ云々というふうにありました。私はですね、あくまでも交差点計画に基づいてですね、どれくらい余るか分からない、またかかるかも分からない、そういう意味ですね、言ってるつもりでありまして、交差点計画に基づきながらやるというのが大前提でございます。先ほど言われましたように、木山交差点のですね、改良そのものもですね、県に行って、町長答弁にもございました、要望をしているということで、今要望の段階でございます。これから県はですね、認可をとりながら、事業計画を積み上げて認可をとりながらやっていくということで、相当な時間も費用もかかる部分でございますので、私は交差点計画に基づいていろいろやるべきであって、それはまず県がやると。それについてですね、用地云々についてはですね、議事録にですね、載ってるということであればですね、全くそれを否定するつもりもございませんし、それについては答えていきたいと思っております。

済いません、今ですね、議事録というものはですね、流れがあると思うので、そこだけですね、言われてもですね、私も今ちょっとすぐですね、答えることがですね、できないというのはですね、ちょっと一言、済みませんけれどもよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本議員。

○11番（寺本英孝君） もう余り3回目の質問もするところがないですけどですね、ただですね、公開あたりも質問ですね、野田議員が決めるべきものではないってですね、だけん確かに私個人の意見としてはですね、前もって何か月も前からですよ、100条調査ですか、これを準備されたわけではないんですね、準備も確かにですね、いろんな面ですね、期間もなかったと思えますけども、やっぱ提案理由はぴしゃっとですね、なされているからですね、ある程度その提案理由にのっとってですね、私もしてるつもりですから、そのあたりはやっぱある程度300万、700万。300万ちゅう高額な町民の税金をですね、使うわけですからですね、ある程度先ほどはやっぱもう。

大体なら私は正直言いまして、この二つ目の質問に対してはですね、ある程度鑑定費用とかいろんな面とか、ある程度期限を決めてですね、そして費用弁償がですね、大まかにですね、どのくらいですね、必要でですね、そのくらいの資料が私は実際欲しかったわけですよ。でも実際ですね、そこまで至ってないということですけどですね。

だけん期限もですね、普通物事がある程度ですね、まあ早く終わりたいということですけど、物事を進めるに当たってはですよ、普通一般の社会的常識としてですよ、ある程度期限をですよ、切って、ある程度その期限の範囲内を目標にですね、何事も進められると思うですよ。です

からそのあたりもですね、今後の課題としてよろしく願いいたします。

町民に不利益をもたらすということですけどですね、私はとにかくこの木山交差点の改良、それから提案してから、6月から本議会までですね、いろいろな思い。それは私も正直言いましてそのあたりの流れをですね、ぴしゃっとですね、やっぱ町民の方、あるいは議員全員の方に訴えたかったです。しかしながら、やっぱ今回の議員提出の議案に対してですね、やっぱいろんな流れやいろいろな思いがあるからですね、仕方がないとしても、今回の議案に対してですね、一生懸命にやっばなされてるわけですから、私が一番、これ最初にこの議案を見て一番思ったことは、町民に不利益をとということですね。だけん何が町民に不利益をか。

ですからですね、やっぱ今後はですね、やっぱいろんな人の立場がいらっしゃいますけど、やっぱ町民の不利益を。ですから、このあたりの町民の不利益というのはですね、何が不利益になるのかですね、私はですね、明確に大体してほしかった。できた場合とできなかった場合。

(自席より発言する者あり)

はい。そのあたりが、もし思いがあればよろしく願いいたします。

5点目の、この用地の取得のあれですね、確かに、ただやっぱ同僚議員の6月議会の一般質問に対してですね、やっぱ。

(「自分の思いで、質疑のときは一応、質疑は質疑でもらわにやいかん」と呼ぶ者あり)
いやいや。

○議長(稲田忠則君) ちょっと待ってください。自席からは発言は控えてください。

寺本さん、簡潔にお願いします。

○11番(寺本英孝君) はい。ですからですね、6月の一般質問に対してですね、やっぱ木山交差点のほかの土地もですね、理解した上で修正案を出されてるわけですよ、野田議員がですね。6月議会で。ですからですね、それも理解した上でですね、理解した上で修正案ということで御理解をいただきたいと思えます本人が言うとなんたですよ。ていうこつは、今回の理由ですよ、ですね、提案理由で、提案理由ですよ、交差点と関係なかつても買うと。全く6月議会と、本議会でですね、提案なされたことが全く違うからですね、これは大事なことじゃないと思うて私は質問したわけですよ。そのあたりがもし思いがあれば。3回目の質問といたします。

○議長(稲田忠則君) 8番野田議員。

○8番(野田祐士君) 寺本議員3回目の御質問にお答えいたします。

300万円、300万円とおっしゃいますけれども、300万円以内ですね。300万円以内とするということでございます。300万円以内の中ですね、かかった分については監査で行っていただきたい。チェックはですね、いうことでございます。

期限目標、期限目標だったですかね。これは早いほうがいいというのは、これはですね、先ほども申しましたとおり、これ議員だけの問題ではないと。対相手がいることでありますので、対相手のですね、都合が、私たちがですね、分からないと。今の状態ですね。いうことでありますので、期限目標ということであれば、先ほど言ったとおりでございます。

また、あと不利益。先ほどから言われているようにですね、木山交差点改良そのもの、木山交

差点の計画が行われ、木山交差点の改良そのものについて反対する異議を唱える議員はいないという認識は変わりございません。はい。それとですね、木山交差点ができていいか悪いか。私は寺本議員と同様、木山校区の人間でございますので、交通量が多くなるのかどうなのかはですね、いろんな点もですね、考慮した上でもいいというふうな理解をですね、しております。

また木山交差点のですね、今回も出してるようにですね、これ土地交換にかかわる疑義というのを後でつけております。財産、木山交差点の用地等のですね、取得、県が取得する部分とですね、今回の交換についてはですね、あくまでもかえてですね、考え方というか、もともと違うことですので、用地交渉に当たって用地を取得するという部分とですね、今回は多分、多分ですけども先行取得という意味だと思います。ちょっとこれは私の意図ではありませんので、分かりません。けれども、そういう意味だと思いますので、用地の取得について、県が取得する部分についていろいろなことについて異議を唱えるものでは、取得について異議を唱えるものではございません。

またそれをですね、益城町が、益城町が必要な部分をもし買うと、買うと言ってですね、くださる部分についてもですね、いろいろ検討はする必要があるという認識でありますけれども、検討してからの回答でそれはよろしいんじゃないかと思っております。

あと何やったですかね。済みません。

(「寺本議員、あと何かあったですか」と呼ぶ者あり)

今回は、今の3番目の部分はですね、財産処分についての話です。あと木山交差点、今1カ所、1カ所というか一部ですね、に、2人の所有者の方いらっしゃいますけれども、交差点ということであればですね、多分延長的にもですね、100メートル単位で用地交渉が行われる。今度の計画はですね、例えばそういう形になると思います。で、交差点の普通で言う四隅ですね、四隅についても、まだ所有者というか土地所有者の方は数名というか何人もいらっしゃいます。その人たちがですね、今回の交換によってですね、うちは役場の駐車場とかえてくれとかですね、いうことを言われる可能性もあるわけですよ。

実際これ、そういう形でやってるというのがですね、一番の問題なんですよ。特に問題はですね、行政財産、行政財産というのは基本的に処分できません。いろんな形で処分できません。貸し付けについては、その238条の4ですかね、で、することはできるかもしれませけれども、基本的に処分はできないという認識であります。この行政財産をですね、わざわざ普通財産に用途切りかえた。これは駐車場の用途をなくしてですね、すると。用途廃止をして、そして普通財産に切りかえて財産の交換をしたという部分にですね、問題があるということだという認識です。

だから、先ほど言ったように、ほかのですね、四隅の人はですね、そういう形で財産の処分をするのであれば、益城町の役場の駐車場を私はいただきたいと言われた場合ですね、今回のようなことをやればですね、それに対して役場がですね、また議会がですね、ノーと言えるかということですね。先ほど役場がなくなるというのはちょっと大げさなことと言われましたけれども、分かりません。また、鑑定も、それについての鑑定もですね、ちょっと問題があると思っておりますので、これについてはですね、あくまでも調査を行った上でですね、結果でですね、分かる、

はっきりすると。そのための調査であるということでもあります。

よろしいですか。はい、済みません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はございませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。今年議員になって、一票の差を非常に痛切に感じております。今回、野田議員による議員提出第7号に対して質問します。

100条の発動提案における案件は、非常に私は残念であります。野田議員におかれましては、昨年来議会により非常に関心を持っておられ、何度ともなく質疑されておりました。しかし、ここに残念なことに6月議会、7月の臨時、あるいは9月議会において、執行部は細部にわたり誠心誠意質問に答えてきたにもかかわらず、まだまだ不十分であるとの認識により100条の立件に踏み切られたと思われるが、これ以上の答弁が期待できるとは当然思われませんが、疑義があるものとの思いであろう。ただし、これは非常に我々議員としては、不理解、不合理なものであると理解している。これまで何度ともなく議会において審議されたにもかかわらず、全て反対反対で否決された、一切代案も出されなかった。なぜだったのか。この点について、まず1点伺いたい。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 5番榮議員の御質問にお答えいたします。

執行部が誠心誠意答えていただいているという意味のですね、御質問だったと、1点目はですね、思います。これはですね、質問者、答弁者のですね、解釈であったり意見の相違もあると思いますので、もちろんそれで十分理解された方もいらっしゃるだろうし、そうではないと、理解できていないという方もいらっしゃると思いますので、あとは私はこれでですね、この決議を出したことでですね、要するに提案をしてるわけですから、それについてですね、ちゃんとした形でですね、審議をしていただければ、それで結構だと思っております。

あと、済みません、2点目何だったですかね。2点目は何やった。

（「代案を」と呼ぶ者あり）

あ、代案。代案ですね。代案はですね、何の代案を言われてるか分かりますけれども、900万についての代案ですか。済みません、代案というのがですね、はい、これ900万円についてですね、出てたんですよ。補償費契約、賃貸借契約補償費900万ですね、についての代案が議会に出てたんですけども、それについての代案を私が言う必要はないと思っておりますが、あと、今言われてるのは。1回目は、一応。はい、済みません。

○議長（稲田忠則君） 5番榮議員。

○5番（榮 正敏君） 質問がちょっと不十分だったと思います。代案というのは、交差点開発全体の。私の言うところは。執行部としては、用地を取得して交差点用地あるいは地域開発につながる用地として確保したい。それによって町の行政は潤う。ところが反対反対で、どういうふうな取得方法をすればいいのか、そういう代案は一切示されていません、今のところ。それに対する代案の何かありましたら、どういう方法で別な計画があるとか、あの交差点をしなくて交差

点開発をほかの方法でやるとか、そういうことをお尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 5番榮議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

交差点開発全体の代案、もしくは交差点についての代案ということでございますけれども、これは県道ですので、県がやることだというふうな第一義的な考えでございます。以上でよろしいですか。

○議長（稲田忠則君） 5番榮議員。

○5番（榮 正敏君） 県のほうでやるという認識ですね。県道に関しては、

（「それは計画ですね。はいはい」と呼ぶ者あり）

うん。県道は県道、町道は町道。これ行政が分かれると思います。ただ県のほうもこちらのほうからいろいろと、何ですかね、案を出して、そして行政としてこっちから持って行って、こういうふうにしようと思うから検討してくれと。そういうことは言うてあると思います。うん。もう、それはそれでいいです。

次に、5点あります、質問内容が。一部重複するところがあると思いますけど。

1点目、昨年12月の議会では、どんな方法を使っても購入しては、との提案をされていましたが、そもそもこの木山交差点改良について、野田議員はどうお考えですか。また、木山の再開発はどう思っていますか。1点目。

2点目、今回の調査事項、6月議会、7月臨時議会、全員協議会などで執行部から十分説明してあるのではないのでしょうか。

3点目は、先ほどの同僚議員の質問とダブりますので、これはもう答弁は省かしてもらいますが、せっかく考えてきましたけん、読むとだけ読ましてください。議員の皆様がいつも言われているように、特に宮崎議員さんあたりは大切な予算だから、大切な予算だからその内容を精査して出すべきだと執行部に言われています。今回300万の予算をつけられていますが、案でしょうけど、その中身、精査の内容を示してくださいということだったんですが、先ほどの同僚議員の質問でもう出てますので、その分はもう結構です。

4点目、補償費900万円を地権者の厚意により支払わなくても済むようになりました。執行部からの説明によると、地権者の方々が開発者に自分のお金を払われたということでした。この地権者の行為に対してどう思っていますか。議会で2回も否決されてます。900万で。もう、こんばかどんばかなて思われとるじゃなかつですか。もう歳も歳だけん長うなるけん、もう町にちょっと寄附でんしてようになってもらおうと思うて、そういう地権者の厚意を無効にすることにはなりやしないですか。

5点目、調査しても何もなかった場合、提出者及び賛成者の責任の所在、どうされるおつもりですか。300万の予算を使っているいろいろやるわけですが、特に今回の一般質問では、宮崎議員は、今回のことで町長に対して政治責任のあり方を伺っておられます。以上、5点について。

（「はい、はい。分かりました」と呼ぶ者あり）

よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 榮議員3回目の御質問にお答えいたします。

まず再開発、木山のですね、再開発の問題についてですね、県のほうがいろいろ手法の検討をやっているというのはですね、耳に挟んでおるところであります。また、どんなことをしても木山交差点をやれと言ったのはですね、多分私じゃなくてですね、町長のほうだと。私がどんなことをしても木山の交差点をやれと言うたのはですね、私の言葉じゃなくて、それは多分町長が答弁で言われた言葉だと思います。どんなことをしてもやれという町民の意見もあるというのはですね、多分町長が言われた分だと思いますので、それはちょっと1点調べていただくべきではないかと思っております。

それと執行部の説明でですね、十分であると。今までですね、数回、数回というか何度もやっておりますので、あるということでありませうけれども、そこはですね、十分であるという部分とですね、まだ私たちというか私はですね、疑義があると。そこが出てきていないという認識がありますので、どうかそこはですね、御理解をいただきたいと。十分であるかもしれません。ほかの人はですね、そこはですね、疑義があるという部分でございます。はい。

それと補償費900、補償費といいますか、補償費という名目ですね。900万円で地権者の厚意に対してどう私が思うかということでありませうけれども、これはですね、新聞で私は地権者より取り下げるといふ、新聞でというか新聞に載ったのを見て初めて分かったんで、地権者という人がですね、地権者、土地所有者の人がですね、900万円を取り下げたというのは、そこで分かったことでもあります。あくまでも今まで出てきていたのはですね、開発業者、開発業者だったですかね、建設課長が言われてたのはですね、開発業者との交渉をやっているという認識がありましたので、地権者という言葉はですね、私はこの前新聞で初めて見たところでありませうので、その厚意とかですね、どういう経過についてはですね、全く存じておりませう。

ただ、900万円の中身については、一度中身について一般質問をさせていただいたときにですね、政策が不十分なところがあるというのは役場のほうもですね、認識、役場というか執行部のほうもですね、認識しておられます。だから、900万全についてですね、地権者の厚意によるですね、取り下げだったかどうかのをですね、私は全く分かりませうので、そこはですね、答えをですね、ちょっとできないということでございます。

5番目、調査しても調査の結果がですね、どうもなかったと。疑義がなかったということであればですね、素晴らしいことだと思っておりますけれども、責任の所在ということに関してはですね、これ109条によるですね、調査権ですので、責任の所在はですね、109条を見ていただいてですね、それに対してですね、異議を唱えられればいいのかと思っております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はございませうか。

17番荒牧議員。

○17番（荒牧昭博君） 17番荒牧でございます。

今回の提出者議員の100条提出についてはですね、驚きを持っております。と言いますのも、提出者議員は地元でもあり、以前から議会に対し交差点の改良をと強く望んでおられました。そ

して、あの土地が、今問題になってる土地が建物が退いたときにも、手法は問わないからとにかく取得をしろという形で一般質問をされております。手法というのはやり方と思うんですね。それは問わないと言われておったと思われまます。

そういう中でですね、やっぱり今回100条委員会を出されたということはですね、私にはちょっとこう。まあ、その中でですね、代案というのも出てきておりません。土地取得に対してですよ。その議員が言われてた土地取得に対して代案というものは出されておられません。それから取得について、以前から提出者議員は地元の議員として交差点の改良を強く求めておられましたけども、今回前向きな発言というのがあってないように思われます。取得についてですね。取得をしろと言っているながら、取得について前向きな発言はなかったと思います。それはどういう理由なのか。ま、最初、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 17番荒牧議員の御質問にお答えいたします。

木山交差点、何回も言いますが木山交差点自体ですね、改良をして立派になることはですね、誰も異議を唱える者はいないし私ももちろん願っているところであります。で、手法は問わない、または、どぎゃんでん、まあ言葉で言えばですね、どぎゃんこつしてでも取得しろというですね、意味はですね、ちょっとどういう意味でですね、荒牧議員が言われたのか分かりませんが、どぎゃんこつしてでんというのはですね、例えば、例えばですけども、違法なことであったりですね、そういうことを意味しているものではないということです。そこはですね、理解をしていただきたいと思っております。

ただ、交差点のですね、かかわる、交差点計画にかかわる部分についてですね、いろいろな取得があたりですね、それについては努力するのは当たり前と私は思っております。木山の議員としてですね。木山の議員といいますか、木山に住んでいる議員としてはですね、そこはよくなる部分については当たり前と思っておりますけども、どぎゃんこつしてもという言葉ですけども、どんなことしてもですね、取得してもいいんだというところはですね、それは意味が違ってるのではないかと思っております。

また、土地取得に対する代案。例えば、今言われてるのは木山交差点を文化会館とかえましてということに今回なって、文化会館、済みません、第二駐車場とかえましてということになっておりますけれども、それに対する代案が示されていないということをおっしゃってるんですかね。ああ。済みません。文化会館、私はですね、取得についてですね、取得というのと土地交換というのは別だというふうに理解をしております。取得は買う部分ですね、基本的に買うと。交換は交換をするという部分ですので、取得と交換は別で、別にそこをですね、代案で私がどこかえろというのをですね、私から出すのはどうかなというふうな理解であります。

あと取得に対して前向きでないとおっしゃいますけども、私は取得に対してですね、正当な、例えば県がですね、計画を行って、もう工事をしますよ、あ、工事をしますよというか、まず土地をですね、用地交渉に入りますよという部分に関して、至極前向きだと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 17番荒牧議員。

○17番（荒牧昭博君） 2回目の質問をいたします。

議員が言われますようにですね、取得についてはですね、買うことだということだったんですけども、議員はですね、以前からやっぱし地域住民の代表としてですね、あその土地をですね、求めるということをですよ、強く言われてたんですね。それと解体がなされてからもですよ、方法はどんな方法でもいいからやってくれというようなことを言われてましたよね。それ以後本当に、その前向きな発言というのは、6月議会に提案されてからは出てないんですよ。一般質問の議事録を見ていただいても結構だと思います。

本来であればですね、やっぱいろいろな代案を出しながらですね、取得に向けてするなら賛成だと言われますけども、それなのに、まあ議案の中でですね、ただ、これはだめだ、これはだめだという形だけではですね、本当に最初は議案に対して代案を出すのが筋だと思います。それが今まで出されなかった。その中で、今回出されないまま100条委員会を設置されるというのは、いかなんかかなという思いでございます。2回の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 17番荒牧議員の3回目ですよ、御質問にお答えしたいと思います。

議案に対する代案を出せということですけども、議案に対しての代案は出しております。修正案ですね、いわゆる。900万と500万はですね、不要だという代案、代案というか修正で0にするというのが代案でございます。

と、木山交差点の。まあ今回の、今回の取得に関するですね、手続いわゆる手法、要するに交換についてですね、私がどぎゃんこっばしてもやれと言うたかについてはですね、言うたか言わんかについてはですね、これもう一度ですね、確認をしていただきたい。私はですね、どぎゃんこつをしてもやれという言葉、そのまま言いますが、は、ですね、先ほど言ったように、県がまず県の計画があって、その計画に沿ってですね、交渉をしていく中で、もしくは、もしくはですね、もしくは先行取得でも構わんかもしれんけれどもということをおっしゃってるのかもしれないけれども、そこはですね、どぎゃんことをしてもやれというのはですね、ちょっと言葉がですね。

まあ、どぎゃんことをしてもというのはですね、何か広くなり過ぎてですね、ちょっと私が言ったのであればですね、まあ言ったということであれば、私もちょっと今は確認できませんけれども、まあ何でもしていいというのはですね、これは意味が違うと。要するに土地交換、土地取得、もしくは交換、処分、もう何でもしていいという意味ではないというですね、もしよければここでですね、そういう御説明はですね、させていただきたいということでございます。

○議長（稲田忠則君） 17番荒牧議員。

○17番（荒牧昭博君） 3回目の質問をさせていただきます。

さっき同僚議員の中でですね、提出者議員は土地の取得についてはですね、今問題になっていきます土地の取得については県がやるべきだと、やるべき話だと言われました。確かに、その県道にかかわる用地はですね、県がするべきものであります。しかしながら、一般質問の中でですね、

提出者議員はあその土地をですね、家が建つ前に早く取得をなさないと、買えということを一
般質問の中で言われてるんです。

（「何でもは言うたらん」と呼ぶ者あり）

いやいや、あんた言うてあるんです。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）

だから、まあ、待ってください。私が言いよりますから。

でですね、あその土地は本来は県が買う土地であるかもしれませんが、そういう形で言
われてます。ですね。だから、県が今さらですね、県が取得するべきだということですね、言
われるのはですね、もう心外です。

（「ああ、心外」と呼ぶ者あり）

うん。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

で、まあ今回のですね、100条委員会についてはですね、それは議会に与えられた権限ですけ
どもですね、本来はその前にですね、もう少しですね、まあ言われましたけど900万とか、その
等価交換の分についてですね、訂正案を出されたと言われますけども、そうじゃなくて、それ以
外のことについてですよ。それは修正と言えますけども、結局もう少しですね。なら土地は地権
者の方が売らないということだから、等価交換でなったわけですよ。じゃ、それ以外にどうい
うことがあるのかというのをですね、こら代案として出してもらわんとですね、いかんだったん
じゃなからうかと私は思っております。以上です。終わります。

○議長（稲田忠則君） 8番野田議員。

○8番（野田祐士君） 荒牧議員3回目の御質問にお答えしたいと思います。

土地取得についてですね、私が言ったとかいう話についてですね、私もいつの段階でという
質問をしたかをですね、今ちょっと全て記憶しているものではございませんし、もちろん一般質
問ですので質疑応答の中でですね、どういう言い方をしたかはですね、確認ちょっとできかねま
すので、ちょっとそれについてはここでの答弁はですね、避けたいと思いますが、あと何やった
ですか、900万の代案、代案。

（「修正意見をですね、出したと言われますけどもですね、900万、土地をですね、土地を相
手が売らないという形の中でですね、結局出てきたのが等価交換なんですよ。その代案と
して何か」と呼ぶ者あり）

うんうん、なるほど。分かりました。はいはい。

所有者との土地交渉の中で土地を売る売らないというのはですね、まずですね、基本的なとこ
ろはですね、これは町が交渉するべき問題ではないというのは、まず1点目ですね。用地交渉だ
から、あくまでも県。県道の用地交渉を町がするというのはですね、基本的に違うという部分が
基本ですね。これはございます。また売る売らないという話があったときにですね、用地交渉に
ついてですね、売らなかつたらどうなるのかという場合ですね、それこそ、それは公用に帰する
部分であればですね、それは流れによっては収用とかですね、いう部分もあるのかもしれませんが。

まずは県がすることと。町がするべきじゃないというのが基本で、後は、基本ですよ。

あくまでも基本で、荒牧議員の質問にお答えですので、そこは間違いないように聞いていただきたいんですけども、あともし売らないと言われた場合は、計画があったというお話ですね、コンビニの。だったらコンビニに戻すというのがですね、第一義的な考えではないかと。コンビニ開発をすると。ま、流れはですよ。900万をやらなければ、町が予算をつけて、予算というか出さなければ、それはコンビニとして話が進んでいたという御答弁だったですよ。5月に開店、今年の5月だから、もう終わってますけども、開店予定だったということなんで、もしその交渉がつかなければですね、私はそうなるのかなと。コンビニをされるのかなという思いもありました。それについてですね、コンビニができたらですね、20年間云々と。交差点ができないんじゃないだろうかと議論はですね、もちろんありましたけれども、そういう認識でございました。

あと代案とかですね、云々はですね、先ほどから申し上げているとおりでありますし、あともう一つ何か大事なところがあったよね。あ、交換ですね。等価交換、これ等価交換ということ自体がですね、これ等価交換と言われますけども、等価交換じゃなくてですね、等価による交換なんですよ。普通の財産の処分は議会の議決が必要です。これ普通財産、まあちょっと238とか237ありますので、議会の議決が必要ですし、住民の理解ももちろん必要だと思っております。その上を受けて益城町の条例だったと思いますけれども、等価による交換、要するに同等の土地であれば土地同士とかですね、いう部分であれば6分の1以内のですね、財産の名目ですね、それが6分の1以内であれば等価による交換をですね、できるという、可能ですよと。これはあくまでも可能ですよね、ということがあります。

その、実際等価による交換が本当に等価なのかというのもですね、疑義もあると。今回提出した内容に書いておりますけれども、本当に等価なのかという疑義もあるということを確認したいと。それが等価でなかったら、もちろんですね。私はですね、基本的行政財産をですね、処分すること自体がですね、問題だというふうな認識であります。なぜなら今使っている部分、今使っている町の町民が使用している財産、土地であったり、役場であったり、文化会館であったり、駐車場であったり。これは町民の財産であって町長の財産ではないという部分で、あくまでも理解が。

(「ということなんですけど」と呼ぶ者あり)

はい。だけん代案議案についてはですね、はい、ま、代案については私が別にですね、交換自体をですね、納得したものではございませんので、代案についてはちょっと出すべきものでもないかと思っております。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

3番富田議員。

○3番（富田徳弘君） 皆さん、こんにちは。3番富田でございます。

木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車との土地交換に係わる特別委員会の設置について反対討論を行います。

長年の益城町の懸案事項である木山交差点改良は、町民皆さんの願いであり、町にとっても重要課題の一つであると位置づけられてあると考えております。益城町の中心地であり、かつ役場の玄関口ともいえる交差点であります。今回の等価交換による用地取得は、交差点改良に向けた大きな一歩であるということがいえます。これから、執行部と議会が一体となって県への働きかけを一層強くするとともに、交差点の一部は町道区間でもあることから、県とも協議を重ねながら町も努力をしていかなければならないと考えております。

さきの6月議会、7月臨時議会において否決された補償費につきましても、地権者の方々の理解と町に対しての最大限の配慮をいただき、その支払いもなくなっております。等価交換についても、地方自治法、地方自治法施行例、町条例、町規則等に基づき適正に行われたものであり、何ら疑義のあるものでもありません。また、不動産鑑定につきましても、専門の国家資格を持った鑑定士が基準に沿って実施されたものであり、特定の者に有利に働くような鑑定などあり得ないと信じております。

今回の特別委員会の設置は、我々議員に与えられた最大かつ最強の権力を行使であるといえます。誰の目から見ても明らかな疑惑・不正を追求していくものであり、安易に行使するものではないと考えます。特別委員会の設置につきましては、我々議員は相当の覚悟と責任を負わなければならないと考えます。

今回の等価交換は、長年の懸案である木山交差点改良と、文化会館第二駐車場の利用状況を勘案し、交差点を改良してほしいというたくさんの町民の民意を受けて、どうすればより町民の安全安心が確保できるか、町民の福祉の向上につながるのか、将来のためにはどうなのか、しっかりと二つの土地を比較検討された上で決断されたものです。町民の願いである木山交差点の改良に大きな一歩を記した今回の交換は、何ら疑義を挟むものではなく、特別委員会の設置には断固反対するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。

私は、議員提出第7号、木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査に関する決議に賛成する立場から意見を述べます。

執行部から6月の定例議会、7月の臨時議会において、木山交差点改良の名目で道路用地確保のための借地権契約解約補償費900万円が補正予算として提案されましたが、提案理由が不明瞭でそれぞれ否決され、9月定例議会では何の説明もなく、10月下旬に議会や住民に説明することなく、突然に益城町文化会館第二駐車場と木山交差点北西地域の私有地との等価交換がなされました。

この行為に驚いた我々は、その真意を問いたすために今回一般質問の中で質問させていただきましたが、とても疑問を解消するまでには至っておりません。特に木山交差点北西地域の開発計画の有無、その中で議会に提案されて否決された900万円が何だったのか。また、行政財産である益城町文化会館第二駐車場を木山交差点道路用地取得のため、普通財産に財産区分を変更されていることへの疑問、さらに等価交換の前提となる土地の評価において益城町文化会館第二駐車場と木山交差点北西地域の私有地の不動産鑑定について、その条件等について疑問が残りました。

これらの疑問を解消し、心配している町民を安心させ、特に執行部への疑義をなくするためにも、特別委員会により疑問点を調査することが必要であると思います。

以上のことから、私は当議会に木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義に関する調査をする特別委員会の設置に賛成するものです。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議員提出第7号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車との土地交換に係わる疑義の調査に関する決議」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議員提出第7号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車との土地交換に係わる疑義の調査に関する決議」は可決されました。

午前中はこれで終わります。

午後は1時30分から会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員の方は午後1時10分まで福祉常任委員会室にお集まりください。以上です。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

先ほど可決されました、木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換にかかわる疑義の調査特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により議長が指名します。6番中川公則議員、8番野田祐士議員、9番宮崎金次議員、11番寺本英孝議員、13番石田秀敏議員、14番中村健二議員、15番竹上公也議員、16番渡辺誠男議員、17番荒牧昭博議員。

ただいま議長が読み上げましたとおり、それぞれ指名します。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、調査特別委員会委員は議長が読み上げましたとおり選任することに決定しました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

12月8日から本日まで8日間にわたりまして御協力いただき、まことにありがとうございました。これで平成27年第4回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員